社会臨床雑誌

1999年11月21日　　第7巻第2号

はじめに ..... 日本社会臨床学会編集委員会 1

日本社会臨床学会第7回総会報告

定期総会総括 2
会計報告 10
シンポジウムⅠ　いま、学校・教育はどうなっているか 12
シンポジウムII　先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える 41

〈論文〉

障害児教育政策にみられる義務化体制の強化 ..... 竹嶋　龍雄 64
『ソフィーの選択』――誰が生き、誰が死ぬかを裁く臓器移植体制――(その1)
..... 秋葉　聰 71
原告金子幸代の分限免職処分取消等請求事件の横浜地裁判決文(特に「原告の素質及び性格」の描写に関する結論)についての意見書
..... 篠原　睦治・小沢　牧子・林　延哉 ... 82

〈「映画と本」で考える〉

「ギルバート・グレイプ」とアーニーは何処へ ..... 浪川　新子 99
『ファザーレス　父なき時代』への眼差し ..... 竹村　洋介 102

〈"ここの場所"から〉

「遺伝も感染も」ある自然世界、人間世界を…寛大に引き受け合う
..... 松下　徳二 106

編集後記 110
『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い ..... 裏表紙裏

日本社会臨床学会編集

はじめに

日本社会臨床学会編集委員会

本号は社会臨床学会第７回総会の特集号です。総会は1999年4月24日(土)と25日(日)の二日間、東京の江東区森下文化センターで行われました。今回は２つのシンポジウムを中心とした総会です。例年、充分な討論が行われないままシンポジウムが終わってしまうという反省もあり、記念講演は行わず、シンポジウムにかける時間を増やしました。

従って、本号は２つのシンポジウムの報告に多くの誌面をさいています。シンポジウムⅠ「いま、学校・教育はどうなっているのか」とシンポジウムⅡ「先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」の報告です。どちらも当日の司会者が中心になってまとめていただきました。各発題者の発題内容の報告はもちろん、討論部分も丁寧にレポートされています。両シンポジウムとも、大きな問題提起を含んだものでした。その問題が、文字化することにより、より明確に伝わってくるように思われます。この報告をきっかけに議論がさらに深まっていくことを願っています。

総会の第１日目に定期総会が行われました。そこで第３期運営委員会総括案が一部修正の上採択されています。その報告と会計報告を掲載しました。どうぞお読みください。

竹嶋龍雄さんの論文「障害児教育政策にみられる義務化体制の強化」は、国の障害児教育への施策と広島県の施策を分析し、その関連性を考察しています。1997年に広島県教委が出した「障害児教育にかかわる基本的な考え方」は'79年の養護学校義務化以降の「分離・別学」体制が障害者に対する差別意識を強化したことを反省した上で、いくつかの施策を提示しています。その意味で、この施策は一見、障害者解放に向いているようですが、基本は「共に生きる」教育を否定した「分離」思想から成り立っている、そう竹嶋さんは指摘します。そして国の施策や広島県の施策は「分離・別学」に反対してきた教師たちの思想の弱体化をねらうものであると論じていきます。

秋葉聰さんの論文、「『ソフィーの選択』――誰が生き、誰が死ぬのかを裁く臓器移植体制――(その１)」はスタイロンの小説『ソフィーの選択』に学びながら、アメリカの臓器移植体制の現実を論じたものです。『ソフィーの選択』は、ナチの医者に「あなたの二人の子のどちらかを助けることができる。どちらを助けますか」と選択をせまられた一人の女性、ソフィーの物語である。秋葉さんは、アメリカの臓器移植の現実を具体的に報告しながら、そこにソフィーに対して医者がせまったような生と死のゲームを見てとり、臓器移植の問題点を鋭く論じていきます。本論文は２回に分けて掲載されます。今回は「その１」です。次号の「その２」と合わせてお読みください。

篠原睦治さん、小沢牧子さん、林延哉さんの「原告金子幸代の分限免職処分取消等請求事件の横浜地裁判決文(特に「原告の素質及び性格」の描写に関する結論)についての意見書」は、神奈川県立外語短大元専任講師の金子幸代さんが分限免職の取消を求めた事件の第一審判決を批判する意見書で、東京高裁に提出されたものです。金子さんは学長や教授会多数派との様々なせめぎあいの過程の中で分限免職処分を受けています。しかし、一審判決はその過程を捨象し、金子さんの「素質及び性格」を任意に描いて、そこにのみ焦点をあて、処分を正当化しています。「意見書」は一審判決を批判するとともに、「素質及び性格」概念の持つ危険性についても問題提起しています。

＜映画と本で考える＞は2本あります。浪川新子さんは映画「ギルバート・グレイプ」の主人公ギルバートと「知恵遅れ」の弟アニーを中心とした物語を、ご自身の住む腰越という町での人間関係を通して考えていきます。竹村洋介さんの「『ファザーレス　父なき時代』への眼差し」は、「ファザーレス」という映画を通して、私たちの社会及び私たち自身のあり方を論じていきます。そして、この映画を見るオーディエンスの位置についても言及します。

＜“ここの場所”から＞は、今回は松下徳二さんの「『遺伝も感染も』ある自然世界、人間世界を…寛大に引き受け合う」です。松下さんは、「らい予防法違憲国賠訴訟の勝利に向けて共に歩む会」発足の経緯と会の活動について詳しく報告され、論文タイトルにあるような「…寛大に引き受けあう」というあり方へのご自身の思いを語っていきます。

日本社会臨床学会第Ⅲ期運営委員会総括

日本社会臨床学会運営委員会

1999年3月31日

Ⅰ．諸活動の企画と運営

本学会の一切の活動は、学会運営委員会の討論と決定に基づくものだが、運営委員会は、第Ⅲ期第1年度は8回、第2年度は7回、行っている。なお、第2年度の、運営委員会も兼ねた「夏の合宿」は台風のため中止した。
以下、第Ⅲ期において学会内外に公開された諸活動を列挙する。

(1)第5回総会(会場、静岡・静岡大学)
シンポジウムⅠ　学校、塾、不登校を考える
シンポジウムⅡ　バリア・フリー社会を考える
シンポジウムⅢ　高齢化社会を考える
記念講演　学校化社会に見る大人たちのウソ
総会決議　脳死・臓器移植のいかなる合法化にも反対する
(2)第6回「夏の合宿、第6回総会に向けて」
(3)学習会「脳死・臓器移植の深みへ」
(4)学習会「PTSDをどう考えるか」
(6)第6回総会(会場、東京・和光大学)
報告と討論　これまでの社臨・これからの社臨
トーク&コンサート　死と弔いの「意味」
分科会Ⅰ　老いと介護をめぐって
分科会Ⅱ　精神医療は改革されてきたのか
分科会Ⅲ　学校と教育を解読する
分科会Ⅳ　ボランティアをどう考えるか
分科会Ⅴ　日本を生きる
記念講演　描くこと、書くこと、そして触ること
全体会　資格・専門性は必要か幻想か
(7)学会誌『社会臨床雑誌』第5巻第1号～第6巻第3号
(8)学会紙『社会臨床ニュース』第27号～第34号
(9)学会名簿の発行
(10)上記(6)「報告と討論　これまでの社臨・これからの社臨」と関わって、学会第Ⅲ期運営委員長文責の「これまでの社臨・これからの社臨」及び学会編集委員会作成の「日本社会臨床学会文献リスト」を発表している(学会誌第6巻第1号、以下、○巻○号と略す)。

上記(1)～(10)からわかるように、第Ⅲ期第2年度活動は、第6回総会の開催、学会誌・紙の発行に限定された。その弁明については、学会紙33号で述べたので、ここでは省略する。また、第7回総会

までの刊行を約束した『現代社会とカウンセリング』(仮題)は急ぎ編集を進めており、夏前刊行をめざして努力中である。

なお、この際、学会創設年度(92年)から97年度までの「収入状況と納入会員数の変化」を表示する。本表によると、会員数は、創設時点と比して、近年になるにつれて倍増し、ここ数年は、350名前後になっている。ところで、二年以上の会費滞納者は、会則により、退会とみなしているが、申し出による退会もある。近年、退会者の減少数はわずかである一方で、加入者も多くなく、増減ほぼ同数の現状になっている。繰越金額は、ここ数年、20万～30万円の間で推移しており、健全財政の印象を与えている。ただし、この事態は、これまで、総会時収入やマスコミ出版物の販売収入など、学会費以外の収入に大きく依存してきた。私たちは、学会活動を支える財源の内、学会費が占める割合がより大きくなることを願っているが、その意味でも、会員数の増加と学会費の確実な納入を期待している。会員の皆様のご理解とご協力をいただくと幸いである。

年度	総収入 (単位、千円)	学会費 (含購読会費)	納入会員数 (含購読会員)	次年度繰越金額
1992	1433	936	156	870
1993	3382	1615	269	548
1994	4325	2050	342	206
1995	3688	1800	300	360
1996	2854	1661	277	208
1997	3094	2173	362	293

表：収入状況と納入会員数の変化

(納入会員数は、過年度会費、当該年度会費、翌年度会費の納入者総数。)

II. テーマと課題

今期に論じられたテーマと課題のうち、第1年度分に関しては、6巻2号で述べたが、ここでは、第2年度に継承、展開し、第6回総会で取り組み、第IV期運営委員会活動に繋げていきたいテーマと課題を述べる。

(1)国家資格化と消費社会の中の「資格・専門性」を考える

医療・福祉・教育に関わる多くの領域では、関連業務の効率化とサービス化に伴って、専門性の充実と、国家資格など資格の強化がいよいよ謳われている。その中で、近年、言語聴能士や精神保健福祉士の国家資格化が開始されたのだが、臨床心理士の国家資格化については、保留状態になっているようである。だが、一方で、日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理士は増加しているし、そのための大学院設置は全国化しており、そこへの需要は高まっている。おそらく、今後、この臨床心理士が"基礎資格"的意味合いを持ちながら、種々の領域にわたって浸透していくと思われるが、例えば、スクール・カウンセリングの実施とその全国化に伴って、その影響力は既に大きくなっている。

このような事態で、今期前半の学会誌(5巻1号、3号)で、臨床心理士と精神保健福祉士の国家資格化を論じたが、第6回総会では、医療・福祉・教育の臨床現場から、横断的に「資格・専門性は必要か幻想か」を討論した(6巻3号)。そこでは、医療サービスの商品化とその質の保証としての資格・専門性という指摘がなされ、また、"資格・専門性を問いつつ、その渦中で働く"といった、矛盾や葛藤を引き受けた実践の模索も提起されている。
これらの資格化を問う本学会の主体的・実践的立場はいまだ明確にしえず、本学会は、資格化を問う際の"問われる"側との緊張関係を持ちにくい事態にある。それにしても、その取り組みの不十分さを思わないわけにはいかない。本学会の姿勢と性格(後述)からしても、私たちは、資格化状況の更なる分析と、そこに抗する批判的発言と実践的模索を重ねていくことを再自覚したい。

(2)「現代社会とカウンセリング」を考える

第Ⅱ期で行った連続学習会を受けて、学会誌では、〈特集カウンセリング〉(5巻1号)を組んだが、そこでは、若者のカウンセリング志向、「心の商品化」問題、フェミニスト・カウンセリングやスクール・カウンセリングの現状と課題を論じた。以後、これらのテーマを含めて、「現代社会とカウンセリング」を論じる単行本の執筆と編集が進行している。

(3)「社臨シリーズ」第3巻『施設と街のはざまで』を討論する

「社臨シリーズ」全4巻の刊行(影書房)は、第Ⅱ期中に実現し、本シリーズをめぐって読書会を重ねることができた。第Ⅲ期になり、学会誌上で、『施設と街のはざまで』をめぐる読書会の報告とその後の討論がなされたが、主として「施設を改善する、開く」とはどういうことかが論じられた。すなわち、そのことによって、施設の隔離性を合理化し隠蔽してしまわないかという発言があったが、それに対して、そこからの出発を積極的に主張する施設労働者の発言などもなされている(5巻1号、2号)。

(4)「脳死・臓器移植」問題を考える

脳死・臓器移植の合法化を批判する発言は、その原理的問題を解明しつつ、第Ⅲ期に入ってからも重ねてきたが、第5回総会では、いかなる合法化にも反対する総会決議を行った(5巻2号)。その後、臓器提供に関わる「本人意思の尊重」(死の自己決定権)をめぐって学習会や第6回総会で考えている(6巻1号、2号)。この文脈で、「先端医療における自己決定権とカウンセリングを考える」といったテーマへと広がり深まることを期待しているが、第7回総会シンポジウムでは、その試みを開始することになっている。

(5)学校と教育を解読する

「学校と教育」をめぐる議論は、障害児側から提起されてきた「どの子も地域の学校へ」と、登校拒否体験者側が語ってきた「学校教育のあり方を問う」とが、相互に納得できる接点を持ちえないまま、臨床心理学会改革時代以降、ずっとしつこく重ねられてきた。第5回総会では、塾やフリー・スクールの可能性を含めて、子どもたちの生きる場所を探った(5巻2号)。第6回総会分科会では、「学校と教育を解読する」ことを試みたが、学校=教育の歴史形成的な問題、個性化と選択の分断性などを語り合っている(6巻2号、3号)。第7回総会シンポジウムでは、この文脈で、現状分析を多面的に行いながら、また、学校の可能性を探りつつ、「いま、学校・教育はどうなっているか」を語り合うことになっている。

(6)精神医療改革を検証する

昨今、精神病院の開放と隔離は同時進行し、加えて、社会復帰の強調とともに地域精神医療が試行されつつある。つまり、精神医療は機能分化、多様化してきているのだが、その矛盾と課題は重畳してきている。第6回総会分科会では、「精神医療は改革されてきたのか」を語り合ったが、ここでも、精神医療「改革」は、経済効率と社会防衛に立つ保健・医療・福祉の再編に深く関わっているという認識が指摘された。一方で、「地域精神医療」の場における「出会いと関わり」が模索されていかなくてはならないし、そこに「する」側の実践課題があるという提起もなされている(5巻3号、6巻3号)。

(7)「コンピュータ化・情報化」を考える

このことについての一連の議論については、第Ⅲ期に入って、一旦、論点整理が行われたが(5巻2号)、その後、精神医療の現場からの発言があり、そこでは、「コンピュータ化・情報化」が人と人の直接的関係性を失わせること、効率・迅速を求める事態と関わっていること、したがって、この事態は資格・専門性の抱える問題にも連動していること等が指摘されている(6巻1号)。「コンピュータ化・情報化」の展開と普及は"日進月歩"の様相になっているが、こうして、この種の討論は、"暮らしの検証"という観点から重ねられていかなくてはならないし、(後述するが)本学会における「情報」の伝達と交換のあり方にも繋げ続けなくてはならない。

(8)「バリア・フリー社会」を考える

このことについては、第5回総会で討論したままになっているが(5巻2号)、今日、「バリア・フリー社会をつくる」という課題は、高齢化社会、ノーマライゼーション、共生社会などの強調とともに、積極的に提言されている。第5回総会では、主として、生活環境における物理的障壁をテクニカル・エイドなど物理的補強で克服するということをめぐって論じられたが、昨今、「バリア」が、障害者に対する差別や偏見など精神的・心理的障壁に及んで言われることがある。

差別や偏見は関係論的、日常的に解かれるテーマでもあるのだが、とすると、これらを「バリア」と括って客体化してしまっていいのかという問題が生じる。第5回総会でも語り合われたことだが、今後、「バリア」を限りなく取り去ろうとする方向でいくのか、「バリア」ゆえに関係的に生きうるとする暮し方を探るのか、あるいは、それらのはざまを生きるのか等、バリア・フリー社会へと進行する実態の分析とともに、視点の検証がなされなくてはならない。

(9)「高齢化社会・老い・介護」を考える

第5回総会シンポジウムや第6回総会分科会などで、高齢化社会や老いの描き直し、介護のあり方などの議論を重ねてきた(5巻2号、6巻3号)。近く実施される公的介護保険制度が、地域や家族の日常生活の中で、どのように位置づくのかの議論は開始されたばかりである。これらのテーマは、家族、地域の人間関係の諸問題とともに解かれていくべき、現実的、状況的テーマである。第6回総会分科会では、このことについて語り合っているが、そこでは、「私」たちの生活の中で生起する介護の現実に「公」的援助が「共」にという視点からどのように関われるのかを、改めて討論すべき大きな課題として残している。

(10)「ボランティア」をめぐって考える

この問題は、くすしくも「ボランティア」の義務化、有償化を提言する形で語りだされたが、その後、このことをめぐって議論が継続している(5巻3号、6巻2号)。第6回総会では、「ボランティアをどう考えるか」の分科会を持った(6巻2号)のだが、そこでは、自発性、無償制など、"あるべき"ボランティア論に加えて、"国家・社会の要請としての"ボランティアをめぐる批判的分析が開始されている。

(12)らい予防法廃止問題を考える

本紙でも、らい予防法が廃止されたにもかかわらず(1996年4月)、国民健康保険の任意加入すら認められない等、「今なお、生きつづけるらい予防法」の実態が報告され、それに伴う署名要請もなされた(『社臨ニュース』26、28～30号)。昨年7月以降、熊本、鹿児島など全国各地で、「強制隔離・拘束」に対する「国の責任」を問う裁判が開始されているが、その折りだけに、このような訴えは今日性を持っているし、今後、裁判の経過に着目しつつ、私たちの課題を探っていく。

(13)「PTSD」問題を考える

阪神・淡路大震災、神戸の小学生連続殺傷事件等を契機に、PTSD(心的外傷後ストレス障害)が、被害者の擁護という観点から肯定的に語られている。そのための「こころのケア」や「こころの専門家(カウンセラー)」の必要性も言われている。この問題については、学習会を持っているが、しかし、これも病名診断ではないか、ラベリング問題はないのか等の疑問が幾つか提起されている(6巻1号)。『現代社会とカウンセリング』(仮題)でも論じるが、この概念はこれからも流行っていく勢いにあるので、その中で進行するかもしれない事態に注目しながら、この問題をさらに考えたい。

(14)「異文化」問題を考える

国際化という言葉が流行し、文部省も国際理解教育を打ち出しているが、この問題をどのように批判的に考えるかは、私たちの課題である。第2回総会でも、この問題は討議され(学会編『他者への眼ざし－「異文化」と「臨床」』)、最近では、「英語教育」改革問題と関わって論じられている(5巻3号)。さらに、第6回総会分科会では、「日本を生きる」というテーマで議論している(6巻3号)。今日、「日本」という場でさまざまな文化を持つ人々が生きているのだが、そこで起こっている「異文化間の葛藤と共存」の問題を今後とも考え続けたい。

以上、幾つかのテーマと課題を整理したが、この他に、学会誌・紙には、上記テーマにつながる論文やエッセイを発表してきた。なかでも、渋谷典子さんの「義肢装具の社会学的考察」は〈その4〉(6巻3号)を迎えている。

以上で見てきたように、私たちが関心を寄せてきたテーマと課題は多く、その全てにとりくみきれているとは言えない。とはいえ、私たちは、"いま、ここ"の「臨床」や「暮らし」の中で気づき格闘している、医療・福祉・教育などに関わる諸問題を折々に掘り起こし寄せ集めながら、時代や状況を重ね合わせて、解こうとしてきた。いま、そこに、より根源的な共通のテーマと課題があることを明示することは困難であるし、また、そのことは緊急な作業とも思われない。本学会の幾つもの場を大切にしながら、いろいろな領域と立場の人々が共に考えつづけることで、私たちのテーマと課題はいよいよ拡散するかもしれないが、やがて、それらに貫流する核心にも迫りうるだろうと期待している。

Ⅲ．本学会の姿勢と性格

ここでは、すぐ上で述べたことと関わるが、学会創設以来6年が経ったいま、振り返って、私たちは本学会の姿勢と性格をどのように形づくってきたか、また、いきたいかを述べる。
この際、学会会則を想起しておきたいが、そこには、「本学会は、社会・文化のなかで『臨床』という営為を点検、考察し、さらに、そのあり方を模索することを目的とする。いまの時代を生きる人間の悩みや想い、その背後にある社会の矛盾や問題を、既成の枠組みやその方法にとらわれず、さまざまな領域、さまざまな立場の人々が共に自由に考える場となることをめざす」(3条)とある。
私たちは、ここ数年、「情報化社会」、「高齢化社会」、「消費社会」、「生涯学習社会」などと、折々の文脈の中で規定され意識させられる「いまの時代や社会」のなかで、それらの現状を描き、それらの問題と課題を発掘し解こうとしてきたのだが、そのような作業の場は、無制限に広く設定されてきたのではなく、ある限定を設ける意図と結果になっている。
つまり、私たちは、日本臨床心理学会改革の継承と展開を願って、本学会創設以来、臨床心理学・心理臨床の分野・領域に依然として強い関心を寄せながらも、もはや、そこに留まらず、医療・福祉・教育と各々の周辺領域にまで広げて、「いまの時代・社会」における「臨床」という営為の点検とあり方に焦点をあてて考えてきた。なお、この際、「臨床」という用語は、「する」側の「される」側に対する(資格・専門性に囲まれた)行為を軸に、「暮らし」や「現場」に臨み関わる行為を広範かつ曖昧に包括する表現として使うこととする。
私たちは、「臨床」の点検とあり方の模索が、それぞれの分野に従事する者たちのみによってなされうるとは考えない。その作業は、「する」側と「される」側の相互討論によってもなされるし、(その関係を含んだ)いろいろな立場と領域の人々による共同の行為でもありたいと願っている。
言うまでもなく、「人間の悩みや想い」の場は、国や社会の現状、法体制や行政のあり方等にも規定され翻弄されたりしている。したがって、これらに対する問い掛けも持続してきた。それにしても、医療・福祉・教育の分野を軸に、それらの「現場」や「暮らし」で気づき悩んできた事々から出発し、それらを解こうとする意欲と展望を持って、法・行政の現状や法制化・行政化に対する問いを発しなくてはならないと考える。
こうして、私たちは、「いまの時代を生きる人間の悩みや想い」を分かち合い解決しようとする際に、個々人の心身のリアリティに想いを寄せつつも、個人還元主義・心理還元主義に陥ることなく、また、社会還元主義・体制還元主義の弊害にも気づいて、その両側を往還しながら、「いまの時代を生きる人間の悩みや想い」を、上述の場や関係の中で、力動的、包括的に、そして共同で解こうとする姿勢と方法を探りつづけたいと願っている。それは、既成の知識・技術、そして、学問や思想のあり方を学びつつも、絶え間なく捉え直す自己点検、相互点検の作業を伴うものである。
そのために、私たちは、各自が関与する領域にこだわりつつ、そこでの問題と課題を表現しながら、他分野、他領域、「する」側、「される」側など、相互に異なるいろいろな人々との自由で率直な討論を不可欠なこととして大切にしていきたい。本学会は、そのための場を積極的に作り上げていきたいし、今日までも、不十分ながら、その模索を重ねてきたと思っている。

Ⅳ．本学会のあり方に関わる課題

上記「本学会の姿勢と性格」を形づくっていく一環として、第Ⅲ期運営委員会は、とりあえず、次の

三点に関して議論を開始している。今定期総会でも、会員の皆さまのご意見をうかがえればと願っている。

(1)学会誌・紙をマスコミ・ルートに乗せることはどうか

この件は、マスコミ・ルートに乗せることで読者を広範に獲得し、いろいろな立場、領域の人々の多角的な問題提起を受け、一緒に考える場を拡大し深化するという期待と展望の中で発想されたものである。また、編集、印刷、発送など一切の発行作業を、運営委員会内ですべて負うことに限界を感じ出しているという率直な事情もある。

このことによって、"雑誌の商品化"に伴って生じる幾つかの規制や、本学会自身が負う大きな財源の確保等、いくつかのリスクを負うことになるかもしれない。とはいえ、このようなリスクを引きずることになるにしても、商売のことなど世俗の論理とせめぎあいつつ、「いまの時代・社会」に問題提起する、内容豊かな雑誌を創り出して広く流布する、大きな契機にできないかと考えだしたばかりである。

(2)本学会ののホームページを開設してはどうか

運営委員会は、ホームページ開設をめぐっては折々に討論してきたが、ホームページを利用できる人とできない人の、情報に関する不平等が生じる等の理由から、この実施に慎重であった。特に、(既述したが)コンピュータ化・情報化については、学会のあり方とも関わって議論している折りでもあり、保留のままになっている。

一方で、一般的に言って、インターネットの普及とホームページの開設は日常化してきており、このことによる情宣と情報の交換は多くの人々によってなされている。そのような状況のなかで、私たちも、ホームページを開設する便宜を考慮する段階に来ている。運営委員会は、情宣の役割に限定して、暫定的、試験的に、ホームページを開設することにし、そこに生じる諸問題については、折々に討論したいと考えている。

(3)日本学術会議に参加する件をどう考えるか

この問いを立てる最大の理由は、社会臨床学会が「学会」として発足し、その様に名乗り続けている事情と関わっている。その事情とは、臨床心理学会から心理臨床学会が生まれ、その後に、臨床心理学会から脱退した人々が呼び掛けて、臨床心理学会改革の姿勢と方法を継承、展開する「社会臨床学会」を創設したことである。私たちは、この歴史的経過と現状の絡み合いを睨みながら、社会臨床学会も「学会」という名を付しているという事実について自覚的でなければならないのだが、日本学術会議との関わりも、この経過上、検討しなければならない問題である。

例えば、本学会が学術会議への参加を企図した場合、その条件として会員の過半数が「科学者」であることが求められる。ここでの「科学者」とは、「本学会の姿勢と性格」を満たす者であればよいようだが、それにしても、医療・福祉・教育及び関連領域に従事する研究者、臨床家、実践家などが軸にならざるをえないだろうし、"その他の"会員が生じる事態は避けられない。運営委員会では、このような学術会議に参加することで発生する学会間階層化などの問題について議論を続けている。

日本学術会議に参加する件について考えることは、本学会のあり方について考えることである。いずれにしろ、「資格・専門性を問う」学会のあり方と関わって、今後とも、学術会議問題について考えながら、"いま、ここ"では、既述の「本学会の姿勢と性格」を実質的、具体的に形づくっていく共同の

営為を重ねていく必要性を確認している。

Ⅴ．第Ⅳ期運営委員会に向けて

第Ⅳ期運営委員会は、上記Ⅱ～Ⅳで述べたテーマと課題を引き受けて出発することを願っているが、以下に、具体的プログラムを列挙する。

(1)上記Ⅱ～Ⅳで述べたテーマと課題に関わる論文、エッセイ、報告を発掘して、学会誌・紙や総会、学習会などで発表し、討論を重ねる。
(2)そのうち、第7回総会では、二つのシンポジウム「いま、学校・教育はどうなっているか」と「先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」を軸に考える。
(3)『現代社会とカウンセリング』(仮題、現代書館)を刊行して、これをテキストとしながら、学習会や誌上討論を行う。
(4)第7回定期総会の場を含めて、運営委員会内外で、上記Ⅳで述べた3件など、「学会のあり方に関する課題」をめぐって、討論をし納得できるものから順に実行に移していく。
(5)諸活動の情宣や入会のお誘いを積極的に行うことで、いろいろな立場、領域の人々を迎え、既述のテーマと課題に関わる情報の交換と意見の交流を豊かにする。その結果として、会員の増加と財政の安定をはかる。
(6)その他。

1998年度決算

日本社会臨床学会運営委員会

収入			支出		
摘要	予算	決算	摘要	予算	決算
繰越	292617	292617	雑誌印刷費	1100000	1296750
98年会費	1500000	1199270	news等印刷費・封筒・紙	80000	53646
過年度会費	300000	184000	誌紙郵送費	200000	462805
翌年度会費		139000	運営費（事）	360000	360000
98年購読会費	100000	42000	消耗備品費（事）	60000	12640
過年度購読会費	60000	18000	通信連絡費（事）	10000	
翌年度購読会費			会場費・茶代（運）	10000	7000
雑誌等売上	80000	150300	交通費（運）	200000	151460
印税	50000	57100	連絡費・文具（運）	10000	3120
広告費	30000	74895	食事（運）	30000	35815
学習会参加費	30000		会場・茶・資料代（学）	40000	
総会参加費	300000	568000	講師交通費など（学）	70000	
交流会費	200000	210000	雑費	10000	13231
雑収入		129370	第6回総会費用	400000	1051864
利息	500	78	交流会費	200000	304504
カンパ		35000	第7回総会準備費	200000	
和光大学より補助	300000	300000	次年度繰越金	263117	-353205
合計	3243117	3399630	合計	3243117	3399630

注：（事）…事務局費

（運）…運営委員会費

（学）…学習会費

1999年度予算

日本社会臨床学会運営委員会

収入		支出	
摘要	予算	摘要	予算
繰越	-353205	雑誌印刷費	1130000
99年会費	1500000	news等印刷費・封筒・紙	60000
過年度会費	300000	誌紙郵送費	300000
翌年度会費	100000	運営費（事）	360000
99年購読会費	100000	消耗備品費（事）	20000
過年度購読会費	60000	通信連絡費（事）	3000
翌年度購読会費		会場費・茶代（運）	10000
雑誌等売上	100000	交通費（運）	150000
印税	150000	連絡費・文具（運）	10000
広告費	70000	食事（運）	30000
学習会参加費	30000	会場・茶・資料代（学）	40000
総会参加費	400000	講師交通費など（学）	60000
交流会費	210000	雑費	10000
雑収入	5000	第7回総会費用	200000
利息	100	交流会費	210000
カンパ		第8回総会準備費	50000
		次年度繰越金	28895
合計	2671895	合計	2671895

社会臨床雑誌第7巻第2号(1999.11.)
日本社会臨床学会第6回総会報告

シンポジウムⅠ　いま、学校・教育はどうなっているか

話題提供者：赤田　圭亮(神奈川県中学校教員)
佐々木　賢(日本心理センター)
中島　浩籌(YMCA高等学院)
加藤　彰彦(横浜市立大学)
司会：小沢　牧子(和光大学)
武田　利邦(神奈川県高校教員)

中学校の現場にこだわりつつ

赤田圭亮

学校は子どもを抑圧する？

横浜で中学校の教員になって、今年で24年目になります。

学校が変わってきている、中学生が変わってきている、どうも学校がうまくいっていない、そういった言説がマスコミを中心に流されていると思うのですが、私どもが現場にいて見ているものと、外で語られている言説との落差をすごく感じるんです。そのへんを自分なりに点検してみたいと思っています。

私は1976年に教員になっているのですが、70年代の初頭に通信簿問題がおきます。通信簿は公簿ではなくて、家庭に返されていくものです。それが相対評価になっているというのはおかしいのではないかということで、評価をめぐっての議論がありました。そのころから、学校は牧歌的な所ではなくて、権力的な教師が子どもを抑圧し、差別・選別していく場所だという言説が語られはじめたと思います。

70年代の終わりから80年代にかけて、中学で校内暴力がおきます。この校内暴力に対しては、管理を強化することで、力で制圧したのだと言われます。力で押さえ込まれたエネルギーは80年代から90年代にかけて、子どものいじめや自殺や不登校といったものにつながっていく、と。

ここまでは学校批判・教師バッシングできたのではないかと思います。教師、学校は何をやっているのだ、と。

ところが90年代半ばをすぎてみると、黒磯で中学生がナイフで先生を刺してしまう事件がおきます。神戸の事件もある。一般的に言われるのは「キレる中学生」ということです。街ではおやじ狩り、ひったくりがある。今までは子どもたちが抑圧されているから様々な症状がおきてくるのだと学校批判をしていればよかったのですが、その実態がよく分からなくなってきたのです。

子どもというのはこんなものではないかと皆が合意していたものが成立しなくなってきたのだと思います。今まで自分たちが見てきた子どもとは違うのではないか、と。どうも学校を批判していただけではすまないのではないかと感じはじめたと思います。

その中で道徳教育を強化すべきだとか、少年法を改正すべきといったことが片方では言われはじめ、文部省は逆に、もっと個性的な学校をつくるべきだと言うわけです。

学校にいると、中学生は十分個性的で、これ以上個性的になってほしくないと思います。個性と書いて、その上に「わがまま」とふりがなを付けたくなる時があります。個性というのはそういうものだと思います。文部省が考えているように、皆が個性的にやっておきながら、クラスがまとまっているといったことはあるわけがありません。個性的になればなるほど、ぐしゃぐしゃになる。もう十分個性的だと思います。

戦後の左派的な物語によると、学校は権力であるし、抑圧する暴力装置である。子どもは被害者で、無垢で純粋で保護されるべきものである。そういった見方がありました。それが成立しなくなったと思います。

では、戦後の半分以上を支配してきたであろう子どもは純粋で無垢であり、学校は抑圧する装置であるという物語は本当に正しかったのだろうか。学校は、いろいろなものを持ち込んでくる子どもたちを力で抑え込んできたのだろうか。そこのところをちゃんと点検すべきだろうと思っています。今日は何点かについて考えてみたいと思います。

"荒れ"は抑圧に対する抵抗？

最初の問いは、80年代の荒れは学校の抑圧に対する抵抗であったのかということです。私は横浜の下町の学校で11年ほど教員をやっていました。そのころはしょっちゅう教員と生徒のつかみあいがおきていたので、教師は空き時間に廊下を回っていました。その教員が気に入らないということで、突然つかみかかって、蹴ったりなぐったりということもよくありました。その時、生徒を何人かの先生でおさえるわけです。僕らは手を出しません。出せば出すほど問題が難しくなってくるので、とにかく体をおさえていくのです。

ある時、ある教員が、手は出さなかったのですが、殴るような形になってしまったのです。その時に生徒が「俺たちは子どもだぞ。おまえたち大人なのに子どもを殴っていいのか。先生は子どもを殴ってはいけないのだろう」と言ったのです。その子は授業には一切出ず、ホースを出して水をまいたり、授業をやっている所へものを投げこんだり、何かあればすぐ殴ったり蹴ったりする子だったのです。中学生も人権的な発想をするわけです。「自分の人権は守られていない」とたぶん彼は言ったのです。だけど彼は他の生徒や教員の人権を平気で踏みにじっているんですけれども。

どうして彼からこんな発言が出たのだろうか。70年代から私は在日問題や障害児問題など差別の問題を授業の中でやってきたのですが、生徒が今の学校のおかしさを批判できるようになってほしいと思っていたわけです。もの言わない抑圧されている生徒たちからこういう発言が出てきてほしいと思っていたのですが、実際は彼から出てきたわけです。

あれが学校の権力に対する反撥であったとしたら、「俺たちは子どもだぞ」と言わなかったと思います。自分は守られるべき存在で、それを抑え込むあなたたちはおかしいと発想してしまう。それは学校を否定しているのではなくて、彼が持っている別の学校の物語を語っているのだろうという気がしました。

彼らは「何か起こるといつも俺たちのせいだ。おめえたち教員は生徒を信用してねえんだろう」と言います。彼らは黙っていても教員と生徒は信頼関係で結ばれるべきだと考えている。「ふつうの人間関係では、黙っていては信頼関係なんかできるはずないじゃないか。おまえといろんなことをつきあってきてはじめて信用できるかなと思うんだろう。おまえだってそうだろう」と言います。そうすると「そうだ」と言います。ところが先生は生徒を信頼すべきだ、自分らは信頼されて当然だと思っている、そういう感覚はすごいと思いました。

そう見てみると、学校という権力に反撥してそれを否定する、そういう反学校という形ではないのではないか、というのが当時の私の現場の感覚です。

教育的な物語だと、こんな時には「私は教師としてはっと胸をつかれた」ということになるのかもしれないのですけれども、私は「ふざけるな。もうちょっとまともに大人になろうとしろよ。いつまでも調子にのって子どもをやって、でたらめをやっているんじゃないよ」と言ってきました。人と人との関係はリアルだし、無前提に信頼するなんてことはないんだ、いっしょにいれば傷つき合うこともあるし、血を流すような関係もいっぱいあるじゃないか、と。

ですから最初の問いですが、校内暴力は子どもの抵抗であるとか、学校のシステムを糾弾するといったものではなかったと思います。現場から見ていると、子どもの方が「自我」を際限なく拡大して学校の中に入ってきているという感じがします。80年代以降学校はきびしい後退戦を闘ってきたのだと反撥されるかもしれ

ませんが、私はそんなふうに感じています。

教育はある意味で暴力であるし、学校は集団的な暴力の場として設定されている。そういう意味では軍隊と似ています。家から出た段階で制服を着せられて番号を付けられて評価されていくという意味では、そういう場所としてあったのだろうと思います。ですから、基本的には、近代的な自我とか個とかとは相容れない場として学校はあったと思うのです。学校の中で自己実現はできないわけです。学校は抑圧してくるものだし、それに対して反撥することで自分が育てられていく、70年代頃までは、そういった場所であったのだろうと思います。

ところがそこが変わってきてしまって、社会が成熟し、消費社会といわれる中で、無前提に自我意識が尊重されるべきもの、無前提に権利を保障されるものとして意識されてきている。そういう個が学校に持ち込まれている。それに対しては、学校はもうだめだろうと思います。もともと学校的なものはそういうものには拮抗できず、全て引いていって「そうだね、そうだね」と認めていく、そういう場になってきているのだろうなと思うのです。

私自身あの当時渦中にいましたけれども、親が悪い、子どもが悪い、学校が悪いという話ではななくて、もう学校はもたなくなっている、今までの学校的なものではもたなくなってきているという感じを受けました。

いじめは差別か？

二つ目の問いですが、いじめの問題について考えてみたいと思います。いじめは差別なのかという問いを考えてみました。いじめにはいろいろなものがあります。いじめはどんなふうにしていじめになるのかと考えてみます。

私から見ると、あきらかにいじめであって、不当な抑圧をされているという状況にあっても、いじめにならない場合があります。本人が「いじめられているよ」と言わない場合です。ある集団の中にいて、呼び出されれば必ず行く、行くのが遅いと蹴飛ばされるし、好き勝手に使われるわけです。使いっ走りをさせられるわけです。骨折して体育館の前で倒れているのを教員が病院に運んだりしたこともあります。皆、仲間内でやられているいじめです。本人は最後まで「いじめられている」とは言わない。「つらいだろう。本当はいやなんだろう」と言っても「いやじゃない。自分はあの子たちといっしょにいたい」と言い続けるわけです。これはいじめにはなかなかならないわけです。放っておくと死ぬかもしれないというところまでいくので、場所を変えるということをするしかなくなります。その子をそこから離す。学校に来ないようにするということもやらざるをえない時もあります。でもこれはいじめではないです。

ところが、誰もいじめとは認めないいじめでも、被害者が「私はいじめられているのだ」と言った段階でいじめになるのです。学校は今そういうふうになっていると思います。

最初の例は、子どもが持っている柔らかくて難しい部分を表現していると思うし、後者はいじめを今の学校がどういうふうに捉えているかをよく表現している例だと思います。

つまりいじめは差別であり、人権問題である、だからいじめは学校の中から撲滅しなければいけない、これが今行政や文部省などで言われている大体共通したいじめに対する見解ではないかと思うのです。僕らは差別の問題にずっとかかわってきているわけだけれども、もう一回差別とは何なのか考えるべきだと思います。

私はいじめという現象を差別や人権の問題だけでは捉えきれないと思っています。差別は社会的な一つのカテゴリーに対する不当な対応のことだと考えています。いじめの問題を差別と言ってしまうと、目標は撲滅することになってしまうわけです。では、いじめのない空間はどんな空間なのか。皆が仲良くしてにこにこしている、そういう人間関係しかでてこないんですね。でも、実際に中学生とつきあっていると、人間関係に対して我々と同じくらい複雑な部分をかかえています。彼らは彼らなりに距離感をとったり回避するすべを身につけてきています。けれども、いじめられている側が「これはいじめだ」と言った時に、そのへんが

壊れて、彼らは言い始めます。「いじめられている方にも問題があるんだよ。先生」と。でもこの言葉は教師は言ってはいけないと言われています。「いじめられている側に問題がある」ということは、それこそが差別であって、それだけは言ってはいけない、と。でも現実にはそういったことはいっぱいあります。でも、そうではなくて「いじめられている側」に立ちなさい、差別されている側に立ちなさい、そこで解決しなければだめですよということになる。教員がそういうふうに動けば動くほど周りは納得しないということがたくさんあると思います。

いわゆる近代的な価値を学校に持ち込んでそれで全てを見ようとする、そうするとそこからこぼれてくる部分があるのではないかと思うのです。

「平等」はすばらしい？

もう一つの問いは、「平等」というのはすばらしいことなのかということです。「誰もが100点をとれる力があるのだ」ということが70年頃から言われました。この言い方のリアリティは分かる気がしています。日本という国が貧しくて学校に行きたくても行けない人がたくさんいた時に、持っている力が開花しないのは、発揮できる環境がないからだ、と。力はあっても経済的理由で進学をあきらめた中学生がいた時代です。それに対して、誰でもいろんなものを持っていて、それを十分に開花してあげられない今の状況はおかしいという意味で言われていたと思うのです。

しかし今はほとんどの子が高校に行けて、5割以上の生徒が高等教育を受けるようになっています。でも、高校に行ってもできないことはあるし、100点もとれない。子どもの力は無限であって、本当は100点とれる力があるという考え方からすると、これは落ちこぼれでなはく、落ちこぼしをしているのだ、となります。中学3年までにやる膨大な勉強の量は分からないのが当たり前だと思います。私は「分からなくてもしょうがないんじゃない、それで全てがだめなわけではないのだから。数学ができないのなら、できなくてもいいじゃないか」と言うのですが、世の中はそうではなくて、能力や学力が違うということを認めないベクトルがずうっと働いてきたのではないかと思います。

5段階相対評価の問題もそうだし、小学校で徒競走をやらなくなるといったことも、そういうベクトルがあってのことだと思うのです。偏差値追放も同じです。学力的に違いがあるにもかかわらず、それをはっきりとスケールで表すことはよくないことだ、と。子どもはいろいろなものを持っていて、その子たちを平等に扱わなければいけない。ひとり一人の違いをはっきりさせるのは差別である、能力の違いではなくて、個性が違うからだ、と言ってきたのではないかと思います。

しかし一方では、障害を持った子たちは運動会では別にまとめて走らされて、「あんたたちは別よ」と言われる。高校を見ると、「偏差値は関係ないよ」と言いながらも、実は高校間格差はしっかりある。表向きは平等が強調されながら、裏の方ではそういうものがきっちりあるのです。

頑張ってもできないことはあるし、「やればできる」といったでたらめな言い方で言う必要はないのではないか、学校の中ではやらなければいけないことがいっぱいあるのだから、できないことがあっても当たり前ではないか、一つできることがあったらそれで良いのではないかと思うのです。そういうことを言わずに、誰もが「君たちは平等で、同じスタートラインに立っているんだからね」と言う。行き着く先は別々だけれども平等だよ、と言われる。これは変なのではないかと思います。

近代的な権利を、自分たちがつかみ取っていくとか、自分たちが練り上げていくのではなくて、既にできあがったものとして与えているし、与えられている方も、私は守られるべきなのだ、私は信頼されるべきなのだ、私の個性をあなたたちは認めるべきなのだ、と言う。そういうすれ違いみたいなものが今の学校の中にあるのではないかと思います。

旧来の共同体的な発想法で、学校を基盤に出世していくといったもの、「学校に来れば、がまんして頑張ってやればいつかいいことがあるよ」みたいなものと、近代主義的な個を大切にする方向、その二つの方

向の中で困っているのが今の学校であるという気がします。そうなっている学校もあれば、まだまだ昔の共同体的なもので、ビシッと子どもを抑えればどうにかなる所ももちろんあると思いますが、私自身が見ている現場は、共同体的なものと近代主義的なものの狭間で学校が困っているという感じがしています。

それに対して、地域や家庭に子育ての文化がなくなっているのだから、学校の文化がそれを取り戻す基盤になるんだ、という風潮もあります。河上亮一さんもそうだと思います。私はそんなしんどいことはいやだと思います。二日酔いでも背広をきちんと着て教員の権威を前に出してビシっとすると言うのですが、わかる部分はあるけれども、僕自身は少し違うなと思います。

逆に「個性の生かせる学校を」と文部省は言います。突き詰めて言うと、ひとり一人のカリキュラムを作るべきだという考え方になります。それは無理です。今、勤務時間内に仕事を終えられる人というのはスーパーマンです。中学では日常的に超過勤務をやらざるをえない。休憩をとらずに夜の部活が終わるまで働きづめという人が多いです。逆に言えば、今中学は教員の超過勤務がなければ学校として成立しなくなっています。ほとんどの教員は疲れている。疲れているだけならいいんですが、映画は見ない、本も読まない、恋愛はしない、気がついてみたらジャージで学校と家を往復しているような先生が増えています。よくないと思います。

それでももっともっと要請される。いいかげんにしてよという感じです。器が変わっていないのに皆が勝手な要求をしてくる。エイズ教育も、健康教育、消費者教育、環境教育も。皆大事なことです。でも、なぜ全部学校でやるのですか、と。

でも、今のところ中学生にとっては、居場所として他にはないので、学校に来るのはしようがないです。その中で、私はもう少しゆったりと授業したり、ゆっくりと思春期の子供たちとつきあいたいなと思います。そのためには、学校がやらなければいけないこと、やるべきこと、やる必要のないこと、そういうことをもう少しはっきりさせるべきだろうと思います。子どもからすると、駆け足で学校を走り抜けるのではなくて、豊かな通過地点、道草を食いながらの通過地点に中学3年間がなればいいと私は思います。

太宰治が昭和20年代に『桜桃』という小説の中で、今の状況を予見するようなことを言っています。「子供より親が大事」と。太宰は家庭の面倒くささから逃れて、飲み屋に行って、そこで当時非常にめずらしかった桜桃をまずそうに食べながら考えるのです。これを花輪のようにつくって子供に持っていったらどんなに子供たちは喜ぶだろう。だけど、「子供より親が大事」とつぶやくのです。

私も小さな声で言いますが、「生徒より先生が大事」と一回でも言えば、もう少し状況が見えてくるのではないかという気がしています。ありがとうございました。

世界の学校の"荒れ"をめぐって

佐々木賢

私は1961年から定時制高校の教師をしていましたが、1975年に入学した生徒から荒れはじめ、いわゆる校内暴力を経験しました。その実情を報告した本(『学校はもうダメなのか』『学校非行』三一書房等)を書きましたが、当時、他の学校の教師から、その内容について「ウソでしょう」といわれました。

また「教師のやり方が悪いからそうなっているんだ」とも言われました。その時私はしきりに弁明したのですが、これを聞いてもらえる雰囲気ではなかったのです。でもそれから20数年後、今日の赤田さんの話を聞いてますと、実情についてかなりヅケヅケと率直に説明されています。その内容は私が20数年前に説明しようとしたことと同じです。20年も前でしたら、会場が教師非難で騒然となるような内容でも、今、皆さんが静かに聞いていらっしゃる。時代の変化を感じました。

学級崩壊、校内暴力・いじめ・不登校等々の学校現象、実はこれ、世界的なものになっているわけです。一昨日の新聞でも報道されましたが、アメリカのコロラド州の高校で、二人の生徒が銃を乱射しています。

報道によると、その少年たちは「オレをバカにしたヤツと、スポーツ選手と、黒人をやっつけるのだ」と言っているそうです。

また、校内に十数箇所爆弾を仕掛け、学校を全部破壊しようとしていたようです。つまり学校への強い反感があったと思われます。赤田さんは先ほど「学校への反感」よりも、生徒の「わがまま」の面を強調されていましたが、私はその「わがまま」の背後に、やはり「反感」と「無視」があると思います。

現在校内暴力が世界的な規模で起こり始めていますが、特に1995年以降に多くなっています。アメリカの場合、1996年以降の一年間に77,752の小中高校の内7,859校で凶悪犯罪が発生、器物破損等の軽い犯罪も含めると57％の発生率だと教育省が発表してます(「毎日新聞」'98.3.22)。つまり、過半数の学校で犯罪が起こっているわけです。

その他にもこのような記事がたくさんあります。ニュージーランドの調査では、校内暴力の目撃者は64％に達しており、「暴力追放プログラム」などという教育サービスまであります。(『世界のいじめ』金子書房、以下特に指定しない資料はこの本から引用) フランスでは、'95年の調査で高校内の殺人2、暴力981、たかり1,223、わいせつ362等々があったと伝えています。

私はつい最近まで、「いじめ・校内暴力は先進国特有の現象」と思っておりました。ところが、マレーシア・中国・韓国でも起こっています。マレーシアでは'84年に学校内の「規律に関するガイドライン」というのが作られ、'88年にはそれが修正され全校に配付されています。これを見ますと、賭博・盗み・強奪・麻薬・ポルノ販売等々と社会にあるほとんどの犯罪名が列挙されております。

ポーランドの報告者は「少年たちが凶悪化し低年令化している」ことを伝えています。13歳の子どもが暴行・恐喝・強姦・窃盗・偽造・盗品売買にさえ関与したといいます。また、少年たちの起こすサッカー競技場や政治デモの騒乱に触れ、「何か一発ことを起こしてやれ」という気分が蔓延していると報告しています。

またこのポーランドの報告者は、不可解な事件が増えていると伝えています。「ただ通りかかったから」というだけで、大学生を殺した職業高校の生徒がいたり、二人の少年が一人の少年の首を吊ったり、14歳の少女二人が友だちを殺した事件があるといいます。

中国では'90年代以降、子どもの自殺が増え、不登校も増えているというし、韓国では「もう教師は相手にされていない、学校は収容所のようなもので、教師も生徒も授業を徒に消耗しているだけ」といいます(「不登校新聞」'98.6.1 と'98.12.1)。

いわゆる中進国だけでなく、マラウイ・ヨルダン・パレスチナ等の発展途上国での校内暴力もあります。マラウイというのはアフリカ中東部の小国で'94年に共和国になったばかり、国連の定義する最貧困国ですが、ここでも、なぐる・ける・粗野なことば等の教室での暴れ、学校施設の破壊があり、特に男子校では暴力やいじめの問題行動が広く観察されるといいます。マラウイ文部省では'96年に「中・高等学校における規律の研究」をすることになったといいます。

ヨルダンでは国王が「学校における暴力」という会議に直接出席し、学校内の生徒指導方法やしつけの弱点を指摘したといいます。'95年からの２年間の調査では、高校生全体の校内暴力が29％、いじめが24％、ことばの暴力が13％であると報告されています。そしてさらに、この５年間で、「凶器を使った悪質な傷害事件や教師に対する暴力」が増加傾向にあると警告しています。

パレスチナは目下のところ、国としては存在しないのですが、ユネスコを通じて調査した結果、子どもたちの攻撃性が増しているとの報告を得ております。

赤田さんが報告されたような学校現象が、日本ばかりでなく、全世界で起こっていることだと認識しなければならないと思います。ところが、各国の人が、教育や学校というシステムの破綻とは受け取っておらず、「自分の国だけが特殊事情のために、学校が荒れている」と思いこんでいる節があるのが特徴的です。

アメリカは「銃があるからよくない」、イギリスでは「体罰のムチ打ちをしなくなったからよくない」、中国では「一人っ子政策がよくない」、韓国では「受験競争

が大変で、学校に三食のお弁当をもっていくほどだ」、マラウイでは「民主化の結果、自由をはき違えているからよくない」、パレスチナでは、「イスラエルの政治的暴力があるからだ」とそれぞれの原因を上げます。

ドイツなどでは、小中高の授業は大体午前中で終わり、生活指導上のことが、学校の問題にされなかったと言われてきましたが、この国でさえ、'90年以降に校内暴力が問題にされてきました。その原因として「少年犯罪の上昇と旧共産圏の若者の右傾化」を上げたりしております。

日本の場合、校内暴力やいじめや不登校の原因を「画一化や全体主義や管理主義がよくない」とする説があり、「自由化や個性化」が叫ばれ始めていますが、イギリスやアメリカやオランダや北欧の国々では、もうとっくに、個性化や自由化をしてきていて、その結果、今でも校内暴力が起こっているわけですから、議論の焦点を「管理か自由か」におくのは間違っていると思います。

ただ、フランスの報告者がこんなことを言っております。全学校在籍者数が'85年から'95年の10年間に30％増加している。さらに大学受験資格テストの受験者も以前に30％だったのが、今は60％に増加した。特に、高校が大衆教育機関になり、その結果「成績格差と意欲の欠如と不適応感、この三つの要因が様々な形で結びついて、問題が生じている」と述べています。教育大衆化は中進国でも起こっていて、この指摘は重要だと思います。

さらにポーランドの報告者が「学校で教える内容が世の中で役にたっていない」ということを指摘しています。特に職業高校の例をあげ、'89年以降は熟練技能をもつ労働者を必要とする工場の多くが倒産し、リストラを行っている。そのため卒業生の70％が失業しているというのです。これでは若者の未来への希望もなくなります。

ミスマッチ失業という言葉がありますが、学校カリキュラムのミスマッチ問題が浮上します。これは単にカリキュラムが悪いというのではなく、カリキュラムを用意してから技能を教えるというシステムそのものが破綻しているとも言えます。それともう一つ、技術革新の世の中で、熟練技能の消滅と技能の単純化・無機質化の問題があります。

オランダは学校選択の自由が最も進んでいる国だと思います。そのオランダの'92年の調査で、「生徒から脅迫を受けた教師を知っている―25％、身体攻撃を受けた教師を知っている―15％」という結果が出ており、校内暴力が増えているわけですが、その報告者は社会的原因として、増大しつつある個人化と宗教の衰退を挙げています。

オランダでは10代の子どもが家庭にいなくなったといいます。夜遅くまで、外に出て仲間とつるんで遊んでいる。「'91年にはオランダ人口の４分の３の母親が働き、家庭が影響力を失うと同時に、個人的な娯楽や消費に生活の重点がおかれるようになった」と述べています。個人化と消費化の指摘です。

さて問題提起です。そろそろシステムとしての教育の見直しをしてもいい時期ではないかと思います。昨年のこの学会の総会シンポジウムで森重雄さんをお呼びしましたが、彼の主張の中心は「教育は近代に始まった」ということでした。教育という言葉も中世にはないわけです。イギリスでベル・ランカスター方式の授業が始まったのは19世紀、日本で女子の小学校進学率が過半数に達したのが100年前に過ぎないわけです。

教育とは、特殊近代的社会化の方法です。社会化とは子どもを大人にすることです。かっては村の共同体全体で子どもを育てたり、親から直接職業を見習ったり、徒弟奉公にいったりする社会化があったけど、近代に入ってから、みんなが学校へ行き、教育を受けるのが社会化になったわけです。

たかだか200年から100年の歴史しかないのに「学校にいかないと、子どもは大人になれない」という固定観念が生まれたわけです。その観念を取り払って考えてみよう、というのが森重雄さんの呼びかけだったと思います。今、世界的な規模で校内暴力が起こっていますから、教育という近代に始まった特殊な社会化機能が破綻し始めたのではないかと見てもいいわけです。

教育が社会化機能を失った理由を以下の５点に整理しておきますのでご検討下さい。

第一は教育大衆化です。これによって学歴インフレがおき、学歴価値の目減り現象がおきます。学歴は「取れば得する」という時代から、「取らないとひどい目にあう」という負荷として子どもや若者に意識されるようになったことです。また、教育が必ずしも地位や収入を保証しなくなっています。

第二は個人化と消費社会の問題です。個人の欲望を無限に刺激し、拡大していくのが消費社会です。離婚や単身生活者もふえ、モバイル文化が進展し、人間関係の短期化や希薄化、それに小グループ化も進みます。ところが学校は欲望を抑え、集団生活の規律を守らせ、生産に向けての訓練を目的にして誕生しました。この矛盾が露呈してきました。

第三は、社会構造の変化があります。資本主義社会では収入や地位の階層構造が、三角形のピラミッド型になりますが、同じ三角形でも、今は頂点が細くなる鋭角三角形になっているか、あるいはその方向に進んでいるのではないでしょうか。少数のエリートで、こと足りる社会とでもいいましょうか。

この構造は芸能やプロ・スポーツの分野でも同じで、少数の巨額の収入のある有名芸能人や花形選手と、それを支えて捨て石となった多数者や観衆に別れています。アメリカで銃の乱射した少年が「スポーツ選手を殺したい」といったのは、この差別構造を感知したからではないでしょうか。

こういう社会構造になると、教育されていても、将来自分は捨て石の存在ではないかという思いが強くなり、学習動機に陰りが生じるはずです。

第四は、上に述べた構造変化と関連するのですが、知識の浮遊化の問題です。技術革新で裁量権があり知識が集約された少数の上層者と、部品化・分業化した単純作業を下請けに出すことを技術の下方分化といいますが、これが進むと、大衆規模で知識は浮遊化します。労働市場で、パートやバイトの仕事が増えたのもこれと関連します。

生活面でも、電化・電子化のボタン化が進み、便利商品やサービスが出回ると、読み・書き・算盤を始めとして、日常の実用知識も少なくてすみます。その上、近代初期に成立した教養と呼ばれる知の分野が、今では分散し、何が教養か分からなくなり、限られた人々だけの教養であるミディコミ週刊誌文化の時代に入っています。これまた大衆規模で知識の浮遊化が進みます。

つまり、学校やその他の教育機関で教えられる知識が、受験や資格取得以外に、目的が分からなくなっているわけです。

第五は情報大衆化です。電信と映像の時代に入りますと、やはり社会化の方法が従来と違ったものにならざるをえません。ニール・ポストマンは『子どもはもういない』という本の中で次のように述べています。即ち、文字学習の必要度が低下し、欲求制御の心的メカニズムである羞恥心が少なくなり、欲求制御の社会的メカニズムである礼儀が廃れてくる。その結果、賛否より好き嫌い、判断よりフィーリング、理性より感情が優先するようになる、というものです。

さらに私はもう一つの要素があると思っています。第三の社会構造変化の所で述べた、鋭角三角形の構造が、テレビ等のマスメディアによって、大衆にもよく伝わるという点です。階層の不平等の構造が誰の目にも明らかになると、やる気に影響を与えます。正にフィーリングで捨て石とされた自分を感じるのだと思います。自己肯定感の欠如した子どもや若者が増えているのはそのためです。

以上、世界的な学校の荒れの原因を五つにまとめてみました。ただ「ではどうするか」については触れておりません。人によって現状認識にズレがあり、そのズレを修正した上で「どうするか」の問題に入った方が効率的だと思うからです。従来の教育論議の欠点は、現状認識のズレを調整せずに、議論を始めてしまう所にあるからです。

最後に断っておきたいのは、この提起は時代のあり方を問う点にあります。例えば、封建社会の末期に封建制度そのものを否定的に問うたように。その時「武士はもう少し、農民に親切でなければならない」とか、「領主の年貢の取り立て方を考え直すべきである」などという議論には全く意味がありません。それと同

じように、私の場合は教育社会そのものを否定的に問い直したいわけです。この点をご配慮の上、討議していただきたいと思います。

生涯学習社会への疑問

中島浩籌

生涯学習との出会い

中島です。僕も15年くらい前までは学校の教員をやっていましたが、辞めてしまいまして、大検予備校などで学校に行かない人たちとつきあっています。そういった学校制度とはまた違った場所から見て、生涯学習社会はどのように捉えることができるかといった話をしたいと思います。

まず生涯学習社会とはどういうものかということですが、ここに1992年に出された『今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について』という生涯学習審議会の答申があります。そこでは生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような社会と定義しています。「いつでも、どこでも学べる社会」という標語がよく使われます。学校以外のどこでも学べる。学齢期を超えても、大学や大学院を卒業して社会人になってからでもいつでも学べる。そういった社会が生涯学習社会ということです。

ただ、「その成果が適切に評価される」ような社会でなければならないということですから、いつでも、どこでも学べるだけではなくて、学んだことが正当に評価されなければならない。そういった社会が生涯学習社会ということです。

1965年にユネスコに提出したラングランのレポートによって生涯教育が注目されはじめたと言われますから、生涯教育の歴史はかなり古くまで遡ります。その頃は僕はまだ学生でしたが、学生運動が大きく盛り上がっていく少し前の時期です。

僕が生涯学習的施策に最初に出会ったのは学生としてでした。1972年から74年までフランスにいました。５月革命といわれる出来事の直後でしたが、フォール改革とよばれる教育改革が行われていました。そこでは学生参加も行われています。僕が行った大学はヴァンセンヌというパリの森の中にある大学ですが、そこはフォール改革でできた実験的な大学でした。哲学科だったのですが、初代の学部長はミッシェル・フーコーでした。哲学科は３つの原則によって運営されていました。１つは、試験・レポートは一切なし。単位はどうなるかというと、最後の授業で、「単位欲しい人は名前を書きなさい」ということでペーパーが回ってきて、そこに名前を書けばOKということです。２つめは、学年なし。大学生も大学院生もどこかの教授も一緒に授業を受ける。３つめは、バカロレアという大学入学資格試験に通っていなくてもOK。つまり誰でも参加できる。

そこには左派の学生や教師が多く集まっていて、赤田さん流にいえば左翼の物語が展開されている場所だったのです。

しかし、そのフォールの改革は生涯学習の視点を持ったものだったのです。社会人にも広く門戸を開放する仕組みとしてこの実験的大学を認めようということなのです。ですから左翼の物語と生涯学習の物語が奇妙に同居するという形でした。その当時は生涯学習のことは何も知りませんでしたので、どうして国は学生・教師の実験的な試みを認めることができるのだろうと、奇妙な不思議な思いを持ち続けていました。もちろん、国の立場と学生・教員の立場はまったく違うということは明白でした。単位は自由にあげるといったことを公然と言う教師もいたので、哲学科の単位は国としては認めないぞ、と文部省が言うなど、トラブルはしょっちゅうでした。でも、国家と対決している学生の試みを受け容れる国の論理は何なのだろうと思っていたのです。

このフォールはユネスコでフォール委員会の名で生涯学習について報告を提出している人です。そのフォール報告でも引用されているのですが、ラングランは「主要な突破口は、かくして、教育の保守主義に対する戦いにおける、学生の行動を通じて開かれてきた」(『生涯教育入門』1970年)と言っています。学生運動はどうにもならなかった保守的な学校制度の改革への突破口を開いてくれた、私たちのいう生涯学習への

道を開いてくれた、と言うんです。生涯学習へと向かうために学生運動は利用できるということでしょう。今、文部省の寺脇研などは「不登校」を支持するような発言をしていますが、これらの発言を聞くと、当時のことを思い出します。「不登校が生涯学習への突破口を開いてくれる」とは言わないでしょうが、「不登校」の人たちの問題提起を生涯学習という別の文脈へと誘導しているのではないか、そういう危惧を抱かせる奇妙な感覚が浮かび上がってきます。

日本の生涯学習

ユネスコの生涯学習も社会施策的なところを持っていたのですが、日本の場合は経済社会施策的な部分がかなり強かったのです。60年代後半から70年代のはじめにかけて、最初に生涯学習に関心をよせたのは経済界でした。1972年に、当時東芝の社長であった土光敏夫を長とした日本経済調査協議会の土光委員会がある提言を出しています。その中で「自己啓発のための生涯学習」が必要であると指摘しています。

経済界における人材育成には3つの柱があるそうです。1つはOJT(On the Job Training)です。仕事のラインの中で、課長などが部下を教育訓練するものです。もう1つは社内研修です。仕事場から離れるけれども、セミナーを会社で開いたりするものです。もう1つが自己啓発です。自分のキャリアをアップさせるために、個人が自分で通信の授業を受けたり、様々な学校に行って自己啓発していくことです。そういう3つの柱が人材育成にはあるのですが、これからは自己啓発が中心にならなければいけない、と70年代くらいから言われているようです。

コンピュータなどの機器が入ってくると、OJTで、上司が部下に技術を教えることはできなくなっているわけですね。そういった訓練は会社から離れてどこかの機関にやってもらうしかない。そういう状況なのです。

さらに、今は一生どこかの会社に勤めるという状況ではなくなりつつあります。労働者はいろいろな会社で勤めていくかもしれない。そうすると、労働者は自己啓発をして、資格をとり、自己の能力を開発していかなければならない。そういった自己啓発のための生涯学習が求められていたということです。

このように、日本の生涯学習は経済社会施策的な側面の強いものだったのです。ただ、主体性・「自己」にかかわるようなことも言われるようになっています。臨時教育審議会でもそうなのですが、教育ではなくて学習ということを強調するようになってきています。自分で主体的に学び、自己開発していくといった側面を強調するようになりました。その意味で自己実現ということもよく言うようになっています。

『生涯学習の成果を生かすための方策について』という1997年の生涯学習審議会審議の概要では、生涯学習社会は「人々が学習を通じて自己の能力と可能性を最大限にのばし、それぞれに自己実現を図っていく社会であるといえる」と述べています。自己実現も学習もどちらかというと行政サイドではない人たちが使っていた言葉です。そういった言葉も行政側から使われるようになっているのです。

90年代になっていろいろ答申がでていますが、そこでは、今までのような人材育成という観点だけではなくて、地域の教育力や家庭の教育力を育成しなければいけない、そのために生涯学習も重要な役割を果たさなければいけないといった視点も強調されるようになっています。神戸の事件などをきっかけに「心の教育」が唱えられていますが、心の教育を主張した中教審の答申でも、地域の教育力が落ちているとか、家庭の教育力が落ちていると指摘しています。その地域の教育力や家庭の教育力を育成するために生涯学習が必要ということです。

その教育力を育てるためにフリースクール的な場などにも行政の網がかかってこようとしているわけです。生涯学習は、先ほど言いましたように、「いつでも、どこでも」を標語としています。つまり学校の外でも学べるように、と主張します。生涯学習はもともと地域の学校の外での様々な動き、地域の教育力を射程に入れています。その動きが加速しようとしているということだと思います。民間の教育施設に援助をしようとか、そのために調査をするといった動きです。

自己実現の教育への疑問

そういった生涯学習を僕はどう考えるかということですが、「いつでも、どこでも学べる」ということは、いつでも、どこでも教育でしばりつけることなのではないか、と思っています。佐々木さんは、教育というのは近代的なシステムだということで、問題点を指摘していましたが、僕も基本的には同じ考えで、「教育は良いもの」といった言い方には疑問を感じています。学校システムの中の教育は問われはじめています。学校システムはもうだめだという言い方をする人も増えているのですが、その古い学校システムから教育を救いだし、学校の外のもう少し自由な所で教育を行っていこうというのが生涯学習につながる発想法だと思います。ただ僕から見ると、それは「教育というまなざし」が地域へと広がり、様々な場所で子どもたちを取り囲んでいくということのように思えるのです。

では、地域に広がろうとしている教育というのは何なのだろうかということですが、生涯学習では自己実現の教育ということです。学校の外だけではなく、学校の中の教育も自己実現の教育へとパラダイム転換していかなければいけないと言われるようになっています。

では、自己実現とはどういうことなのか。この言葉は様々なところで使われていますが、今注目されてきているのはマスローから発する流れです。マスローはアメリカの心理学者で、ヒューマニスティック心理学と位置づけられた人です。マスローは基本的な欲求を５つに分けています。１つは、食欲などの生理的欲求です。それから安全欲求、所属・愛の欲求、他人に承認されたいという欲求、そして自己実現の欲求です。この５つの欲求は階層をなしていまして、一番高度な欲求として自己実現の欲求を置いています。

マスローによると、自己実現の欲求とは潜在的な能力を実現させていこうとする欲求です。自分の隠された能力、気づいていなかった可能性を自覚し、それを実現させる時、はじめて自分らしくなっていく。そのように、自分を実現させていこうとする欲求が自己実現の欲求です。これは誰もがもっている基本的欲求だというわけです。

アメリカでは70年代に自己実現という言葉が浸透していくのですが、どちらかというと反体制的な動きの側で受け容れられていったそうです。自己実現という発想は反抑圧といった視点を持っていたからです。皆それぞれ可能性を持っているけれども、それを学校や社会が抑圧し、ゆがませてしまっている、従って社会の抑圧さえなければ、それぞれの潜在的能力を開発していくだろう、と。しかし、日本の生涯学習の文脈では経済社会施策的な色彩をおびることになります。この自己実現、潜在能力の開発という視点は、自己啓発、人材育成といった意味合いを持たせられることになるのです。

僕は自己実現という視点には懐疑的です。僕は「不登校」の人たちとつきあうことが多いのですが、「不登校」の人たちに向かう周囲の人たちの視線の中に自己実現的な視点が含まれていることを感じます。学校に行かないという生き方に周囲の人たちが理解をしめした場合でも、「学校に行かないのは分かったけれども、では、どういう生き方をしていくの？」と聞くことが多くあります。学校というシステムを通らない生き方をする時、普通の生き方をしないだけに、逆に他の人とはまったく違った自己の実現の仕方をすることを期待する。学校に行く人よりも豊かな生き方をして、個性豊かな人になってほしい。そういった期待を半分こめながら生き方を問うことが多いのです。

学校に通っている子に「君たちはどうやって生きるのか？　どういう自己を実現していくのか？」と真剣に聞くことはあまりありません。そういうことを考えずに学校に通っている子の方が圧倒的に多いと思います。でも、学校をやめたとたん「どうやって生きるの」と問われてしまう。確かに、学校に行かず、ラテンアメリカに行ってみたり様々な所へ一人で行ってみたりと、すごいバイタリティだなと思う生き方をする人もいます。ただそれが一つのモデルケースとして、学校に行かない人はこんなに個性的に生きているとして扱われてしまうと、プレッシャーになってしまうのです。自分はあんなに個性的に生きられるか、自分は何なのだろう、自分の可能性って、というプレッ

シャーです。もちろん可能性を求めて生きていってもよいのですが、そういうことを考えずに生きていてもかまわないのです。学校に通っている人の多くも真剣に考えているわけではないのですから。

かなり個性的に生きているな、自己実現的に生きているなと見える人でも、なんとなくあせってしまって苦しいと言う人も少なくないのです。自分の潜在的な可能性に気づいて、それを開花していかなければならない、自分は普通のコースを歩んでいないのだから、と考えてあせってしまうのです。「学校に行かない人の方が個性的に生きている」と言う人もいますが、そういう言い方がプレッシャーになる場合もあるのです。

学校の中でも自己実現の教育をしなければいけないと言われているのですが、非常に難しいと思います。しかし、フリースクール的な所ではできるかもしれないという雰囲気があります。かかわっている人は「自己実現しなさい」とは言わないけれども、暖かい教育的なまなざしで子どもを見ている。個性的に生きてほしい、自分の可能性を実現していってほしい、と。そういう所も少なくないと思います。

そういう教育的まなざしはより自由ではあるでしょうが、自己実現に向かわず悩んだり、ぼーっとしていたりする姿を認めないまなざしだと思います。自己実現に向かわない状態は不健全な心の状態であると捉える心理学者も少なくありません。そういった視線はやはり生徒をある特定の方向へと導こうとするものだと思います。健全―不健全を区分けしていくまなざしだと思います。そういう教育的まなざしが、生涯学習の下、地域へと広がっていこうとしているのだと思います。

広がる教育的まなざし

生涯学習社会は学んだことを「適切に評価する」社会ですから、学習したことを記録に残さなければなりません。学歴よりも学習歴なのですから。どの学校を出たのかではなく、どこで何を学習したのか、どこでどんな資格を取ったかということをデータベース化しようとしています。就職の際にその人材登録データベースを活用していけば、学校に行かなくても、自分の能力をどこで開発していったか、何を学び、どんな資格を持っているかが企業に伝わっていく。まさに学校という制度に頼らずに自己実現への努力が職業に結びつくような回路をつくろうということです。しかしそこでは、企業や福祉の現場で必要な「労働力」を求めるといった要請が支配的です。資格などには結びつかない学び・問題提起は評価のシステムからは軽視されていかざるをえないでしょう。

また、先ほど佐々木さんは近代の教育は教師などの専門家が行うものだ、と述べていましたが、生涯学習社会における自己実現の教育も同じです。1997年生涯学習審議会審議の概要では、「子育て支援、いじめ・登校拒否など、子供をめぐる課題に対処するため、子供や親の相談にあたるボランティアも、新たなボランティア活動の場の一つと考えられる。その際、これらボランティアが担う役割の重要性に鑑み、教育委員会や教育センター、適応指導教室、警察、児童相談所、臨床心理士会など専門機関との連携を図ることが必要不可欠である。また、このようなボランティア活動は、専門的知識・経験を必要とするため、十分な期間で専門的な内容の研修を経ることが要求される」と述べています。行政はこういった視点で民間の塾やフリースペースにかかわってくるということです。まさに専門的なまなざしの下に自己実現の教育が行われていくということです。こういう専門的で教育的なまなざしが地域に広がっていくということなのです。そして、その専門家のまなざしで生徒の心のサインを早めにキャッチし、健全な発達へ、つまり自己実現へと導いていかなければならないというわけです。

生涯学習とは、行き詰まった学校制度の外にこういった教育的まなざしがあふれ出していくことなのではないか、と僕は思っています。このまなざしは管理教育よりも生徒に自由を与えており、強権的な部分は少ないと思いますが、地域に広がっていくだけに、「いつでも、どこでも」生徒を見つめており、生徒を放っておかないまなざしになるのではないでしょうか。

去年はじまったＮＴＴドコモの「いまどこサービス」

は象徴的だと思います。子ども用のＰＨＳ「どらえホン」を親が子供に持たせる。そしてお母さんが位置情報センターにＰＨＳのナンバーをいうと、地図をＦＡＸで送ってくる。地図に約100メートルの範囲で○をつけ、ここにいますよと知らせてくる。そういうサービスです。本人、親の了承があればサービスを受けられるということです。自己決定ということですね。そこでは子どもの自由な移動は保障されています。どこへ行ってもいいんです、ただしきちんとネットワークをはって監視していますよ、ということです。

このサービスは生涯学習システムと似ていると思います。自由な移動、自由な意志をある程度は受け容れ、保障する。しかし、専門的、教師的なまなざしで「いつでも、どこでも」監視する。心のサインを見逃さないように常に気を付け、子どもがもし間違った道に迷い込みそうだったら早期に発見して、戻ってくるよう指示する。自由、自立といった左翼的な物語、あるいは解放的な物語をある程度受け容れながら、きちんとコントロールしていく、そういうシステムだと思います。

自由競争社会と大学

加藤彰彦

大学闘争の動きの中で学生が中心になって、こんな授業、先生はいらないとか、大学解体ということをやって来ました。

学生たちが異議申し立てをし、自分たちが学校の中心ではないか、自分たちが自主的に学問の中心として生きるべきで、何を知りたいかをとことん考えました。私は横浜国立大学ですが、名称変更闘争があり、学芸学部から、教育学部に代わり、教師を養成する学科に変わるということに対して、「教師にしかなれないような学校を造ることに反対だ」と、卒業生も含めて大紛争が起こりました。学生たちは自主管理闘争として羽仁五郎さんを呼んで自主講座をやって、先生たちの授業を聞きに行きませんでした。

僕も小学校の教師やっていましたけれど呼ばれて、学校の教師としては何が必要か、どういう教育が行われているか話してくれと言われて、朝早く行くと会場の講堂がいっぱいになっている。みんな学校に泊まり込んでいるわけです。これをもとにして大学改革が起こりました。

いま９０年代から起こっている大学改革は、学生たちの動きはなく、教員の方も文部省から下りてきたところで運動が展開することになります。６０年代の学園闘争というのはなくなっていくわけですが、大学生は消極的な抵抗はしたと思うのです。授業が余りおもしろくないということでサークルや課外活動に熱中したり、私語が増えたりというのは象徴的な問題だと思います。

このたがを締めるために１９７０年代に共通一次が始まり、同時に質的な学校の内部の変化が起こってきました。８０年代に学生数が減るということもあり、いろいろな人達が出現した。ひとつは留学生。全国の大学でアジアからの学生が増えてきた。また、社会人の入学も増えてきた。語学で言えば先生よりはるかに中国語や英語のできる学生がいたりする。あるいは授業で教育の話をすると、学校の先生がいたりすると現場はそんなことじゃないですよというようになって、いろんな領域で混乱が起こってくる。もう一度大学の中身をきちっとしなければならないということで大学審議会の答申が行われてくるということになります。

この時の大学改革のキャッチフレーズは、「自由化、多様化、個性化」ということでした。そのために国立大学は独立法人化、あるいは民営化するというようなことも含めて、リストラの話が出てくることになります。

自由化して自由に各大学でやっていいと言ったが質が落ちては困る、ということで文部省が提案したのが各大学で自主的に自己管理しろということです。「自己点検評価委員会」を作って各大学でどんな理念で、どんな授業をやって、どういう中身をするかということを公にして、先生一人一人がどういう業績を上げているかということを冊子にして市民に全部配る、全国の大学に配るとこういうことをしなさいということが出てきました。

僕もその自己点検委員になってしまい、徹夜で先生方一人一人の業績を作ったりしなければいけなくて大変なことでした。公開したい内容は、カリキュラムと授業です。授業そのものがどういう中身かを、内外に出さなければならない。今まで大学の中では学生が覚えなければ学生が悪いといっていたのが、これから教員の方の教え方の問題もあるということで、教員への評価が起こってくる。

そして教員の任期制が導入されました。教員は一定の期間が来たら一斉に解雇する。横浜市大の場合は医学部がすでに賛成してしまいまして、5年間で教員は首になります。他は反対なんですが。再就職したい場合は、自分の大学、あるいは別の大学に自分の業績とかを全部出すわけです。そうすると採用される可能性はあるわけです。どれだけ業績があるかとか、学内の仕事をどれだけやって来たかということを全部リストアップして報告するわけです。同じ大学に残れるのは5年、あるいは7年とか10年とか案が出ていて各大学で自由にやってよいが、そういう任期制にしなさいという。評価が大学の教員に与えられて、だめな教師は首になってしまい、もう採用してもらえないという。

東京都はすでに一部導入されています。「生徒より先生を大事に」と赤田さんは言われていましたが、教師がこんな状況に置かれているということをみんな知らない。大学の教員は今そういう状況に来ています。一言で言うと大学の中の競争化、選別化が始まったと思います。経済界、経済同友会、経営者団体連合会、商工会議所、これが次々と大学改革案を出していて、完全に産学共同、大学の解放、大学の教員に企業に働いている人をどんどん採用し、研究者をどんどん企業に入れるということを言っています。

入試制度についても推薦入試、面接、小論文、スポーツ、文化、社会活動等、多様化します。ついこの間文部省が出したのは、推薦制度を平均で50%にするという、これはたぶん通ると思います。各大学によって違いますが短大ではもう7割くらいになっている。

これは大学の大衆化ということですが、同時に大学が階層分化すると明確に僕は思っています。

大学に来る学生たちが何を望んでいるかというと、基本的には自分の人生をどう描くかというモラトリアムだと思うのです。専門的に学びたいという学生とモラトリアムと両方いるが、どちらかというと自分の人生をこれから探りたいという学生が多い。これに対応するために本当の意味での知的なカオスというか一般教育の中で自分の生き方をつかんでいこうというものがあります。一方で、レジャーランド化するというか、楽しく大学を過ごしていけばいいというのと、社会へ出てすぐ実用化するための専門的な知識や技術を覚えたいという、こういう学生たちに大きく言うと三分割しそうな感じがします。

そうすると大学そのものが見事に階層分化が行われる。日本の指導者層になろうとする人達は、旧帝大を中心にして国立大学へ行く。この人たちには、豊かな教養や独創的なものの考え方が必要だということで、東大では1、2年生の時は教養科目をぎっしりやろうということで本が次々と出ていたり、立花隆さんを呼んだりしている。教養をきちっと身につけたら、3、4年で専門をやり、それは大学院へ接続するという。

一般の大学は、1年生から教養をなくしてしまう。体育がなくなったり英語を減らしたりして、専門的な技術や研修をできるだけ増やし、中間管理者を作っていくという流れになる。1年から専門科目をどんどんやっていく。

もうひとつはそれ以外のモラトリアムの人で、大学の中で自動車の免許が取れるとか海外留学が自由にできるとかいろいろアレンジしながら、楽しく過ごしていくことが出来る。これは一般庶民ということになると思うのですが、こういう階層区分が作られていくと思います。

自由化というのは、今まで大学が保護されていたものが放任化されることです。私立大学には助成金がついていた。30%はあったのがどんどん減って10%を割っている。そういう規制をはずしていく。経済原則の支配する市場の中に、大学を放り出すということです。競争原則の中で自然淘汰されていくのを見るということです。1998年に出された大学審議会の答

申のサブタイトルが「競争的環境の中で個性が輝く大学」としている。競争は前提でその中でどれだけ生き残れるか、つぶれていくのはつぶれていきなさいという。安閑としているとその中で大学の教員もまた自然淘汰されていく。競争的原理は大学の中にも吹き荒れてくるという。先生方の中で自分の開講している講座に学生が一人も来ないとか、一人しか来ないという先生がどんな思いでいるか。大事な授業でありながら、そういうことがあった時その先生はどうなっていくか。非常に厳しい。何が大事で何を伝えていかなければいけないのかということで言うと、世代継承という問題があって、教員の方から言うと、次の世代はどんな時代になり、何を伝えていくのかという一人の先輩としての生き方というものがある。それを伝えていこうとする思いと、それを引き継いでいこうとする学生が出会う場所、これが学びの場であっていいと思うのです。

試験とか卒業を非常に厳しくするというのも答申の中にある。安易に単位を与えてはならないという、これはフランスのと大分違う。留年や退学が増えていくと考えられます。

学生たち、学びたいという人達と、伝えたいという教員の側が、自由に出会える場所をどう作るかというのがいま大学にぶつかっている大きな課題ではないかと思っています。

討論

学校への反感

韮沢(成城住岡クリニック)　精神科の仕事をしています。初めに感想ですが、学校の悪口というのはいつ聞いてもいいものだというか、溜飲が下がるというか、そういう感想を持ちました。聞きたい点は、佐々木さんがアメリカの問題を取り上げながら、起こったできごとに関してもう少し深い相でつながっているのではないかと指摘されたのですが、それは僕の言葉で言うと憤りとか、破壊欲とかそういうものと関係してくると思うのですが、どの相でつながっているかというところをお聞きしたい。

僕自身は学校にはうざったい思い出がいっぱい詰まっていて、もう学校出て２０年ほどになるのですが、いまだに、試験を目の前にして頭が真っ白になる夢で目が覚めたり、何でそんなものが記憶に残っているのだろうと思うことがある。

ひとつ考えるのは、子供、未成年はいじめとかが起こる以前に、非常に差別されていて、場合によっては迫害されている階層だという認識が世の中になさ過ぎるのではないかという点です。象徴的な例では、選挙権なんて若い人は欲しいという人は少ないでしょうが、選挙権はないですし、酒もタバコもやってはいけないことになっています。服装も学生らしくないとか言われて、自分で判断することを非常に難しくさせられています。裁量権を非常に奪われている。にもかかわらずノルマはすごく課せられていて、やれいい学校に行けだの、いろんなものをしょわされて生きなきゃならないという、不当な迫害を受けている階層だという印象を持っています。

臨床ではそこらへんから発症しているのかどうかという話を聞くことが多いので、そういう深い相を問題にすることはちょっとできないんですけれど、僕の印象としては僕ばかりでなく数多くの人々が、学校なり公教育に対して、すごく嫌な思いとか怒りとかを持っている。本当は持っているけれど何とか今はやっている。その上である特別な層の人たちは、その反感の方にアイデンティファイしてできごとを起こす。そしてそれに社会がびっくりするというような構図を取っていて、実は学校というものが社会の理不尽さのグロテスクな象徴みたいなものになっている。学校を燃やしたいとか考えたことがない人の方が少ないんじゃないか。これは僕の偏った見方かもしれませんが。その辺で佐々木さんが触れていらっしゃった「もう少し深い相でつながっていないか」というあたりの指摘について、お話頂きたい。その辺でズレがあるなら赤田さんあたりと論議して頂きたいというのが私の希望です。

星野　今年娘が高校に入ったのですが上の息子が入った時と雰囲気が違うと感じました。生徒会で去年制服をあらためて作り直した。そのデザインを誰か有名な人に頼んだという話があります。また、体育館履

きと上履きと、それ以外に実験室か何かの上履きが3種類に増えていました。私の夫が定時制に今年入ったのですが、１０代の人たちがほとんどでしかも大学を目指すという人ばかりで、先生の方も彼の存在をどう受け止めていいかわからない。

年齢も４０代で１０代の人とかけはなれているということもあって、生徒どうしの関係では違和感はないのだけれど学校の先生の受け止め方が非常に神経を使っている。たとえば理科の実験をやるための白衣、体育のジャージー、教科書代などすごいお金がかかる。お金がかかる教育を受け、そこで縛られていくということにすごくイライラしながら授業を受けている。ロツカーの鍵をふたつ買ってきなさいと言われた。ゲタ箱とロッカー用です。全日制の教室と共用しているのですが、学生といってもいろんな社会体験があって、中学校をいろんな事情があって卒業できなかった感じの人達も含めて入ってきている。そういう人達が先生にうるさく言われた腹いせに全日制の生徒たちのロッカーのカギを壊した。それに対して定時制の先生方がとった方法は、各教室におわびのプリントを張り出して、ロッカーのドアがへこんだところをまっすぐに直した。カギについては壊した分は返すということを張り出した。非常に良くわからないことをしていたということを聞いて、私もどうしてそれが弁償するという問題だけで終わっちゃうのかなというふうに感じている。

単位制になって、年間に決まった単位を取らないと卒業できない。出席日数が全体の何分の一か足りなければそれでもう一度同じ学年を最初からやらなければならないという、すごく細かい規則がついて回っている。いつからこんなにうるさくなったのかと感じた。その辺と先程の生涯学習とどうつながっていくのか、私の頭の中ではつながっていない。大学のお話を伺っても厳しいということと、それが高校まで下りてきたのかなという感覚はあるのですけど、その辺と佐々木さんの全世界での荒れているというお話が私の中では落ちるものがあって、ああそういう規則とか何とかいうシステムの変更にともなうやり場のない怒りを、どこへぶつけていいかわからないというそういうところまで考えなければいけないのかなと感じました。

山根　神奈川の県立高校の教員をしています。加藤さんは、大学改革の動きが急に動いていると話されましたが、その改革の動きをどう評価されているのかということをお聞きしたいです。というのは３０年前には学生の方が動いて下からの改革を行おうとしたけれど結局それがうまく行かなかった。で３０年後の今は、文部省の方からの上からの力で大学は変わろうとしているということですが、現場の大学生あるいはこれから大学に入る高校生の立場から考えると旧態依然とした大学であるよりも、今の動きの中で変わっていく大学の方がおもしろいというか、いいんじゃないかという気もするのですが。

学校生活はシャドウワーク

佐々木　心の奥底の方で学校に反感を持っているのではないかと私が申し上げて、そこのところを説明せよという韮沢さんのご指摘だろうと思います。これはアメリカだけではなくて、イギリスもドイツもフランスも、そして日本も含んで先進国だけではなくて、中国とか韓国でも、またマラウィでもヨルダンでもなぜ校内暴力が起こるのかということです。

私は目下、旅行関係の専門学校の時間講師をしているのですが、そこにアメリカ人とかイギリス人の外人講師が多くいます。そこでアメリカ人の先生が「ここ数年生徒がアグレッシブですね」と言うのです。

旅行の資格を取ってその業界に入れればいいと思っている学生がなぜ教師に、英語の先生にアグレッシブになっているのかということが問題だろうと思います。それにはいくつかの問題点があるだろうと思うのですが、ひとつは、ずっと前にイリイチが言いましたシャドウワークという概念があります。シャドウワークというのは「影の労働」という意味で、労働につく前に労働をしなさい、準備のためにこれこれをしてから労働をしなさいということです。いわゆる若年労働者がさほど必要ない社会になってきますと、準備中に資格を取ってこいとか、どれだけ学校で過ごしてこいとか何か勉強をしててこいというのじゃなくて、準備期間だから、君たちはもう少し勉強しなさいという状況

に置かれます。準備の費用と労力はかかってしかも尊厳が与えられていない期間をシャドウワークと言います。

そのシャドウワークに若者たちが気がつき始めた。そんな言葉使う学生はいませんけれど「俺シャドウやだ」なんて。えんえんと勉強さられて、それでいったい何の役に立つのかと。これは赤田さんの話にありましたが、そもそも学校というのは、ひとつは文字、知識を教え、第二に規律を教えて集団になじませ、第三は実用的な技能を教えて、四番目にそれで社会化していく、子どもが大人になっていく、その社会化するために序列をつけていくというこの５つくらいの機能があったと思うのです。それは学校というよりも教育機能です。これは生涯教育になっても同じですが、その機能がすべて破綻しているのではないかと私は思っている。先程、ニール・ポストマンのことを申し上げましたが、ニール・ポストマンは、要するに文字の学習の必要が低下した社会であると言ってます。つまり電信映像が発達していくと、電信映像で大人の社会の中で起こっていることを直接パッと子どもが見ちゃっているわけですから、羞恥心なんてものはなくなっていると。羞恥心というのは欲求を制御する心のメカニズムで、それを映像化が発達するとその心的メカニズムが必要なくなってくる。いいとか悪いとかじゃなくて、そういう現象が起こっているということです。そしてもうひとつ子供にしつけをする時に礼儀を教えるという。これは欲求を抑える社会的メカニズムだと言う。こういう文字を教える必要が低下し、欲求制御の心的メカニズムが低下し、社会的メカニズムの方も低下する方向に進むと、子どもたちは何で学校でしつけられなくちゃいけないのかと感ずるようになるということだろうと思います。

もうひとつの面は、ルサンチマンという言葉で言えると思うんですが、自己の喪失感みたいなものです。中学、高校生の中に、「俺いったい何やってんだろう」というのがあります。「生徒やってる」という言い方もあるのですが、不登校の子どもたちは「生徒やっている」のをやめるわけで非常に存在感があやしくなります。学校にいますと、大学あるいは、高卒の資格があると就職しやすいと言います。勉強ができなければスポーツで頑張りなさいという言い方もされます。スポーツで頑張って甲子園行くくらいになったら偉いとほめられるが、甲子園に行かなかったらどうするか。これは社会機能の変化で申し上げましたけれど、要するにピラミッドが鋭角三角形になっていると、俺たちは「その他多勢」であることを思い知らされるのです。学校とか、あるいは社会教育の場でもそうです。いわゆる優秀なやつの引き立て役にしか過ぎない、という状況が情報の大衆化とともにはっきりしてくるのです。そこでルサンチマンという深い恨みが生ずる。確かにチャンスはあるけれど、昔だったらピラミッドが鈍角三角形だったのが今みたいに鋭角三角形になると、これは芸能でもスポーツでも偏差値でも収入でも技術の面でも、技術が前述したように下方分化している。難しい技能というのはほんの一握りでコンピューターやっているのでも単純コンピューターというのをやらされているのが定時制にいたりします。

要するに機能の面でも鋭角三角形化しているような社会では、引き立て役としてしか意味がない。これは生涯学習でやろうが学校の学習でやろうが「おまえらにチャンスはあるよ」と言ってもそのチャンスは非常に少ないということが彼らにわかっている。感覚的にわかっている。と、反発を感ずるのではないかと私は思っているということです。

学校に飽きちゃっている子どもたち

赤田　子供は差別されて迫害されている存在だと言われたのですが、あまりそう思いません。酒も飲むしたタバコも吸うし、選挙は行かないけれど。私は荒れた学校も落ち着いた学校も経験して、共通するのは子どもたちはもう飽きちゃったというか学校来るのもういいやという、佐々木さんの言うシャドウワークというのを感覚的にわかっていて、「あーあ」と思って学校に来ているんです。

私が教員になったのは７６年で、その頃は授業で子どもたちはちゃんとこちらを見ているのです。あんまり見られるとこっちがはずかしくなるような視線が多かったのですが、最近は、肘突いている子がすごく多

いです。注意すると、「はあぁ」って。また、口が動いているから「何か食ってんだろう」って言うと「はあっ」って言うんです。食べていることもあまり意識していないようです。「これ君どう思う」って聞くと、みんな「はあっ」て黙っています。「はい。じゃ、君どお」って言うと、「えぇっ」てびっくりするようなこと言うんです。「何でえ、何で俺」って。めんどくさいから「考え中です」とかね。考え中って言葉もすごいと思うのですが、考え中とか何とか言って「つぎ、じゃ、君」って言うと、「えぇっ」てまた始まる。「パス」とかも言います。

感覚的に言うと、子どもの方は自分ちでひっくりかえってテレビ見ているのとあまり変わらなくて、つまんなくてもテレビはまあついててもいいやという感じです。これはこれでやらしとこうと。切るわけにはいかないから。昔は切ったわけですね。荒れてた子たちは、ラジカセかけたりガンガンやって、ドアけとばしたりして切ったんだけれども、今の子どもたちは切らないでまあつけとこうと。先生から言われることに対しては「はあっ」ていう感じで学校に来ている子が多いような気がします。塾へ行っている子はすごく多いです。だけど塾へ行って本当に勉強しているかというと、そうでもない。塾で授業が成立しなくなっていると子どもたちが言っていますね。

「塾の先生授業やってるけどだめなんだよ、先生」なんていって、「学生だし、まだ教え方へただしな」って言っている。だいたい帰りにコンビニでマンガ読んだり、たまにエロ本読んだりして帰ってくる。だから忙しいんですよ。時間は忙しいけど、行ったところではまあそこそこにという感じで生活している。どんなことしてもあの高校へ行きたいとみんなそう思っているように見えるけどそういう子はあんまり多くないです。そこそこでいいんだって、子どもも言うし、「あそこの制服かわいいからあたし行きたい」って心からそう思って言いますし。

だから子どもは子どもでそれなりの学校とのつき合い方というのをやっているのだろうと思います。それに対してこちらがあんまりしゃかりきになって、学校ってのはそういうところじゃないと言ってもしょうがない。でもまったく言わないわけにはいかないし、感覚的には、「一応学校来たんだから生徒やってくれよ」という感じです。服装も決められていますけど、これもずらしてきます。今シャツを外へ出すのがはやっていて、上にブレザー着てもワイシャツが下から出ている。「お前だらしねえぞ」と言うと、「着る順番がいろいろ違っちゃってさ」なんて言います。「うっせえな」とか「すいません」とかじゃなくて。そういう反応が多いです。だからぼくは「俺はおまえの父ちゃんや母ちゃんじゃねえんだ」と言います。

私のところへ来て「おなかすいた」とか、「先生、暑いからジュース！」とか。「そういうことは母ちゃんに言えよ」とかこちらは言うわけです。そういう感じが多くて、「一応俺学校では先生やってんだから、君たちも生徒しましょう」って言うと、「わかりました」なんてやってます。

関係のあり方が変わって来てて、彼らは彼らなりに生きてるんです。今学校で掃除をやらすのがどれだけ大変なことか。掃除だけは外部に秘密になっているのです。授業は参観で見せますし、文化祭、合唱コンクールなども見せるけど掃除の参観というのはないですから、一番大変なところを親御さんは見ていない。

全員清掃というのがあります。先生たちは掃除をやらせるために分担を細かくやり始めるのです。例えばタイル6枚ふきなさいとか君は黒板の半分だけふきなさいというと、本当に半分だけきれいにする。教員はそういう時に「他の人のもやってあげればいいのに」とか「手伝ってあげればいいのに」とか言うけれども「何言ってるんだ先生。ここだけやればいいって言っていたじゃない」と言う。まあその通りですけど。

私も前の学校では一生懸命掃除してました。とにかく汚すので、しょっちゅう掃除ばかりやっていたのですが、いまは少し落ち着いた学校だから、入口のところに立っているだけです。やらない子には名前をフルネームで呼んで何々をしなさいと言う。すると別にムッともしないで「ああそうか」と気がついて掃除する。あなたなんだよといわなければ動かない。

子どもが話しかけてくる時もそうです。私が一人の子と話していて、別の子が話しかけてきたので「今

しゃべってるから待っていろよ」と言うと、「しかとかよ」と言われてしまう。常に個人的な関係が優先していて、集団の中に自分がいるといった感覚はなくなっている。

だから先ほどの韮沢さんの見方はちょっと違うという感じです。

自由な教育という物語への疑問

中島　僕は現在、公的学校制度の外で様々な生徒とつきあっています。そこでの生徒は、「学校の中で差別、抑圧された子供が自由な教育の中で自分を解放していく」といった物語でとらえられがちですが、赤田さんが言うように、そんなふうにはとらえきれないと思っています。勿論学校で抑圧されてきた生徒もかなりいますが、差別を受けたわけではないけれど、学校が合わないと思ってさっと学校をやめてきた子も増えています。

また、学校の外で生きる人が「自由な教育」を求めているということもあまりないと思っています。YMCA高等学院は通信制高校に通う生徒のレポート作成をフォローすることがメインの塾ですが、生徒たちが「自由な教育」を求めているかというと、そうともいいきれないと感じています。レポートの答えがちゃんとあっているかどうかフォローしてほしい、また難しい問題の答えを教えてほしいというのが生徒が一番望むことです。たとえば、「フランスの首都は？」という問いに「パリだよ」と教えてくれることをとりあえず望んでいる。先生がその後に、首都がパリになった経緯や、地理的な特徴などを教えようと説明しはじめると、とたんに嫌な顔をしたり、聞かなくなったりします。つまり、自由であろうとおしつけであろうと、教育されるのがいやなのです。勿論、教えてほしいという生徒もいますが。

そこで、答えだけ教えればいいのか、もっときちんと教えるべきなのか議論になることがあります。僕は、佐々木さんが言われたように、生徒にとって教える知識が意味をもたなくなっている状況の中で、欲していない生徒にきちんと教えなければいけない必然性はないと思っています。

教えるということよりも生徒とのつきあいということに比重をおきたいと考えています。僕は社会科の教師ですが、授業の中で教えられることに反発する生徒でも、授業を離れた場で話している時、社会的な事柄に関心を示し、きちんと議論してくる人は多い。こちらが「教えてやろう」という姿勢を見せると興味を示さないが、自由に話している時は関心をぶつけてくる。そういうことが多いのです。

学校とフリースクール的な私塾との関係は、「管理・抑圧的な教育」対「自由な教育」という関係で捉えられることが多いのですが、僕は「教育システム」という観点から考え直す必要があると思っています。生涯学習への移行の中で、私塾に対しても自己実現的教育の期待が覆い被さってきています。フリースクール的な私塾も教育システムという網の目からのがれられないわけですから、教育が持つ問題点をもっと考えていくべきだと思います。

大衆消費社会を批判する「共同性」

加藤　赤田さんのおっしゃった、学校はもう飽きたと言う子供たちの話がストンと落ちます。それはさっきのご質問で、大学生が自分たちから学校を変えようとしていないということとつながると思います。その流れから言うと、僕は学生たちが大衆消費社会の中で消費者になったのだと思います。つまりお客さんになった。大学が一所懸命やっていようといまいと、とにかくいいところだったら行きましょう、大したことなければやめましょうと、そういう感じで大学とつきあうようになっている。だから大学を自分たちが作り上げたものとは思えない状況があるのだと思う。

先程星野さんから、定時制高校で生徒たちの中にちょっと違った方が入った時にどういう対応をするかという話がありました。学校が意味があるとしたら何かという話をしたのですが、僕はどうもここに学びの場があると思う。いろんなコミュニケーションも起こるでしょうし、ぶつかり合いも起こるでしょうし、そうものと向かい合っていける場所と位置づけた方がいいと思います。

大学が上から改革される。文部省からで良いではな

いかと言うんですけど、これは歓迎する人と、これで大変なことやらされて困ったという逃げようとする方と、両方います。積極的にやろうとする方は「これは良いチャンスだから文部省から言われようと何しようと大学の改革につながって、結果としては良いことになるのだからやろう」ということでカリキュラムの編成とか組織編成とか、他学部との学部名称の変更とか、一生懸命やるのです。あるいはリカレント講座とか市民講座とか、いろんな資格を取るための方法をやればもっと学生が来るからと一所懸命やる。それですごく忙しくなっていく。片一方冷ややかな方たちもいるのです。

大衆消費社会を肯定して、そこに適応するしか大学の道がないという考え方には僕は反対です。僕は大学の行き方というのは、今の大衆消費社会そのものが間違っているとか、欠陥があると批判をすることを言い続けて良いと思っています。

掃除のことは、教室は自分たちの場所としては意味を持っていない訳であるから、大学生は汚くても片づけるなんて人はいない。しかし、部活やサークルで使っていると、新入生歓迎のコンパなんていうと一所懸命片づけたりします。人間関係とか、共同性みたいなものが育ってきた時に清潔感といったものは変わると思うのです。

僕は大学を私的な空間として使おうと思っています。僕自身がやりたいようにやろうと。そこで僕は伝えたいことを伝えようと思っていますし、学生が来なかったらしょうがないと思います。学びたいとか一緒にやろうと言う人がいなかったら、できないわけですから。ただ、せっかくいる場所だから、僕が言いたいことはちゃんと伝えたい。

僕は６０年代に小学校の教師でしたが、その時はそれができたという感じがあった。その時は学校は出会いの場所であったから。今は、僕のゼミや授業には学生だけではなく現場の方たちが来ます。市会議員の方とか高校の先生だとか、一般の主婦の方とか外国人の方も。その中で一緒に討論していくと全然違ったものが出てくる。これでいいという実感があるのです。

聴講生の方がいっぱい来ると、ちょっと遅れてくると座れなくなります。すると学生から、「試験受けてお金払ってきているのに、聴講生の人が先に来ちゃって入れないのはおかしいじゃないか」「他学部から来ている学生を減らしてほしい」といった論議になった。「ここだけはそうじゃないと思った」と泣き出した人もいたが、いろんな人たちが集まる中で縁が生じ、そこで何かしようと思うわけですから、そのことが意味がある。トラブルが起これば起こるほどその中で問題を一緒に考えていくということができるのです。

今、そういう場所として学びの場というものを作っては、と僕は思っています。上からきているものでも生かせるものは生かして良いと思っていますが、たんに迎合して求められているものを作っていこうということではなく、言いたいこと、伝えたいことをややっていく場所としての自由を保障してもらえるのならそれでやっていこうと思います。学生も求めているものがあるんなら、こういう科目を作っていこうとか、一緒にやっていこうと思っています。

中島　星野さんの質問に対してですが、単位制高校は、広い意味で生涯学習体制の中に位置づけられるものだと思います。その単位制高校は自由であるといわれているが、細かい規則がついて回っていて、自由になっていないのではないかというお話だったと思います。僕もそう思います。また、自由であったとしても問題があると思っています。比較的自由で、単位を生徒が選べるようになれば、今の教育が抱えている問題が解決するとは思えません。単位制になったとしても、学校教育が本質的に持っている“おしつけ”はそのまま残ると思います。

小沢　だんだん八方塞がりになってきますが、優しく監視するとかソフトな強制とかという言葉が出てきて、このあたりのテーマは明日「医療の中の自己決定権」というテーマのシンポジウムがありますがその辺ともリンクしているかなとも思います。

加藤　いまの三人の方の話がこれから後、論議になると思うのですが、学校教育に限界があるというか、もう制度疲労を起こしていらない、ダメだという時に、何が学校教育の一番ダメなところか、どこが限界なのかを明確にしなければなりません。

ひとつは、学校が指導する、評価するということです。今の生涯教育の話でもそうでしたが、指導する、評価するということがあるかぎり、教える側が中心になってきまして、子供たちや生徒たちの方に中心がいかないという点がノンですね。

もうひとつは、学校教育は情報伝達機関であるということです。学校に行くといろいろなことを教わるということがかつてはできたと思うのですが、先程の佐々木さんの話のように、情報源がいっぱいあって学生の方がよく知っていたりすることが多い。つまり情報伝達という機能を持っていない。社会へ出る際の一定のパスポートになるということがなくなり、商品化するという意味での低下が起こっている。

親が大変高学歴になって教師の相対的評価が低くなってしまっているので、学校に対する信用度とか評価が大変低くなってきている。

今日お話しようと思う最大のことは、教育、社会化の問題の一番のネックは、世代継承だということです。ひとつの世代が次の方たちを、子供たちや青年たちが育つのをどう応援していくかということです。これについて学校があまり力をもたなくなっている、期待できなくなってきている。どこがどうやればいいのかというのが問題になっている。

では、今の学校に何を期待するか。今は人と人の出会いの場所がもう学校にしかない。出会いの場所が学校だと考えた時にそこから何が出てくるかということです。

今日の最初の問題提起は、それぞれの現場からということで僕は大学の方のお話をしました。僕が大学に行ったのは１９９１年で、横浜市立大学です。それは大変な年だったのです。大学審議会の答申が、その年に出されています。この前身は、１９８４年に中曽根総理大臣が臨時教育審議会を作り、教育改革のために大学審議会を作ろうと提案をした。そこが、大学の設置基準の改定を提言してきました。

それまで大学設置規準というのは、１年生に語学を２科目やれとか、一般教養を２年間で全部やれとか細かく決めてあったのを、自由化し、好きなように各大学でやってよろしいとしたのです。これは１９８０年代から起こっている規制緩和という大きな流れの中で、大学にも自由化が始まったのです。

大学はまず大学の学部の名称を変えようとしました。私も入った時はそう言ってました。当時一般的なのは、戦後は全部教養人を育てるというのが大学の目標でしたから、教養学部というのが圧倒的に多かった。また、文理学部という、文科と理科が一緒になって教養的な勉強をするという所もあり、横浜市立大学にも文理学部がありました。それに対して、もっと専門的な力をつけるた分けようということで、１９９４年に文理学部を分け、理学部、総合理学部と文科としました。また、学生たちが求めているような学科、あるいはカリキュラムの中身を作らなければいけない。そこでその頃出来たのが、頭に「国際」あるいは「情報」「文化」「環境」「政策」がつく学部です。うちも国際文化学部と名乗りました。教授会で激しい論争がありまして、僕も一生懸命反対をしていました。横浜市が作った大学ですから、市としては「国際文化」がいい、「国際港都」としての名前もつくのでぜひ作ってほしいという市長を始めとしての要望を受けて、決まりました。

みんなが求めているものを受けて大学も変わっていくわけです。これからの時代は「国際化」「情報化社会」「高齢化」。そこで「国際化」と「情報化」ということでパソコンができるようにする。英語とか外国語ができるようにする。これがこれからの大学のあり方だと内部では論議が進むわけです。

また、一般教養がなくなっていく。授業の中身、授業内容、これをシラバスと言うのですが、シラバスを一般の人や学生に知らせていないのはおかしいではないかということで、シラバスをていねいに作って、授業内容を学生たちに伝える。そのために大学の案内も中身が濃くなっていく。それから、今まで教員は研究が中心でしたが、学生たちに教える授業の中身をきちんとしなければいけない。そのために学生による授業評価を導入しようということで、学生がチェックをつけるわけです。この授業良かった、ダメだったとか、５段階評価でつけるところもあるのです。先生が評価されていくということが、この頃から各大学で一斉に

起きてくるわけです。

中島さんがおっしゃったように、１９９２年には、生涯学習審議会の答申が出されて、生涯学習という言葉が広がりました。この時の危機感は、学生数の減少が基にあります。１８才の人口は１９９２年がピークで２０５万人だった。これが２０００年になると１５１万人。５０万人ぐらい減ります。２０１０年代になると１００万人台になる。約半数に減ってしまう。

同時に進学率の問題があります。１８才人口の３５％が１９９０年くらいまでは大学に進学していたんですが、９７年には４７％となりました。と言うことは、約半数が進学をするということですので、エリートを育てるというよりも、ほとんどの方たちに共通の内容を知らせなければならないという、大学そのものの質が変わりつつある状況になってきました。

大学の理念と現実のジレンマ

篠原　山根さんの、大学がたとえ上からであれ変わっていくということはいいことのようにも思えるけどその点について何か、という質問に沿って、僕らが最近ぶつかっている話をしてみたいと思います。僕は和光大学で仕事をしていますが、良いも悪いも含めて和光というのは個性を大切にする自由な大学で、先ほどのキーワードで言えば個性化、自由化、多様化を先進的にやって来た大学だと言えます。それで商売やってきたというか、学生が集まり、それなりに評判をとってきました。

大学をめぐる議論としては、和光が先取りした形でやって来たことをいまさら寄ってたかってやっている、と多少自嘲的になりながら同僚と語り合ったことがあります。

和光は、開いた大学ということで言えば、当時、障害者はどこも引き受けませんという中で、障害者に対して閉じませんということをやって来たし、学力試験だけじゃなくて、面接で推薦制をやるようにしてきたし、公開講座も積極的にやってきたり、駅前に開かれた市民大学を作り出したりしてきました。

僕自身も複雑な思いがあって、どこか愛社精神みたいなもの持ちつつ、開いた大学を作っていったり、お客さんを集めていくというところでおもしろがってやってきたところもあります。何を今やっているのかなと思うと、どうやってサバイブするかという論理にいつの間にか乗っているし乗せられている。自嘲的に言えば愛社精神のいたすところで頑張っている、という忸怩たる思いがあるのです。

しかし、資格を出すか出さないか、つまり専門性とかアカデミズムというところの批判に軸をおいていきたい。ここ数年、臨床心理士の受験資格を与えますよという格好で全国の大学が大学院を設置してきています。そこにはお客さんが集まっています。そういう点で、自由化といいながらも軸に資格化の問題がある。どこが売り手市場として有効かということで、結局のところ順番が決まってくる。そういう点で和光大学の序列化はこの文脈の中で再編されていくと考えられる。そういう意味を含めて依然忸怩たるテーマを引きずっているのですが、そのこととその中で何をやって行くかは、あらためてお互いのテーマとしてあるのではないか、と思います。

武田　今、加藤さん、篠原さんのお話を伺っていると、大学は自由化ということに非常にアンビヴァレントな対応をしながら、しかしそこで何とかやれる部分があるだろうと、割合楽天的なニュアンスが聞こえてくるんですが、中島さん、それから赤田さん、佐々木さんのお話からは、非常に展望がないという感じですがその辺はいかがでしょうか。

問題を個人化することへの疑問

広瀬　精神科のクリニックのケースワーカーをしています。学校という所は展望がないという話ですが、でも何かのどかな気がします。僕が出会う人が、かなり思いつめたり、死のうとしてたりする人ばかりですから、漂って生きている人と比べて苦しんでいる人が特別な人という捕らえ方は違うと思っています。今まで話して頂いた部分と非常に苦しんでいる人とのつながりが気になっていて、その点から言いたいのですが、抑圧―解放とか、管理する―管理されるという話だと、制度とかしくみにがんじがらめにされていって、そこから自分の自由を勝ち取るという話にしかな

らない。しかし、自由にやって下さいと、その自由で大学なり学校なりを選んで自由に自分作りをして下さいという状況で、自分作りがうまく行かなかったという話で苦しむという次元に追い込まれて行く。そこで、自分作りがうまく行かないのは結果的には自分で歩んできた問題として、個人化されてしまう。そこに、かかわってきた回りの人——教員とか、カウンセラーとか——についても、サーヴィスを買ったにもかかわらずうまく行かなかったのは売った側の人がちゃんとやっていないという話になり、非常に深い恨みが個人化されていく。そういう中で自分を悔やんだり他人を呪ったりしている気がしてならないです。

あと、学校で何となくあいまいに過ごして行ったとしても、時が経つにつれてだんだんうまく行かないことになってきた時に、自分作りをしてこなかったという負い目が自分を呪い追いつめているという状況になっているという気がしてなりません。

飯島　赤田さんの話したことで、少し気になる部分があります。学校教育が子供達を抑圧している構図というのが、今の時点では成り立たなくなっているのではないかという話があって、むしろその子供達の個が拡大してきているという話しだったと思うのですが。

では、子供達の個が拡大してきたというのはなぜそうなったのかということを伺いたい。というのは、僕は学校教育が子供達を抑圧しているということは決定的な事実だと思うのです。それがますます強まっているが故に、今の状況が現れてきていると見ないといけないと思っています。第一、子供たちの個だけが拡大して欲望がむき出しになってくるということはあり得ないと思うのです。つまり、大人も教師もこの同じ矛盾を引きずって、大きくなっているはずです。個が、またそういう構図が見えなくなってしまっていることが問題ではないかと見ています。今の話で行くと子供達が単純に言うとわがままになっているとか、しつけができていないとかいったところに問題が還元されていくのではないかという恐れがあります。一般的にそういう風潮を感じます。

しかし、現象的にはおっしやるようなことといっぱいあります。僕は障害児教育をやっていますけど子供たちが本当にバラバラになって、親も教師も個人個人の悲壮な欲望をかきたてていて、教育が行われている。でもそれはそういう教育制度だとか、先程佐々木さんがおっしゃったように、大きく言えば近代以降の発達観とかいうものがあって、その結果今の事態になっているのではないかという気がしています。

抑圧する制度としての学校

赤田　学校は基本的に制度として抑圧するものだと思っています。身体も精神も含めて、強制をすることで教育が成り立つ部分があったとおもうし、そういう意味で抑圧のシステムであることは間違いないと思うのですが、その抑圧のシステムがいまの学校の中では、個の拡大とか、学校が独占してきたものがいっぱいあると思うのです。

この間、学童疎開の話を聞く機会があったんですけど、教科書のことを子供が「本」って言っていたのがすごくストンときたんです。つまり情報というのはすべて教科書から受け取るしかなかったということです。情報を独占して子供を学校に呼び込む、親は学校に出すことで日本の社会の中でそれなりの位置を獲得していく、そのための装置として、学校はあったと思います。ですからそこにはひとつの物語が作られていて、家で我慢して仕事をするのではなくて、学校に来て我慢をしてコツコツ勉強することによって、いつかはいいことがあるんだよという、いろんな幸せをつかめるんだよという物語があったと思うのです。

そういう物語が成立しなくなった。そういう事態になってきていることを、しっかり見るべきなのではないかと思うのです。昔は学校の先生が教えてくれることは社会の一つの入口だったわけだけれども、大衆消費社会の中では、情報を独占できなくなっている。つまりいわゆる旧来の学校の器というのはもう崩れかかっていて、制度疲労を起こしていて、役立たなくなっているんじゃないかというのが私の認識なんですよね。

ですからいい教育がどこかにあったり、自由な教育があるというふうに考えないし、教育するという関係は暴力的な関係であって、一面必要な時だってあると

思っています。だけれどもそれすら今、成立しなくなっているとすれば、制度疲労を起こしている学校自身が自ら変わらないと、ダメだろうと思うのです。制度とか学校といいますけど、教員やっている僕らからすると、僕ら自身がどこかで変わらなければやっていけなくなってきている。その時に、子供よりいっぱい情報集めればいいのかとか、もっと体鍛えて強くなろうとか、そういうことではないだろうと思うのです。

教員自身が彼らとの関係を今までとは違った形で、飽きてる子たちとどう一緒にやれるのかなというところに行くわけです。その意味で教育とか学校というのは、暴力の他にもうひとつサーヴィスという面があって、自分はできるサーヴィスをやろうかと思っているのですが、あんまりいいサーヴィスを受けられなくて恨みを持っているって言われても、サーヴィスというものは向こうが選ぶものという部分もあるし、そこだけで言われちゃうと、困るということもあります。

広瀬　教員がちゃんとしていないからダメだという話について僕がどう言いたかったかというと、まさに資格、専門性の問題点としてあるのだろうと思うのです。たとえば精神科の話では、散々長期入院させられて、社会生活から切り離されている状態に医療の仕組みの中で作られた人が退院して社会復帰できないという話がある時に、それを社会復帰させる専門家という精神科ソーシャルワーカーを制度化しようということになってくるわけです。するとその本人が社会復帰していく力があるかどうかということと、その精神科ソーシャルワーカーが社会復帰させる力があるかどうかという二つの関係にすり変わってしまう。働けないという話は、その本人が働く力がないという話でもなければ、それを働けるようにする専門家の力不足という話でもないわけですね。精神病になった人が社会から排除されて、働かせてもらえなかったという問題から始まっていた訳で、そこがすり変わっちゃうということが起きている。

同じことが学校で教員対子供ということでも、カウンセラー対クライアント関係でも起きている。すると、恨みの持って行き場所がわからなくなったり、自分の力のなさを悲観して自殺してしまうことになっていくわけだし、これだけカウンセリングに通ったのによくならないとカウンセラーぶっ殺してやるという話になっていくわけです。

学校に期待しないと言い切れるか

篠原　赤田さんにもう一度質問ですが、子供たちが個性的というのはわがままのように見えるし、飯島さんの先程の言い方で言えば個が拡大してきている状況があるわけです。それは赤田さんや佐々木さんの分析で言うと、学校が教育機能をどんどん後退させてきている、教師が相手にされなくなってきている、世の中総体が情報化してきている、そういう教育構造の変化が起こっており、その中で教師が孤立させられているという感じがしています。たとえば文部省や教育委員会、あるいは校長でさえ、教師に体罰はいけない、人権侵害だ言う統制がある構造の中で、子供と向き合う中でついやっちゃうといった体罰も厳禁されていく。教師はその中で子供の個性を大切にと言わされているとも言えるし、子供たちも俺たちは守られている、保護されている、人権を主張していいのだと思い、関係的にはつき合い切れなくなっていく事実が進行しているという気がしてなりません。人権思想総体をノーというつもりはないのですが、状況的に果たしている役割というのは、僕はピンチではないかと思っています。

また、親の教育権とか、親の学校選択権とか教育プログラムの選択権という話はいろいろなところで出てきています。それは学校に行かなくてもいいという話を含めてあるわけですが、その延長上でたとえば普通学級でうまくいかない子供たちが、特殊学級や養護学校に入れられていく時に、今までのような強制ではなく、むしろ親の選択権を装置として使っていくことになっている。その点で、教育が自由化とか個性化という言い方の中で、教育の効果というテーマを含んでないかと思うわけです。その結果として子供たちはバラバラになっていく。いよいよ個に還元していく。そこで、親たちが教育の選択権という名のもと社会の代表的な機能を担っていくという構造の中で、頑張っている教師たちはビビらされている、孤立している。にも

かかわらず教師たちは、生徒たちをそのように教育している。その結果として、やっぱり子供たちが個の拡大になっていないだろうかと考えるので、もはや学校に期待していないという言い方でくくって大丈夫だろうかと思うのです。

赤田　仕事している中で、意識の上では文部省があったり教育委員会があったり、校長がいたり、うるさいこと言われたりということがあるけれども、さっき加藤さんが言われたような、出会いの場みたいな部分というのは、現在では学校の他にあまりないと思うんですね。学校があるから塾があるわけで、塾があって学校があるわけじゃない。学校で足りない部分を塾がやっている。学習だけじゃなくて、子供たちのつき合いでもそうなっています。そういう出会いの場としての可能性などあまり言いたくないですが、その事実も大事なことだと思います。障害を持った子供たちが特殊学級という形でくくられて、いわゆる「人に好かれる障害者」になるために、「返事がちゃんとできるようになりました」「ニコニコできました」ということをやっているのがやはり出会いを壊しているものだと、思うのです。

私の今いる学校は、障害児学級と言わないで、若竹教室と言って、１７～８人います。今年の入学式はすさまじい状況でした。みんなきちんと会場に入っていったのですが出てくる時にはワイシャツも全部はだけて靴下も脱いで出てくる子もいるし、式場の中を走り回る子もいました。それでも枠を作らないで若竹教室というあいまいな形でやろうとしている。困った時に行けばいいということにして、なるべく普通学級でやることになってます。でも入学二週間後ぐらいには、職員会議で「もうちょっとムリだよ」「こんなグジャグジャになっちゃったらほかの子に話しもできないし」という意見が出る。昔はこういう議論やると「別のところで分けて、交流しましょう」というのが主流だったけれど、私の職場は「何でそんな早く結論出すの」とか「誰だって慣れるのに時間がかかるんだよ」で終わってしまう。ですから学校の中を障害を持った子がよく走り回っています。職員室でいたずらしたりするが、何となく一年経つと、はまっていくのです。普通学級にいる子たちも、普段一緒にいるから、若竹教室に「行った」と言うんです。そして戻って来ると「帰ってきたよ」という言い方が当たり前になっています。もちろん結構いじめたり嫌みを言ったりもしますけど。それはやっぱり出会いの場としての可能性を学校が持っているという、ひとつの部分だと思います。残念ながらそういう所属のはっきりしないやり方に対しては、教育委員会はつぶそうとしていますが。

壊れつつある装置といての学校を

もう一つ、中学校では今部活の問題が大きくて、部活でバリバリやっていくみたいな部分はまだ多少残っているんですが、最近の中学生は部活もそんな本気でやりたくないと思う子が増えてきている。あそこまではやりたくない、けどこの程度はやってみたい、という感じです。これは大学生や高校生も似ているのかもしれないけれど同好会みたいなものをやりたいと。好きな時来て、好きな時に遊べるような、そんな雰囲気がいいようです。でもそれは今の中学校では、なかなか認めてくれないのです。きちんと顧問がいて定期的に活動して、という部分があるんですが、それでも今は勝手に集まって歌うたったり、ダンスやっている子がいたり、そういう場に少しずつなっています。ただむずかしいのはそれに対して認める部分と規制する部分と両方教員が持っていることです。でも僕はその両方持つことで今はいいのではないかという気がしてます。「何でもいいよ。好きなことやりなさい」とは僕は絶対言わないし、だからといって全部ダメと言う必要もない。そこのところがうまく折り合いがつけばいいなという感じがするんです。そこは、子供との方が折り合いがつきやすいですけど、親との折り合いは難しいです。親はとにかく部活がなくなるというと大変です。ＰＴＡ総会で校長をつるし上げるという事態もあります。僕らは校長だからいいか、などと思っていたのですが、校長としては顧問がいなければ安全も図れないしムリです、と言うのです。その中でつい校長も「先生にも勤務時間てのがあるんですよ」って言いました。そのとたん、怒号でした。「何てことを言うんだ」と「教師に勤務時間があるなんてことを校長が言って

いいのか」と。「すごいなこの時間に対する感覚のズレは」と思いましたが、今だに親の世代が教師に対して求めるものは、「教師は時間と金のことは言うな」です。教師は、子供との物語の中にいるという部分で捕らえられてしまう。だから親の方の要求というのはすごいです。うちは部活をやらしたいし塾も行かせたい、と言う人もいれば、そんなきつい練習はやだ、と言う一方、そんななまぬるい練習でいいんですか、と言われる。教員は今やそういう要求の錯綜する中で顧問をやっている。その顧問もすべて高齢化しています。年老いた親を抱えながら、奥さんに任せて、奥さんにメチャクチャ言われながら、人がいないから顧問をやっている、そんな感じになってきています。

そういうことはふつう言わないです、教員は。つらいとか苦しいとか、もう勘弁してって言ったらそれは教育の敗北だと思っている人が多いし、ガンバリ過ぎるのです。それが子供に悪い影響を与えているのです。「頑張るから子供に要求することが多くなるんだよ。子供だってそこそこのところで学校と折り合いつけて来てんじゃん、座って聞いてくれてるだけでもありがたいと思いなさい」って私は思います。どこに黙って座って聞いてくれる仕事がありますかって。集会やっても、頼んでも人が集まらないですから。

今、そういう中で子供たちは毎日ほとんど来るわけです。来ない人がいたら来ない人のところはちゃんとそれなりのことをしなさいと言われます。あれは怠けているという見方がまだ残っている。指導すれば来る、来れば不登校は終わりと思っている。全然そうじゃないですが。教員の方も何か硬直化している部分があるんですが、基本的には学校という場が、すべていいとかすべて悪いとかじゃなくて、まだまだそれなりの利用価値があるし、感覚としては壊れてきているんだけれども、まあもう少し修理しながら使っていこうと思ってます。あまり重い物は持てないけれど、そこそこのものは持てるようにしていったらいいんじゃないか、僕はそんな感じで見ているのですが。

武田　学校が制度疲労とか、限界に来ているということはかなり共通認識になって来ていると思うのですが、その中で今の赤田さんの修理しながらしばらくやるしかないという極めて現実的な対応という話になって来ていると思います。

私、県立高校の教師でして、いわゆる「学級崩壊」のようなことも経験してきました。それから定時制にもおりましたが、今は職業高校ですから、クラスへ行くとたいていの生徒は座ってこっちを見て、普通の昔風の学校が成立している。

中学と違って高校の場合にはいわゆる学力で階層分化されて来ているわけですが、それが同時に学力という問題が親の経済力と非常に見事に比例関係になって来ていて、時々私立で妹が学校へ行かれないから私は退学するという話を新聞が取り上げたりしますが、公立の学校の場合にはもうそれ以前の段階でどういう学校に来るかということでセレクトされてしまっている。職業高校で私の学校の場合は3分の2くらいは就職をするわけです。学力は相当あるのに、経済的な理由で進学を断念する生徒が毎年2ケタはいる。豊かな社会の中で数から行けば少数なのかもしれないが、ブルデューの言う「教育が階級の再生産装置だ」ということ、それは目に見えないわけですし彼らはそのことに対して何とかということはない。あきらめているわけですけれども、最大の暴力、教育という装置そのものが暴力であるという認識は、だんだん「ああそうなんだな」としか思えなくなっています。その中で何ができるかということですが、そのあたりで話ができたらと思っているのですが。

山下　「不登校新聞」の編集をしています。私も不登校の親や子供からの手紙とかいろいろ話を聞いたりする中で感じるのは、世の中にウソ臭い言葉とかがいっぱいまかり通っていて、子供はウソ臭さに敏感だと思うのです。なんかウソ臭いなと思っていても、大人とか特に専門家に言われたりすると、その方が正しいとしか思えなくなったりするわけですが、ウソ臭さがまかり通っていて、そこ以外に子供たちが生きる場所がないというところに問題があると感じています。

その中で、やはりウソ臭いと思った時に、その感覚の方が正しいのだということをもっと自信持っていいと思うのです。子供の普通の、特に専門的な知識がない中での知識で、子供が教師を説き伏せるなんてそん

な並大抵にはできないですし、親だって「あなたのためよ」とかお母さんが言ったら子供はなかなかそれに対抗できないです。言葉で対抗するのではなくて、「何か変だな」と思えることが肯定できるような場所がもっとあったらいいと思うし、専門的じゃなくても子供の直感的に変だなと思うところで生きていける場所がもっとできたり、そういうことがもっと発信されていくことが必要ではないかと思っています。

松本　子供が選べる権利、選択することの権利を保証していこうという中で、かえって自分の責任にもかかってくるという「自己責任」もあり、それが同様に大人にもあって、互いに試行錯誤していく場としての学校をどう作っていくのかがこれから問われていく課題であるという気がしています。

共生ということで言うと、一人がみんなのために、みんなが一人のために、というのは最近私はまやかしの言葉だと思うのです。子供が今、個にバラついているというのは、わがままな状態で確かにあるわけですが、考え方によっては「我が、まま」なんです。一人は自分自身で援助しているわけですから、その有り様が「和が、まま」でいられる自分をエンジョイしているわけです。うちの娘が行っている学校は、たいへん個にバラついている日常があるけれども、ひとつの行事を行っていこうとすれば、核ができて塊部分ができてくる。その塊で全体主義に流れるのではなく、逃げの部分があったりする。ひとつの塊の方にまとまって楽しい思いをしていく部分がある一方、逃げの部分があるといった人間のつながり、子供同士のつながりがある。個でいられる日常と、固まっていこうとしている、お互いいきいきしている、そういうのってすごくいいなあと思っています。

それができるかどうかは、公立学校はいろんな点で難しい制約がかかってますので大変厳しい面がありますが、やはり選べる権利がどこまで保障されるかということは、考え方ひとつで可能ではないかと思っています。

花井　東京シューレという学校外の子供達の学びと成長の居場所、フリースクールとも呼ばれていますが、そこでスタッフをやっています。一番最初の中島さんの生涯学習社会に対する警鐘に私も同感しました。子供が——生涯学習は大人も含めたものですけれど——何かをやろうとする時に、その人がやりたいことをやって行けば良いわけで、目標にし向けたり、そこにコースを作ったり、専門的な資格を付与したりということはおかしいと思うので、そこが問題だと思います。

広瀬　今のお二人の方の話にものすごく抵抗があります。今日言いたかったことは、自由に選択して行く選択肢がいろいろあったり、その選択肢がおしきせでなければよいというようなところで自分作りをして行きましょうという話です。

今まで抑圧するとか、管理するとか、人を操作するとかいう形で言われてきた自由の侵害が、今どのようにやられているかというと、自由な自分作りという物語に込められている。そこに非常に危機感を持っています。

星野　普段車椅子の人達とつきあっていますが、最近よく行政でも民間でも「自己管理能力」とか「セルフコントロール」という言葉を使うのです。それは自立支援のプログラムの中でも良く言われますが、必要であれば障害者に教育をして、自分の障害が何であるかを知って、その上で自分に必要なケア、介護のプランを立てて、自分が良いと思ったところを選んでその人や組織、団体と個人契約をして、ケアを受けていくのが理想だということです。これにはすごくひっかかります。先程の「自由」とか「選択権」とか、もっと言えば生涯教育とかと関連して。

何でそう思ったかというと、たとえば施設入所している人が、いきなり地域で暮らすといっても、職員からこうしなさいと痛めつけられてきた状態で、言われたとおりにすることには慣れていても、自分からこうしたいとはなかなか言えない。それは、相手がもう二度と自分の手伝いに来てくれなくなるのではないかという不安とか恐怖とかがあり、言葉にできない時とか、できない関係というのが現実にあるんですね。

学校というのは、そういう部分が一番集約されている場所だなというふうに感じます。閉鎖され、分断され、枠を作られて、自分でもいやになっちゃうって言

うんですね、うちの娘も。学校へ行って自分の本音で話している相手が何人ぐらいいるかって聞いたら「いないよ」と。「私は私のある部分を演じているんだ」という話を聞いて、ちょっとギクッとしました。高校に入学した時について行ったんですけれども、入口でチェックされました。そのチェックが何のためなのか、いまだにやっぱり腑に落ちない。外部の人を入れない限り、学校が変わっていくとか、人間関係が変わっていくとは思えません。

加藤　学校にはいろんな限界があるのですが、なくなるのであればなくなって良いと思ってます。ただその中で、どういう要素が大事なのか、残していきたい、作っていきたいと思っているかと言うと、ひとつは人と人との出会い、コミュケーション、交流の場であるという点です。人と人をどうつないでいくかというのを僕はやってみたいし、今やってると思うのです。

もうひとつは、子供達というか若い人達が学びに来る場所ですから、世代継承というか一人一人の生き方を語り合って、受け継ぎたいと思ったり、反発したりするということが起きてきます。学校という場所は、その中で完結しないで、現実の場所に出かけて行ったり、参加しながら、そこで体験したことを持ち寄って、語り合うという場所として開かれて行くということが、課題だと思います。そういう実践ができるかもしれない。

しかし、先程僕が言ったのは、大学も含めて、社会がものすごい勢いで流れている中で、教師も動かされて行くし、管理されて行くという状況があるので、それを打ち破っていくためには、具体的な場面の中で作っていったものが学びの場なんだということでひとつづつ枠を広げて行くというのが、社会臨床ということの意味ではないか、と思っています。

中島　学校を選択するとか、選択権の話が出ていましたが、広瀬さんが言っていたような視点で、僕は選択権という点に疑問を感じます。

広瀬さんは「自分の物語を物語るところに追い込まれている」といった表現をしましたが、選択権だけを強調するとそういうところに追い込まれていくと思います。学校を選択するとか、自分で何かを選ぶ場合、当然ある社会的文脈の中で選んでいくわけです。そういう文脈がまったくない状況というのは考えられない。そうだとすると、その文脈と切り離して選択を考えるとおかしなことになると思います。

別の言い方をすると、選択は、個人が直面している問題、社会的広がりを持った問題の中でしか行われないと思います。僕は大学院に入るまでは大学に残って哲学の研究者になろうと思っていました。ところが、大学闘争の中で「大学とは何なのか」「研究者とは何者なのか」という問いに直面してしまったのです。そこから、大学に残ろうとしている自分は何なのだと考えはじめ、研究者になるべく博士課程に進んでいくべきなのか、それともやめてしまうべきなのか、そういう選択をせざるをえなくなっていったのです。博士課程に進学するか、やめるかという選択は大学闘争がつきつけた「大学とは何か」という問題、社会的広がりを持った問題なしにはありえません。

今の生徒が直面している選択も社会的広がりを持つ問題なしにはないと思います。大学闘争の時のような政治性はおびていないでしょうし、僕とは違った意味の社会的ひろがりをもつ問題なのでしょう。しかし、いずれにせよ、学校を選択するということは社会的広がりをもった様々な問題、あるいは様々な社会的文脈の中でしか行われません。そういった文脈を切り離して、選択権だけを強調することには疑問を感じています。

また、「子供はウソ臭さに敏感である」といった発言がありましたが、この言葉は赤田さんが指摘していた物語、「子供は純粋で…」といった物語につながっていくのではないでしょうか。勿論、山下さんはそういう意味で言われたのではないと思います。別の文脈で言われたことです。しかし、こういった言説は学校の教師やフリースクール的な場でもよく聞かれますので、少し気になります。

確かにウソ臭さに敏感な生徒もいます。しかしそうでない生徒もいます。にもかかわらず多くの教師、特に管理的教育に反対する教師たちが「子供たちは敏感だ」といったことを強調します。それは「子供は純粋

で、無垢である。だからそれを大事にし、暖かく育てていけば…」といった教育的物語、赤田さんが批判した物語につながっていくのではないでしょうか。

加藤さんが言われた出会いということですが、僕もそれを大事にしたいと考えています。ただ、学校や私塾の場では教育的な視点にそれがからめ取られていくのです。出会いもいつの間にか教育的意味づけをされるようになってしまう。それは嫌だなあと思っています。しかし、そう言っていると「暗い」とか「展望がない」と言われてしまいます。確かに制度をどうしていくのかという点では展望はありません。でも、僕は職場では結構楽しんでいます。暗いとは感じていません。学校の教師をやっていた時は「子供をなんとかしてあげたい」みたいなところがあった。それはできないことなので、苦しんでいたというところがありました。今は、「この子はこのままではまずいな。なんとかしなければ」という感覚が弱くなり、そういったことを気にせず、結構気楽に生徒とつきあっています。ですから、制度的・教育的には展望はないが、楽しいなと思ってやっています。

佐々木　中島さんの言ったことをちょっと補足する形になると思いますが、教育という言葉をあまり無限定に使わない方が良いと、私は提唱しています。近代に始まった教育というものが、教える専門家がいるということ、カリキュラムがあるということ、教科書があるということ、最後に評価し、序列をつけ、資格を与える、ということ、この4つ5つのことを教育と呼んで頂きたい。その意味で私は「教育」否定論であります。

「教育」はやむを得ずあるのです。今の社会では、上のように機能させてきたけれど、徐々にいろんなほころびが出てきた、ということを今日申し上げたつもりです。「教育にもいい教育がある」という言い方は、私はしたくない。戦争に「思いやりのある戦争をしましょう」とか「住民と仲良くする戦争をしましょう」と言うのと同じです。ですから、学校批判でも、学校に何か期待しているような「先生はもう少し学校外の人を入れるように」とかいうようなことを言うのも、教育を崩していくという姿勢が必要だろうと思います。また、こちらで勝手に理想教育を持って、それをしてくれないと嘆くのはやめましょう。そういうことではなくて、我々が教育を徹底して否定する中でどういう展望が開けるかということが問題です。今、中島さんが言ったように、カリキュラムや調査書や教師の専門性なんてどうでもいい、と思ったら生徒と仲良くつき合えた。これが副産物であって、それは教育の結果ではないのです。教育は生徒と仲良くつき合うことであるなどと勝手なロマンチックな幻想を持たないで、どうでもいいと発想して行くと、いきいきとした出会いとか、生徒の良さとか何かが、意外に見えてくるものです、ということも赤田さんがおっしゃっていたと思います。そういう文脈で考えたいと思います。

赤田　やはり、子供より先生が大事という、太宰の言葉のもじりをもう一度、言っておきたいと思います。子供がいて僕がいるわけじゃない。自分がいて、その自分が教員という仕事をやっていて、それで目の前に子供がいるわけですから。僕自身は、敢えてこの時間を子供に使ったらどんなに子供達は喜ぶだろうとは発想しません。どうすれば自分が豊かになれるかを、まず先に考えたいと思います。そういう意味で、教員としてとにかく先鋭化しない、と考えています。先鋭化することでだめになっていく人をいっぱい見てきたので、あえてチャランポランでいいんではないかと思うのです。

学校の中では今、「何とか教育」というのがいっぱいあります。僕自身はその「何とか教育」というのをあまりやりたくないと思っていますが、教員ですからいろいろやるわけです。しかしあえてそれを「何とか教育」と命名しないことが意識的には大事だと思っています。というのは、学校の中には「何とか教育」と言わなくてもやれることがいっぱいあり、それは何にもならないかもしれないけれど、もしかして何かになるかもしれない、そういうあいまいな部分が学校の中にはいっぱいあるのです。それは時間もそうだし、空間もそうだと思います。その中で、自分がおもしろい！と思ったことにこだわってあと何年か浮遊してやっていきたいと思っています。

日本社会臨床学会第6回総会報告

シンポジウムII　先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える

話題提供者：福本英子(フリーライター)
篠原　睦治(和光大学)
玉井　真理子(信州大学医療短期大学部)
竹内　章郎(岐阜大学)
司会：三輪　寿二(社会臨床学会運営委員)
林　延哉(社会臨床学会運営委員)

私たちは、老若男女などさまざまな関係の中で、生老病死の種々相を生きていますが、今日では、そのような暮らしの多くの部分が、先端医学・医療の世界に包み込まれてしまっています。

その中で、着床前診断・胎児診断、脳死・臓器移植、遺伝子診断・治療、尊厳死・安楽死などの主張がなされ、それらは実験されたり、実行されたりしています。そして、それらの問題や矛盾も噴出しています。

私たちの学会は、日本臨床心理学会改革時代以来、「早期発見・治療はなぜ問題か」と問い合いながら、本学会創設以後では、脳死・臓器移植の考え方と合法化に批判的発言を重ねてきました。

最近では、臓器移植法が原則として掲げている「本人意思の尊重」(「自己決定権」の擁護)に問題がないのかと語り合ってきましたが、世間では、この擁護のためのカウンセリングの充実と制度化も提唱されています。

今回は、「自己決定権とカウンセリング」の問題に焦点をあてながら、先端医療の諸問題を解明し、共々に語り合いたいと願っています。

以上は、『社会臨床ニュース』三四号の総会案内に載せた本シンポジウムの設定主旨です。

シンポジウムは四月二五日の午前十時から、午後四時まで、中一時間の休憩をはさんで行なわれました。

進行は、まず、四名の話題提供者よりの話題提供、そしてフロアをまじえた討論、そして最後に話題提供者より再度一言ずつ、という社会臨床学会のシンポジウムのいつもの進行スタイルで行なわれました。

この報告でも当日の進行にそって、まず話題提供者の話題提供、それから午後の討論及び再度の話題提供者の発言という順序を取ります。

話題提供の部分は、福本さん、玉井さんの部分については当日のテープを起こしたものをご本人に目を通して頂いています。篠原さん、竹内さんの部分は、ご本人より報告用の原稿を頂きました。

討論の部分は、司会者のひとりである林がまとめていますが、当日の発言内容を逐語的に起こすというスタイルではなく、発言の順序、言い回し等編集して掲載しています。と同時に、折々に林自身の意見をはさんでいます。従って、討論部分は、当日の報告であると同時に、林個人の意見表明、あるいはシンポジウムに参加しての感想でもある、というような内容になっています。

そういうスタイルは報告としてはよろしくない、とおっしゃる方もいるかもしれません。とりわけ、当日の討論部分での発言者の中で、林のコメントは自分の発言を歪めて理解している、と感じられる方がいらっしゃるかもしれません。そのような方は、よろしければ、『社会臨床雑誌』に御意見を頂いたり、誌上での反論を行なっていただければ幸いです。

先端技術社会の現状を考える
(福本英子さんの発題)

1．広がる情報格差と「自己決定」

私はフリーのライターをしていまして、一番先にひっかかってきたのが、遺伝子組み替えの問題でした。この問題への立場としては、遺伝子組み替えが私にとって何か、という設定の仕方で問題にしてきました。そのうち、体外受精が出てきたり、臓器移植が出てきたり、と問題がどんどん広がってきて、技術問題で言うと、びっくりするほどさまざまなものが出てきています。

私としては、途方もないことが始まったな、ということを感じまして、これは何なのかという視点で見てきましたから、臓器がなければ生きられない人を救うのだとか、人の遺伝子を使えば安価に蛋白製剤ができるとか、そういった言葉の裏で、言われないことが山ほどあるじゃないかというのが、この２０年間の実感です。この言われないことはむしろ技術が進むにつれてますます増えてきて情報格差が広がっており、もう手がつけられないという印象がしています。

これらの技術を使う人たちと「これで命が助かりますよ」と言われている、これらの技術を使われる人たちとの間の格差は埋めようもなく広がっています。これらのなかで一番分かりやすいのが臓器移植ですが、先日の臓器移植法下での移植第一号の話ではもうわからないことがあるということを実感させられました。それが遺伝子の世界になると、途方もなく見えない世界が広がっていて、この情報格差の凄まじさをどう解釈するかが問題です。自己決定と言いつつ、患者のことを考えてカウンセラーの人たちが一生懸命やっているのはわかるのですが、この状態で患者側の自己決定ということが本当に成り立つのか？　そして、何をカウンセリングするのか？　という疑問があります。

現在は技術の広がりのなかで、遺伝子治療、遺伝子診断、体外受精といった技術を個別に考えていくような状況はもう越えてしまい、複数の技術が重なり合うような事態になっているというのがここ数年の実感です。資料の中のこの図は、私が参加しているＤＮＡ問題研究会のシンポジウムのときに話題になったことで、その際に、それらの重なり合いを一応まとめたのですが、まだまとまりきっていません。

臨床医療と臨床研究、それは乱暴な言い方をすれば、人体実験ですが、これを含めて産業として出たもの、出ていないものも含めて、たとえば、脳死臓器移植の上に遺伝子治療が乗っかり、その間を細胞移植と遺伝子治療のドッキングしたものが埋め、一方、遺伝子治療と細胞培養が一緒になって、製薬会社で薬を作っているとか、いろいろなことが錯綜しています。

そこへ新しくクローンが出てきて、その実態もはっきりしませんが、その後、ＥＳ細胞の利用ということが出てきており、これが凄まじい話で、研究者はＥＳ細胞というだけでわかるのですが、一般には何のことかわからないわけです。私たちが理解できる範囲で言うと、１個しかなかったはずの生殖細胞が無数に複製できてそこから臓器がつくれるとか、というレベルの話になってしまうわけです。それをどういう風に現実的に利用するのか、という話を含めて、技術が複層的に絡み合って止めようもなく広がっていく世界ができあがっているわけです。

一方で、人の遺伝子を利用するためのヒトゲノムの解析が進んでいて、ゲノム創薬、あるいはゲノミックスというような言葉も出てきています。私には何のことかわからないのですが、そういう新しい概念でアメリカの製薬会社がかなりの資金を投入して研究所をつくり、日本でそのためのシンポジウムを開いて研究者を集めたりしているわけです。そこへ出かけてみると、理解するだけでも大変、それを伝えるのはもっと大変、もう私の能力を越えています。

こうした状況で自己決定ということが成立するはずはない、と確信します。まだ、私が描いた概念図は不十分なもので、一度、この作業をきちんとしないといけないのだろうと思っています。研究者などはとにかく目の前に出てきたものの利用をどんどんやっていくという現状です。

私の住む世界がどうなっていくのかという問題意識で、２０年間、これらの問題を見てきて、それを６つ

にまとめました。この日本社会臨床学会は、篠原さんや子供問題研究会を通してうっすらとは知っていましたが、アカデミズムにはいるのかどうかを把まえ切れていなくて、こうしたまとめかたでいいかどうか、少し迷っています。

2．人体資源化政策

私がこの問題を追うなかでの最初の印象は、人の体を解体して利用していくということではないか、ということでした。遺伝子でいろいろな薬ができると言われても、その遺伝子はもともと誰のものなのか、というところから考えてきました。人の遺伝子、臓器、生殖細胞、体細胞などを利用する世界が広がってきたということはみなさんも実感するところだろうと思います。

厚生省が９７年の薬務行政の改革で、薬務局から健康政策局へ移した研究開発振興課という部署があります。去年、ここが担当して、医薬品を開発するときの臨床試験の前の段階で、動物実験のかわりに人の組織で毒性テストをすることを認めていいとの報告書を厚生科学審議会がまとめてしまったわけです。これが政府レベルで、人の組織を産業に利用することを許可した最初のものであると思います。しかし、よく読んでみると、製薬会社に許可しただけでなく、研究レベルでも利用を許可した内容になっているのです。そこで対象になっているのは、とりあえず手術をしたときに採った余分な組織です。たとえば、肝臓癌を手術でとりますと、癌細胞だけとるというわけにはいかず、周りに少し正常な組織がついてきます。それを使ってもよいというのが表向きですが、その裏で、臓器移植で摘出した脳死臓器を移植で使わなかった場合には薬の開発に使ってよいということも伏線として入っています。それから中絶胎児を使ってもよいというのがあって、それは薬のことだけではなくて、これまでも研究で胎児を使ってきたけれど、それは内々でやっていたことでした。表向きには出ていないけれど、これも半ば承認した形の文書になっています。これは大きな問題であると思います。

私たちの体が有用な資源となって産業として成り立つということが起きているわけで、人の組織もそういう対象になっているということです。

3．人は資源の宝庫

人の遺伝子が有用な資源であることは以前からわかっています。一つは医療資源です。遺伝子によって起きる疾患の診断と治療に全ての遺伝子が有用であるとされています。もう一つは、全ての遺伝子が医薬品として蛋白質をつくるのに非常に有用であるということです。つまり、産業資源です。おおよそ１０万個の遺伝子を人間は持っているそうですが、単純計算で１０万種類の医薬品ができるということになります。その１０万個のヒト遺伝子を、ゲノム上の所在から構造、機能まで全て解き明かし、医療や産業に利用できるようにしようというのがゲノム解析で、ゲノム解析は先進国が国のレベルで投資をしながら進めてきていて、今後さらに進められていくと考えられています。けれども、解析されたゲノムの利用法の開発は、医療でも産業でも、製薬会社が中心となって進められていくだろう、というのも、治療するにしても、たとえば、遺伝子治療であれば、製薬会社がベクターをつくって販売しないと治療にならないからです。ですから、こうした状況は全て産業のなかに組み込まれているわけです。

遺伝子レベルでも、細胞レベルでも、臓器のレベルでも、もしかしたら個体のレベルでも、人の体は資源として分解されていく、そして、その資源は死んでしまってはだめなので、遺伝子として、細胞として、臓器として生きていなければいけないということです。生きた人の体は資源の宝庫です。そこから持っていくのに、臓器は最も大きいので、採れば人は死にます。つまり、殺人ですが、それを正当な医療行為にすり変えるために、死の定義を変えなければいけないということになる。ところが、小さくなると、とりあえず命にかかわることはなくて、そういうことはどんどん目につかなくなり隠れていきます。細胞の場合は手術室でとりますから隠せるわけです。しかし、どこかで

ひっかかるところがあるわけで、法や倫理にひっかかるという心配があるので、政府のお墨付きが必要となって、さきほどの報告文書が出てくることになるのだろうと思います。

ところが、遺伝子になると、全くどうでもいいということになります。この遺伝子の世界が何の問題もなく資源を採取できる世界になっていると思います。遺伝子はどこからでも採取できるからです。東京大学医科学研究所に日本のゲノム解析のセンターがありまして、ここが年に1回ジャーナリスト教育のための勉強会をしていて、私にも案内がきますので、行ってみると、皆さん高尚な話をされているのですが、私はそれほどたくさんの遺伝子をどこから持ってくるのか、とつまらないことが気になります。それを質問すると、「間に合わないときは自分や友達の腕から血を少し採って使いますよ」と言うのです。つまり、どこにでもあるのです。たとえば、大勢の人の血液が集まる病院の検査室は遺伝子資源の宝庫です。

もうひとつがクローンやＥＳ細胞で利用される生殖細胞です。ＥＳ細胞は「胚性幹細胞」で、これは時間の関係で今日は説明はしませんが、人の受精卵が少し分化が始まったときのものを使って、必要な組織をそこから育てるとか、移植用の臓器をつくるとか、そうしたことを試していくわけです。クローンの場合は使うのは体細胞ですが、しかし個体や臓器を作ろうとすると、女性の体から未受精卵を採ってそこへ入れないとできないのです。それをどうするのか、という話がＥＳ細胞やクローンをどう利用していくかという話のなかにまともに出てこない。私が気になるのは、その細胞を誰からどうやって採ってくるのかということなのです。

４．人の製品化

遺伝子治療によって遺伝病のない子どもをつくるとか、能力の優れた子どもをつくったり、これはもうアメリカで議論が始まっています。今、行われているのは体細胞遺伝子治療だけですが、これは、致死的な病気の遺伝子治療だけではなくて、日常的な病気にまで手を広げようと、そして、それを通り越して、健康な人にやってみようという流れです。健康な人に試すということは、当然、その次には、体細胞遺伝子治療で人の能力を増強しようという話がくるのです。そこまで行っていいのか、ということが、一昨年ぐらいからアメリカの研究者のなかでは猛烈な議論になっています。それはさらに、生殖細胞遺伝子治療に流れていくわけです。そして、それをやらなければ仕方ないという話も出てきています。

ただし、生殖細胞遺伝子治療になると製薬メーカーが関わる余地がなくなるのです。うま味がないのです。つまり、体細胞遺伝子治療だから、医薬品としてベクターを開発して特許をとって売り出すということが成り立つけれど、生殖細胞遺伝子治療ですと細胞が一種類しかありませんから、メーカーが入り込む余地がほとんどないわけです。だから、産業としては成り立たないけれど、研究者たちはやりたがっています。これは、新しい子どもをつくる、あるいは人に他の人の遺伝子を持ってきてはめ込むということなわけです。これらを私は人の製品化と言っています。

５．人の品質管理へ

当然、そうすると、人の品質管理ということが出てきます。遺伝病のある子どもや能力の低い子どもが生まれると困るので遺伝子診断を行って、人の「品質」を国が管理していくということです。遺伝子診断がそういう方向へ流れていかない保証はないわけで、学会を傍聴していますと、議論のなかにそういう匂いがあります。重い遺伝病を持った人に接している医者やその他の人たちが何とかしてあげたいという善意でやっていることはわかるのですが、それだけでいいのか、というのが学会などで取材してみるときの感触です。

また、ゲノム解析をする人たちからは、ゲノム解析が全て終わればゲノム診断が可能になる、というキャンペーンが行われています。ゲノム診断ができれば、病気の予知をし、発症しないように予防しながら生きていくことができるから、健康に生きられるという言い方をするわけです。

一昨年、厚生省が「成人病」という呼び方を変えて、「生活習慣病」という呼ぶことにしました。これに対して、世の中があまり反応しないことに私は苛々しているのです。この「生活習慣病」という言い方は非常に危険だと思っていまして、「生活習慣」を改善していこうという程度に受けとればいいのでしょうが、「生活習慣」が悪いからかかる病気(糖尿病、癌、心臓病など)だという意味にもなるわけです。しかし、遺伝子がこの病気に関わっているという見解がすでに常識になっています。環境要因と複数の遺伝子が関わっていろいろな病気が発生する、だから、遺伝子性疾患や遺伝子一個だけが関係している病気だけではないということが言われています。そして、今後は、この方が問題であると言われていて、遺伝子を見つけていく研究がこの方向にかなりシフトしてきています。アメリカでは、これが遺伝子治療の対象になりかけていまして、そのことと関係もありますし、このあたりは切り込んでおかなくてはならないところです。

終わりに近づいてきました。結論的に言うと、医療は産業に乗っかり始めているということです。最近の遺伝子治療を取材してみると、日本で、国に申請が出された、間もなく出される、あるいは大学病院の審査委員会に計画書が出されたものは１０本ありました。その１０本のうち６本までが、治療と言いながら実は治験なのです。治験とは、製薬メーカーの新薬の製造承認を国に申請するための臨床試験です。メーカーから依頼されてやるもので、このたぐいが６本でした。あとの４本は自主的な臨床研究でしたが、それはまだメーカーがつかないのだということでした。つまり、遺伝子治療はメーカーがつかないとひとつも物にならないということで、いずれ商売になると思えば、メーカーが出てきて、治験が開始されるのだそうです。これが現状であると思います。

さて、時間をオーバーしていますので、後は、午後からの討論に譲って、少し尻切れとんぼですが、このあたりで終わりにしたいと思います。

６．追記

生物技術による人の資源化、製品化を進めれば、たちまち「人権」に触れ、社会規範や秩序を破壊することになる。そうならないようにして技術を使っていく道は、これまでに人間が作ってきた文化の中にはない。そのことを一番よく知っているのは、たぶん技術を作り使う人たちです。そこでこの人たちが持ち出したのが本人の同意、つまり、「自己決定」です。本人がいいと言えば、脳死で心臓を摘出して殺しても殺人ではない。カップルが自分たちで決めたのだから、遺伝子診断で遺伝的に「正常」な子供だけ選んで産ませても優生学にはならない。本人の同意をとってあるから、体外受精で余った受精卵でＥＳ細胞を作って大儲けするのは正当な商行為だ。 ── ということで、今や「自己決定」が欧米先進国や日本で生命技術のための唯一有効なバイオエシックス原理となっているのです。裏返せば、それしか技術導入を正当化できる理屈がないということです。

そこで、私が言いたかったのは、この人の資源化・製品化の流れの中で、猛威を振う「自己決定」の決まり札を考え直し、洗い直してみる必要があるのではないかということです。もし仮に、「自己決定」の有効性を認めるとしても、どんどん進む技術に対して、私たちは自己決定できるような情報も判断材料も与えられてきていません。そんなところで何をカウンセリングし、何を自己決定できるというのか ── 。

はっきり言ってしまえば、この数年、私は、自己決定という、この「人権の構成要素みたいなもの」を潔く捨て去る以外にテはないのではないかと思ってしまっているのです。

(総会当日の発題のテープおこし原稿を福本さんに読んでもらうなかで、福本さんよりつけ加えのご希望があり、編集者も了解の上、書き添えていただいたものが、この追記です：編集者注)

アメリカの最近事情を探る
(篠原睦治さんの発題)

なぜ「アメリカの最近事情」にこだわるのか

ぼくは、８０年代当初、アメリカ合州国を訪ねている。そのときは、黒人と白人の統合、および障害児・者の健常者社会への合流(メインストリーミング)に関心を持って取材した。その結果、能力主義を軸に統合と分離が同時に進行している実態を知った(1)。それから、ＡＤＡ(障害を持つアメリカ人法)が成立した直後、９０年代当初に、追跡調査をしたくて再訪した。このとき、障害者自らが「死ぬ権利」を主張している裁判のことを知った。「社会参加」が認められてきた状況下で、「死ぬ権利」が一見矛盾する印象を与えながら登場していたのである(2)。

ところで、日本では、一昨年六月、とうとう臓器移植法が成立し、脳死・臓器移植が合法化された。胎児診断に関して言うと、トリプル・マーカー・テストが普及しだしているし、着床前遺伝子診断の臨床的応用が認められつつある。また、安楽死・尊厳死の主張に関しては、日本安楽死協会創立(１９７６年、但し、１９８３年に尊厳死協会と改名)からでも２０数年の年月が経つことになる。昨今では、安楽死と尊厳死が区別され、後者にそっては日本医師会や日本学術会議の支持的発言がある(それぞれ、１９９２年、１９９４年)。安楽死に関して言えば、今のところ、それを支持する世論は高まっていないのかもしれない。それにしても、東海大学安楽死事件(１９９１年、判決は１９９５年)では、安楽死の６要件(１９６２年、名古屋高裁)が再確認されている(3)。即ち、日本においても、安楽死の合法的条件は既に成立している。

昨今、人々は、これらの事態を「先端医療」における法的・倫理的問題として論じている。例えば、脳死・臓器移植は、欧米先進諸国では、とっくに法的・倫理的にクリアしてしまっているし、国民の社会的合意も得ているとし、それにしては、日本では、その辺りのことが依然として遅れているという論調が目立つ。

ぼくは、冒頭で述べたように、アメリカの折々の「最近事情」に関心を寄せてきたが、このたび、９０年代後半に入って日本において進行している(すぐ上で述べたような)「先端医療」に関わる諸問題を、「進んでいる」アメリカ事情を探りながら、考えることにした。「進んでいる」ことが、かえって反面教師的立場になることがあるのだが、ぼくは、今回のテーマにそって言えば、日本が「遅れている」ことにまだ救いがあると思っているのである。

そんなわけで、ぼくは、この三月、この発題を準備するため、長年「アメリカにおける生と死の政治学」を執拗に追っ掛け、『社会臨床雑誌』にも幾つかの論文を寄せている、秋葉聡さん(Fairfax, Virginia)を訪ね、「アメリカの最近事情」に関して講義を受けつつ討論をした。今日は、ＱＯＬ概念とセットとなって公認されつつある「死ぬ権利」について、時間の許す限り報告したい(4)。

今日の「先端医療」性は何処にあるのか

まず、「先端医療」という言葉を考えたいのだが、「脳死・臓器移植」にそって言えば、バーナードが、１９６７年に南アフリカで「脳死・心臓移植」を初めて実施してからでも３０年の年月が経っているので、この医療技術は「先端医療」というにはいささか古すぎるのかもしれない。この二月に日本で実施された「脳死・臓器移植」第一号の話にしても、アメリカなどで訓練を受けてきた医者たちにしてみれば、「先端医療」技術を駆使したのではなくて、十分に自信のある慣れた技術だったのかもしれない。また、安楽死で使われるモルヒネ投与といった医療技術は、決して「先端医療」ではなく、それは、古くから鎮痛用そして致死用として知られているものである。

にもかかわらず、ぼくは、当分の間、脳死・臓器移植、尊厳死・安楽死などを論じる際、これらは「先端医療」であると捉えておく必要があると考えている。いま、なぜ、それらは「先端医療」と言えるのだろうか。

一例を挙げるが、安楽死の合法化を主張し、その先駆的実践をしているカボキアンという人物がアメリカ

にいる[5]。彼は、８０年代以降ずっと、彼の発明したマーシトロン(自殺器)などを使って、自殺幇助行為をしてきたのだが、その為、逮捕されたり保釈されたりして、現在は医師免許を剥脱されている。最近になるにつれて、彼は、いよいよ挑発的になり、筋萎縮性側索硬化症の４０代の男を、自らの手で致死薬を注射して殺し、その映像をテレビに公開した(１９９８年１１月)。直接手を貸したということで「殺人」(murder)の疑いで逮捕された。今まで彼に協力してきた弁護士たちもさすがに手を引き、今のところ、一人で法廷闘争をしている。それにしても、彼は意気軒昂で、ぼくらの滞米中(３月半ば)のことだが、テレビで「私のやったことは、苦悩している患者に対する医療的サービスである」と言い切っていた。

アメリカでは、安楽死、尊厳死(自然死)、延命措置の中断等は、「死ぬ権利」、「死なす権利」、「医療的措置」という形で医療的、倫理的に認められつつあるのだが、さすがアメリカでも、現状の法律、倫理では、この事件は「殺人」のようである。即ち、この話にそって言えば、「ただ今、論争中、カボキアン、ちょっと不利」となっている。とすると、安楽死・尊厳死とその周辺の医療は、現在、渦中の問題であり、まだまだ「先端医療」性を持っている。つまり、今日の「先端医療」性は、「生かす医療」を相対化しながら、「死なす医療」が公然と登場してきている事態ということにある。

「死なす医療」と「生かす医療」の表裏性

ところで、日本の議論の中で、「脳死＝人の死」としておかないと臓器摘出が刑法上殺人罪になってしまうというのがあった。したがって、そのような議論をする人にしても、本音のところでは、「脳死」者は 「まもなく死ぬかもしれないが、いま、ここでは生きている」と認めざるをえないのだろう。とすると、近年、日本でも国家的に承認された脳死・臓器移植は、「死なす医療」と「生かす医療」の表裏一体の中で成立する「先端医療」性を持っていると言わざるをえない。患者がこの二つの相反する医療のどちらの対象者になるかは、各自のＱＯＬ(Quality of Life、生きるに値いする生命)で仕分けられる[6]。例えば、「脳死」状態の者はＱＯＬが殆どゼロなので「死なす医療」の対象になる。そして、臓器移植の候補者は、現状でもＱＯＬがプラスだし移植によってさらに高くなる可能性があるので、「生かす医療」の側となる[7]。

臓器移植法の成立と「本人意思の尊重」の原則

さて、「脳死」は「人の死」かという議論だが、臓器移植法の成立した今日においても、実は、未決着のままである。脳死臨調の多数意見は「脳死＝人の死」論であったが、梅原猛ら少数意見は、そのことに納得せず「脳死」者は生きていると主張していた。臓器移植法は、「脳死した者の身体」という曖昧な表現で、両者の中を取る表現を採用している。“科学的で慎重な脳死判定”ということでは、立花隆らが、厚生省の竹内基準では不十分であると論陣を張ったが、結局、この基準がそのまま本法を支えている。最後の決め手は、「本人意思の尊重」であったが、このことについて、梅原たち少数意見も異議を差し挟むことがなかった。それどころか、「愛の行為」とか「菩薩行」とか積極的に意味付けて、臓器提供の意思を崇高なるものとすることに寄与した[8]。

かくて、多くの発言は、寄ってたかって、「本人意思の尊重」をどのように確認するかに向けられていったし、本法は「本人意思の尊重」の原則を明記した。

具体的には、ドナーカードを持ち得る者を１６才以上とし、臓器提供の意思や提供部位を明記させ、ごていねいなことに、脳死判定の意思すら確認させている。そして、「家族の合意」はまずは「本人意思」の明記があってのことになっている。なお、このように厳格な条件を盛り込んだ本法に先んじて、一時は、「家族の忖度」程度で臓器摘出を可能にすることも考えていたが、そんな話では法案は通らなかったのである。

「死の自己決定権」の状況と問題

ぼくは、この「本人意思の尊重」の原則にこそ問題が

あると主張してきた。「先端医療」性を担保している「死の自己決定権」ということの批判こそがここでもなされなくてはならない。ここでは、二つのことだけを指摘しておきたい。

ひとつは、「自己決定権」の行使にあたっては、そのための「能力」が求められるということである。例えば、アメリカで、延命措置の中断など末期医療に関わる諸措置の扱いをめぐって、リビング・ウイル(死亡直前に発効する遺言)をあらかじめ書いておくことが、８０年代に入ってから、主に白人の中産階級の間で流行った。(但し、今日では、その有効性が疑われるようになって下火になっているようだ)。その際、それを書き得る資格が求められるのだが、記入者は、精神的、能力的に正常でなくてはならず、精神障害者や精神薄弱者であってはならない。したがって、記入に先んじて、精神科医ないしは心理学者の診断を受けなくてはならない州もある。「自己決定権」は、誰にも認められた権利ではなく、能力差別を前提とした制度なのである。

もうひとつは、折々の「自己決定」の中身は、社会的・体制的に要請され称揚されつつ、いずれかに方向づけられているということである。例えば脳死・臓器移植において、「臓器提供の意思」は「愛の行為」、「菩薩行」として積極的に価値づけられているので、社会的・体制的には、高い価値の行為(臓器提供)への「自己決定」とそうでない「自己決定」(提供の拒否)とがあらかじめ段階づけられている。つまり、社会的要請や状況から自由な「自己決定」はありえないと言わなくてはならないし、そもそも、「自己決定」が社会的・体制的に持てはやされるときというのは、このような要請や状況があってのことである。もっとも、今日の人々がこのような「自己決定権」に同意しがちな前提には、前近代的な支配・抑圧からの解放を求めて、獲得してきた「個人の自由と責任」という近代思想がある。

しかし、「自己決定権」は、「先端医療」段階にある、セットとされた「死なす医療」と「生かす医療」をつつがなく定着させようとする今日の過渡期的装置であって、このような近代思想とは一応別個の文脈になっている。それにしても、近代思想が内包する個人主義的志向が、この過渡期的装置を正当化し納得させているということも自覚しておかなくてはならない。

ぼくは、“共同性、関係性の中の人々の暮らし”ということにこだわって、この個人主義的志向を相対化する営為を、「自己決定権」批判とともに探り続けなくてはならない思っているが、改めて論じたい。

「死ぬ権利」=「死なす権利」=「死ぬ義務」

ところで、アメリカでは昨今になるにつれて、「死の自己決定権」は徹底してきているし、全州的に認められだしている。ただ、このような言い方よりも、同様な意味だが、「死ぬ権利(the right to die)」の方が一般的に用いられている。今回は、その一部を紹介しながら、その問題を考える。

ニュージャージー州で暮らしていたカレン・クインランは、１９７４年４月、パーテーで飲んだ酒と薬のためと思われるが、昏睡状態に陥ってしまった。その後、状態は悪化して、遷延性植物状態となり、人工呼吸器を装着し、水分と栄養を管から受けつつ、病床生活を続けることになる。不憫に思った両親は、裁判を起こし、元気な頃の彼女がこの姿を見たならば、このままで生き続けることを望まないであろうと証言し、人工呼吸器を外して死に到らせることを認めるように訴えた。

第一審では認められなかったが、１９７６年、同州最高裁判所は、両親の判断は、健康だったときのクインランの性格や言動から推定される彼女の判断と一致しなくてはならないのだが、一致していると述べ、親の代行判断は妥当であると評価した。そして、クインランから人工呼吸器を外すことを認める判決をした。なお、この判決では、その代行判断は「良識ある国民の意見」でもあると付言している。

つまり、推定されるクインランの判断も両親の判断も多くの国民の判断も、すべて一致すると、判決は述べたのだが、とすると、いま、ここで沈黙し続けるクインランは、多数の論理、つまり健常者の論理の中で死なされた(殺された)ことにならないだろうか。この文脈で考えるに、本人の「死ぬ権利」は、親の「死なせ

る権利」となり、本人の側から言えば、「死ぬ(殺される)義務」に転化すると言えそうである。なお、彼女は、人工呼吸器を外してからも、自発呼吸をしながら、その後九年間、経管栄養で生きた。

「死なす権利」の国家的承認

実は、９０年代に入ると、同様な判決が、今度は連邦最高裁判所から、ナンシー・ベス・クルーザンに対して出されることになる(１９９０年6月)。１９８３年、彼女も、交通事故で遷延性植物状態になるのだが、そこで両親は、ミズーリ州裁判所で州と病院を相手に、一切の延命措置を中断するように争うのだが、このとき、両親は敗訴している。その理由は、意思能力ある者のみがすべての医療を拒否する権利があるのであって、低いＱＯＬを理由にした、延命措置の中断は認められないというものであった。ここでは、能力のある側には「死ぬ権利」が認められているが、能力のない側に対して「死なす」措置を取ることは、彼らに対する差別であるという論理になっている。ここでは、前例で述べた「死ぬ(殺される)義務」が自覚的に批判されている。

しかし、連邦最高裁判所まで持ち込まれたこの事件は、このような判決の論理を認めず、再び、州地裁に差戻しをしている。地裁は、従来の論理を変更して、彼女は生前に「人間として半分以下になったら生きたくない」と言っていたという、友人たちの証言を「明確かつ核心をつく証拠」であるとして、クインランの場合で採用している「代行判断」の論理に基づいて、一切の延命措置の中断を認めた。

この論理と判決は、以後いずれの上級審でも異議を唱えられることがなかった。すなわち、連邦最高裁判所も、この論理を認めたのである。クインランを「死なす権利」は州レベルで認められたのに対して、クルーザンのは、「代行判断」の論理とともに、国家レベルでも承認されたことになる。なお、アメリカの判例は、世論の支持を背景に生まれ、より強固に世論を形成し、その上で、法的有効性をも持つようになるし、場合によっては、法制化へとつながることがある。

かくて、９０年代に入って、低いＱＯＬとみなされた者の「死ぬ権利」は、両親など身上後見人がその者を「死なす権利」として国家的に確定されたことになる。そして、それは、沈黙する本人には「死ぬ(殺される)義務」へと転化することになる。ところで、クルーザンの延命措置の中断を実行した父親は、まもなく自殺している。詳しい事情を知る由もないが、「死なす権利」の行使は、深いの苦悩の伴った行為であったと想像しないわけにはいかない。

もっと報告したいことがあるが、時間がきたので、とりあえずここまでとする。

〈注〉

(１)拙著『「障害児」教育と人種問題－アメリカでの体験と思索』(１９８２年１１月、現代書館)

(２)拙論「『死ぬ権利』にとまどいつつ」(『〈フィールド・ノート〉１９９１年、アメリカ合州国の夏』所収、１９９３年３月、自主出版)

(３)入江吉正『死への扉－東海大安楽死殺人』(新潮社、１９９６年８月) なお、安楽死が合法化される六要件は次の通り。①不治の病に冒され、その死が目前に迫っていること、②病者の苦痛が甚だしく、何人も見るに忍びない状態であること、③死苦の緩和が目的であること、④病者が意思を表明できる場合、本人の真摯な嘱託または承諾のあること、⑤医師の手によることを本則とし、これにより得ない場合、首肯するに足る特別な事情があること、⑥その方法が倫理的にも妥当なものとして認容しうること。

(４)秋葉聰「脳死社会における諸問題(1)(2)」(『社会臨床雑誌』第１巻第２号、１９９３年９月及び第１巻第３号、１９９４年１月)、「ある一人の脳死をめぐる人間模様」(『社会臨床雑誌』第５巻第３号、１９９８年３月)

(５)ジャック・キヴォーキアン『死を処方する』(青土社、１９９９年３月)

(６)山下恒男・竹内章郎・浜田寿美男「〈分科会〉いま、発達・能力、そしてクオリティ・オブ・ライフを考える－脳死・臓器移植・尊厳死にかかわって」

(日本社会臨床学会編『他者への眼ざし－「異文化」と「臨床」』所収、社会評論社、１９９５年４月)、及び山下恒男・秋葉聰「ＱＯＬの概念と理論的諸問題(1)」(『社会臨床雑誌』第３巻第１号、１９９５年４月)

(7)前回(１９９１年夏)、秋葉と討論した折り、アメリカでは「脳死者のＱＯＬは殆どゼロ」という論調が一般的だと説明していた。今回(１９９９年春)の話では、今日では「絶対的ゼロ」とされると強調した。今日、日本における脳死者の平均的イメージは、ＱＯＬ的に翻訳すれば、「殆どゼロ」となるのではないか。

(8)拙論「『脳死・臓器移植』問題を読む」(『「社会臨床」の思索』所収、１９９７年３月、自主出版)

遺伝カウンセリングの現場から考える
(玉井真理子さんの発題)

１．自己紹介を含めて

この学会には初めて参加させてもらいました。みなさんがどのようなバックグラウンドなのかわかりませんので、一部の人には百も承知ということになってしまうかもしれません。ここ一週間くらいは、どうしてここに呼ばれたのだろうか、何を話そうかということばかり考えてきたのですが、あまりきちんと整理されないまま今日を迎えました。

最初にお断りしておきますが、私は臨床心理士という資格をもっていて、それだけで"うさん臭い"奴だと思われる方もおられるかもしれません。話の中身も"うさん臭い"ものになるかもしれません。

個人的なことで自己紹介をさせて頂きますと、私は男の子どもが４人おりまして、一番上の子どもがダウン症という障害をもって生まれました。その子が今１６才になります。１６年前から障害児の親をやっているというか、ヤクザな世界に足を踏みいれてから１６年経ってしまったわけですが、その後２人め３人め４人めと子どもを産みましたので、その時に、出生前診断ということが問題になりました。その時代からすでに羊水検査ができるようになっていましたので、周囲からそれをするように勧められたり、あるいは何で受けないの、と言われたりすることはあったのですが、私としては、２人めも３人めも４人めも受けないという選択をしました。選択というほど意識的なものではなかったのですが、結局、受けませんでした。

医療関係者のなかには特に誤解が多いようですが、ダウン症の子どもがいてもその後の出産で羊水検査を受けないことは、実際には珍しいことではありません。ただし、珍しくないと言っても、みんなが受けないというわけではなくて、ちょうど半分くらいの人は受けていると思います。きっちりしたデータがあるわけではないのですが、私の印象としても、また、過去の小規模な調査の結果からしても受ける人と受けない人は半々くらいだろうと思います。

２．遺伝子診療部(病院)での仕事

私は信州大学の医療技術短期大学部の教員ですが、付属病院でもカウンセラーの仕事をしています。先日、脳死臓器移植でマスコミを賑わしたので、名前だけはご存じの方も多いとは思いますが、その病院のなかに、３年前に遺伝子診療部という特別外来ができました。しかし、遺伝子治療をしているわけではなく、別の言い方で言えば、遺伝相談外来ということになるのだろうと思います。遺伝病をめぐるさまざまな心配、悩みを抱えた人や家族が相談にやってくる診療部です。スタッフは、遺伝の専門医がチーフで一人、その他に内科・外科・小児科・産婦人科の医師、看護婦、検査技師、そしてカウンセラーとして自分がいるというところです。私は、たまたま同じ信州大学の医療技術短期大学部の教員でもありますので兼任という形でスタッフに加わることができました。

私はいろいろな医師がひとつの診療部に集うことにそれほど違和感を持っていなかったのですが、日本の医学部は縦割りでがっちりと固められているので、これは非常にまれなスタイルであることに後で気づきました。一人の患者さんをめぐっていろいろな科の医師

がテーブルを囲んで話し合うことは非常に珍しいスタイルであるということです。

現在のところ遺伝子診療部では遺伝子治療はしていませんから、医学的には先天異常と言われる病気の確定診断や障害をもった子どもたちのフォローアップを中心に行っています。対応に迷うことも多いので、スタッフ全員で話し合いをすること、一回の診察で一人の医師が方針を決めるのではなくみんなで決めるということにしてあります。「一回では決めない・一人では決めない」という方針で週一回のカンファレンスでみんなで話し合って方針を決めることになっています。

3．出生前診断とは？

遺伝子診療部で出会うケースの中には、数は少ないながら、出生前診断とか発症前の遺伝子診断というのもあります。私にとって一番気になるのは出生前診断なので、そのことについて話したいと思います。

出生前診断は幅広く把えると、妊婦や胎児の健康管理とか分娩方法の選択とか出生直後の対応の仕方とか、胎児治療(これは実験段階です)について必要な医学的情報を提供するなどのためにも行われます。したがって、問題になるのは、選択的人工妊娠中絶を前提にして行われる、あるいは、それを選択肢のひとつとして行われる出生前診断だろうと思います。それを狭義の出生前診断として考えて、その問題点を少しお話しておいた方がよいだろうと思います。

おなかに針を刺して羊水をとってそのなかに浮いている胎児由来の細胞を調べるという「古典的」な方法がいわゆる羊水検査です。最近問題になっているのは、母体血清マーカーテスト、あるいはトリプルマーカーテストと呼ばれるもので、これは妊婦さんの血液中に含まれている蛋白質とかホルモンの値を測定して、それが正常値からどういうふうにずれているかによって胎児の染色体異常とか神経管の異常を確率として予測するというものです。これ以外にも、技術的にはさまざまなものが可能になっています。

羊水検査の実態としては、高齢を理由として検査を受ける人が9割を占めています。高齢出産が増えていると言われますが、羊水検査の対象となるのは35才以上の妊婦で、現在増えている高齢とは、30才から35才までの妊婦です。35才以上の妊婦さんの数がそれほど増えているわけではありません。でも、出生前診断を受けている人は増えていますから、絶対数は増えていないが受けている人の割合が増えているという実態があると思われます。

4．出生前診断の問題点とカウンセリング

一般的な出生前診断の問題を整理してみると、一つめは自己決定の問題で、決定する主体と決定を引き受ける主体が一致しないことです。これは中絶一般につながる問題だと思います。二つめは、病気や障害を理由にして生命を選ぶということが人間として許されることなのかどうか、という問題です。三つめとして、もし許されないとして、一切の選択的人工妊娠中絶を否定するならば、たとえば無脳症のようなきわめて致死的な場合も認めないのかどうか、ということです。疾患の重篤度は連続的なもので無脳症だけが飛び抜けて致死的ということではなくて、非連続的に重篤ということではないと思います。

もし、選択的人工妊娠中絶を必ずしも否定しないとすれば、選択の基準は現実には疾患の重篤度ということにならざるを得ないと思います。しかし、同じ病気のなかでも重い場合とそうでない場合があるといった具合に、疾患単位で重篤度は決められないのです。そうなると、「誰かが何かを基準にして」判断するということになるわけです。そのとき、「誰が」に対する一つの答えは妊婦やカップルということになります。その妊婦やカップルが疾患の重篤度とその病気を背負って生きる現実を良く知って判断するということになるわけです。その文脈のなかで、自己決定あるいは自律的意思決定と呼ばれるものと、それを可能にし保障するためのカウンセリングが重要であるということになってきます。最近のマスコミなどでも、カウンセリングの重要性が指摘されています。私も出生前診断にはカウンセリングが必要だというふうに言ってきました

が、今度はカウンセリングをしさえすればそれでいいのか、また、何をすればカウンセリングをしたことになるのか、という問題が出てきます。

出生前診断におけるカウンセリングは定義も実態も曖昧なものなのです。ですから、カウンセリングと検査がセットで出生前診断が普及してしまうおそれは十分にあると思います。検査の前にカウンセリングをしたからよいだろう、というような形で。では、カウンセリングが全く不要かというと、そういう決定を行うのに、カウンセリングすら受けられないでよいのだろうか、そう考えると、それも違うのかなと思ったりします。説明することとカウンセリングはイコール、たとえば、検査に伴うリスクであるとか、その病気がどういうものであるとかというような医学的な解説をしさえすればカウンセリングをしたことになるという誤解が医療関係者のなかに一般的にあると思います。

5．出生前診断におけるカウンセリングの意味

カウンセリングは、単なる情報提供ではなくて、その人の問題解決能力を高めるためのコミュニケーションプロセスであると言われています。現在の出生前診断の現場で行われているカウンセリングは、おそらくその教科書的定義からもほど遠いものがほとんどであろうと思います。カウンセリングがそういうふうにうさん臭いものであれば、それによって支えられる自己決定もうさん臭いものというふうにも思われるのですが、まがりなりにも医療現場で仕事をしている者としてできることは、本物の自己決定とは何かとか、偽物の自己決定とは何かという問いをたてることではなくて、そこからは何も生まれてこないだろうという偽物の自己決定を強いる状況を少しでも減らしていくということではないか、私は思っています。

産婦人科外来の妊婦さんたちにインタビューをしたことがあるのですが、出生前診断のことを知っていても受けない人がとてもたくさんいました。五体満足な子どもである方がよいという素朴な気持ちはあるが、その気持ちと中絶までして障害のある子や病気の子を排除しようと思うことの間には相当な距離があるのだということです。

6．遺伝子診断が進むなかで

最近悩んでいるケースのことを少し話したいと思います。いろいろな病気に関して遺伝子の関与が明らかになってきたので、大人になってからしか発症しない病気の遺伝子もわかるようになってきています。遺伝子診断以外の方法でもそういう病気の家系であることがわかる場合もありますので、そういうときに出生前遺伝子診断を希望される患者さんがいたらどうするかということです。つまり、決してすぐに死んでしまうわけではなく、３０才、４０才まで普通に生きられるのですが、それでも自分の病気を子どもに伝えたくないから、出生前診断をしてもらえないのなら、子どもを諦めるか、結婚そのものを諦めるということがあるかもしれません。スタッフの間では、成人期発症の病気の出生前診断には否定的で、そこまでうちの診療部ではやらないだろうと思うのですが、そういう相談をされる人たちにそのことをどう伝えれば納得してもらえるのかが私にはよくわからないのです。

7．出生前診断の最近～着床前診断・母体保護法の見直し・現在の技術レベル

最後に、最近の話題を三つほど、解説しておきます。

まず、着床前診断についてですが、筋ジストロフィーとの関係で随分とマスコミに騒がれていますが、現状はさらに進んで、体外受精の着床率を上げるために着床前診断をやろうという動きがあります。体外受精を何度もしないですむようにするためだと言われると非常に説得力があり、これについてどう考えるかは、私にはよくわかりません。

それから、母体保護法への胎児条項の導入というのも最近新聞に載っていましたが、これは日本母性保護産婦人科医会が相変わらずこの導入を主張しています。胎児条項を入れるな、ということであれば、わりに簡単に言えるのですが、堕胎罪の廃止などを含めて

母体保護法の全体的見直しを考えたときに、胎児条項を入れない場合、どういう対案があるのかという点については、私にはまだ結論がついていません。

最後に、出生前診断の最新技術ということでは、羊水検査では針を刺すことに伴う流産の危険がありますし、最近騒がれている母体血清マーカーテストは確実にわかるわけではないから、専門家の間でも否定的な意見が多いのです。しかし、母親の血液のなかに微量に漏れ出している胎児の細胞を特殊な形で分離して、そのDNAを調べるという技術が現在開発されています。これまで、羊水検査では流産のリスク、母体血清マーカーでは不確実性が現実的な歯止めになっていましたし、また、筋ジストロフィーを診断するための着床前診断も、普通に妊娠できる人が体外受精までしてわざわざ母体への負担をかける必要性がないということが、現実的な歯止めになっていました。しかし、これらの現実的な歯止めが技術開発によってひとつひとつ取り除かれてきている現実があります。そして、そういう技術開発が一般の人が知らないところでどんどん進んでいるということも、やはりどこかで考えてほしいなというふうに思っています。

自己決定論と生命倫理学の現在を考える
(竹内章郎さんの発題)

1.自己紹介

「自己決定権と生命倫理学の現在を考える」というレジュメに沿って話をしますが、最初に、玉井さんの報告を聞きながら思った自己紹介をします。僕の専攻は社会哲学ですが、従兄弟などの親族には、ダウン症候群を持つ人がいる上、玉井さんと同じく、僕自身の子供もダウン症候群でして、19年間「障害児」の父親をやっています。その関係で、社会福祉福祉法人設立に参加して、「障害者」の就労の場作りといったことをやっていますし、さらには、女房の叔母さんが軽度の知的「障害者」で、その叔母さんが家政婦代りに50才近くになって結婚させられようとしたこともありました。要は、「障害児・者」は、僕にとって本当に身近なのですが、10年くらい前に、小さな研究会でそうした経験を踏まえて「障害」の問題で報告をしたことがあります。その時、経験主義的な内容では駄目だと言われまして、その時以来、こうした自己紹介をしないようにしていたのですが、玉井さんと揃えた方がよいかなと思って言ったわけです。

報告の内容ですが、最初に申しあげておきたいのは、僕自身、カウンセリングについては全く知らない訳ではないと思うのですが、この報告では、一つは、長過ぎるということもあってカウンセリングの中身までは立ち入れないと思います。もう一つは、レジュメでキュア至上主義と書いておきました。これは、言い方を換えれば、健康至上主義でも能力主義でもいいんですが、キュアとケアを対にして考えた場合、本来(何が本来かは難しいのですが)のカウンセリングにあっては、キュアに対して、ケアに大きな意味があるのではないかと、考えています、ということだけ申しあげて、カウンセリングについては、討論などで話題になりましたら触れるという形にしたいと思います。

2.「死ぬ権利」をめぐって

僕の報告は、主として自己決定論とか死を自分で選ぶといった問題について、やや理屈をこねる、といいますか、玉井さんや福本さんの話と比べると、宙に浮いた話になってしまうのですが、少し理屈を考える、ということになると思います。核になる中身は、多分、午前中の篠原さんの報告内容とあまり変わらないと思います。なお、レジュメに、<死ぬ権利を否定するならば、生きる義務を証明せよ>発言、と書きましたが、これは、昨秋の日本臨床死生学会と日本医学哲学倫理学会の合同学会の、「死ぬ権利はあるか」をテーマにしたシンポジウムでの会場からの発言です。シンポでは、刑法の川口浩一さん(奈良産業大学)、東札幌病院の石谷院長、ホスピスケア研究会の主催者の季羽倭文子さん、それに哲学の僕という4人が報告したのですが、報告者の全員が、現時点での「死ぬ権利」に否定的だという点で、ほぼ同じ方向を向いていました。

特に、石谷さんは、癌患者の激痛制御のためにモルヒネを注射するということについて、実態にそくして報告されたのですが、癌のごく初期から計画的にモルヒネを打てば、末期癌になっても、あとわずかモルヒネ投与量を増やせば死に至る、というようなことは、皆無に近いと言われました。つまり、激痛ゆえに死にたい、殺してくれ、という、現在、死の自己決定の内容をなしていることは、生じなくても済むのだと報告され、なおかつ、都道府県別のモルヒネ使用量の統計値を出されました。種々の数字がありましたが、例えば、人口比を考えて、東京と北海道とのモルヒネの使用量を比較すると、1対4.5から1対5の開きがある(北海道の方が多い)そうです。全部のモルヒネがこの激痛制御に使われているわけではないにしても、計画的に長期に使えば、モルヒネ使用量は当然増えます。だから、簡単に言いますと、激痛故に死を自己決定として選択するということも、モルヒネ使用量に違いのある医療機関毎に、すごく差があることになります。こうした激痛制御に格差のある現実を無視して、現段階で、激痛故に死にたい、或いは死ぬ権利を行使するという議論は、とてもできない、という筋が石谷報告だったのですが、この筋は、4人の報告者が共有していて、本日の内容と重なる僕の報告も含めて、種々の側面から、「死ぬ権利」はまだ承認されるべきではない、という話が続きました。

しかし、会場の或る哲学の研究者から、<死ぬ権利を否定するならば、生きる義務を証明せよ>という発言、更には、<生きる義務が証明できなければ、死ぬ権利もある>という主旨の反論が出てきました。その内容は、『社会臨床雑誌』の第7巻1号に書かせてもらいましたが、この発言は僕にとっては非常に衝撃的でしたし、これから変な影響力を持つのではないかな、とも思いました。といいますのは、これまでのどんな文献をひっくりかえしても——例えば、プラトンの優生学的な死なせる議論をはじめとして様々な文献がありますが——、死なせるとか殺すことの正当化論は、殺すことが如何に正当か、というを一生懸命理屈づけようとしていた、しかしあえていえば、この程度に留っていたからです。篠原さんの話にもありましたが、例えば、生命の質の低い者は生きる必要がないとか、生命倫理学でよく使われる単なる生物学的生命——この言葉は、僕には非常に可笑しく、また間違った言葉ですが——は、生きる価値がない、といったレベルで死ぬ権利を正当化してきたわけです。ところが、<生きる義務が証明できなければ死なせてよい>という発言は、レジュメに挙証責任の転換と書きましたが、生かす——この言葉は嫌いです——ことを主張する側に、生かす証明の責任を転嫁し、これが出来ない生命全てをいわば自動的に死に追い込む話でして、これは歴史上なかったのではないかと思ったわけです。この点は、今後きちんと調べるつもりですが、ともかく、死なせることの正当化論がここまできたのか、と感じたわけです。

3.基本的視座としての"自己保存傾向"と"社会・文化と一体となった生"

こうした問題を考える際の論点は、幾つもあると思いますが、レジュメに沿って言いますと、まず、生命を考える時には、自己保存傾向を捉えるべきだということがあります。いわゆる「脳死」状態の人についても、脳圧を下げるために代謝水準をさげ、血管の破裂を防ぐことがあり、生命自体という言い方は避けるべきでしょうが、あえて言えば、生命自体は、生きる、つまり自己を保存する傾向を持っており、全ての人間や社会に関する議論は、この前提の上になされるべきだと、僕は考えています。生きる義務の証明論という発言は、この自己保存傾向を一切無視した乱暴な議論だと思うのです。

なお、この発言は、主として、生物学的生命と言われる生命についての発言だったのですが、この発言は、広い意味でのケア(世話、介護、看護)や先ほどの激痛制御などがどれほど充実しているかによって、普通に言う豊かな生とか充実した生が変わってくる、ということを忘れています。午前中、アメリカのカレンの事件の話で、「あんなふうになるくらいなら、私は死んだほうがよい」といった差別的な発言がある、という紹介がありました。痴呆性老人の生活の在り方に

ついても、多くの特別養護老人施設などの処遇を見たり聞いたりして、例えば「縛り付けになってまで生きたくない」と感じる人は、多分多いと思います。しかし、そのケアの在り方が違えば、その人の生や生活の在り方も違ってきて、たとえ痴呆症状が重くても、周囲の健常者が充実した生と感じられる生の在り方はあるはずだと思うのです。こうした、ある意味では当たり前の話なんですが、社会・文化と一体となった生を考えずに、個体の生物学的生命なるものだけを取り出した議論というのは、基本的に間違っている、と考えています。以上、やや長い前置き的な話ですが、いわゆるアカデミックな「死ぬ権利」論は、ここにまで至っているのです。

4.死の自己決定論を批判する

「死ぬ権利」の容認論は、根本的には、殺すことの正当化論ですけれども、その中の一つに、死の自己決定論があるわけです。というのは、「死ぬ権利」は、必ずしも自己決定論に基づかなくてもよいわけでして、例えば、慈悲殺という、殺してあげたほうが本人のためになる、という議論は昔からあり、自己決定論に基づく「死ぬ権利」の正当化は、それらと並存する一つの議論なのです。第一に、こうした自己決定には、少なくとも、自己決定するための情報や機会がなくてはならないのですが、これが決定的に不足している現状があります。癌で入院先を決める際などに、緩和医療、痛みを取る治療がどの程度行なわれているのか、といった情報は、おそらくほとんどの場合、与えられていないのですが、こういう情報抜きで死を自己決定することは多分できないと思います。終末期医療でカテーテルを入れて臓器を保存しやすい状態にもっていくといったことが患者・家族側に黙って行なわれる、ということも、『いのちのジャーナル』などで報告されています。ともかく、自己決定権を行使するための、情報などの条件が不足している現状を無視して、自己決定論的な「死ぬ権利」を主張することは出来ない、と僕は思います。

第二に、生命の質や生命の価値という議論は、生物学的に他者と切断された個人だけを見ると——個人還元主義的な生命の質論に頼ると——、すぐに出てくる議論ですが、生命を少し広げて、ケアの問題や他者との共同を含めて捉えれば、死を自己決定するという話も変わってくるはずです。哲学的な抽象的な言い方になりますが、あまりにも近代主義あるいは個人還元主義に囚われ、また囚われたことすら意識されないところに、死の自己決定論が出てきている、という問題があると思います。

また第三に、自己決定権を含む権利論は、この個人還元主義をオブラートに包んで隠蔽するという役割を果たしている問題があります。この点については、僕は証拠を見つけたと思っていますが、それは、一番文献上知りやすい米国の、「こういう障害嬰児を死なせたら罪に問われるか否か」についての、70年代の最初から80年代半ばまでの裁判例に見られます。米国の例を持ち出すのは、事大主義によるのではなくて、事後裁判制度しかない日本では文献上判らないことが、事前裁判制度のある米国については判るからです。

その判決理由の流れを見ると、大きく言って、三つの時期にわかれます。なお、70年代半ばまでは、全米医師会なども、殺すか否かという決定に医師は関与すべきでない、と言っていました。これが80年代に入りますと、治癒の見込みがなく、死が迫っている人については、家族の同意も得て死なせることをも止むを得ない、というふうに変わってきています。

そこで、米国の「障害嬰児」殺の裁判例ですが、この会場では叱られる言い方になるでしょうが、僕のダウン症候群の子供は19才になりますが、発達年齢では2才の壁を超えておらず、こうした子供に関わる米国などの判決例が気になって、追っかけていました。70年代初頭までは、どんな子も治療せよという裁判例が多く、この筋の話が明確でした。それが70年代後半から80年代初頭になると、はっきりと生命の質という言葉が出てきて、これが低いものは死なせてよい、という判決になります。しかし、それが、80年代半ばになりますと、さらに大きく変わります。先程の玉井さんの報告にもあったのですが、有名なベビー・ドゥ事件あたりから、判決の内容に、生命の質という言葉や話

が、全く出てこなくなるのです。要は、親がプライヴァシー権や自己決定権を発揮していれば(代理決定でしかないのですが)、治療方針の選択の名の下に、何をしようと、それを認める、司法や医者等々は基本的に決定権の中身を問うべきではない、という判決が多くなったのです。大概、親が治療を栄養や水分補給だけに限るといった選択をして、結局は殺すことになる自己決定をしています。自己決定権というオブラートやいちじくの葉によって、死なせる自己決定の中身が隠されているわけで、この事情は要注意です。

次に、先程、篠原さんが自己決定に関わって、自分のことを決めてしまうとか決められてしまうのは嫌だと言われましたが、多分この点は、僕も篠原さんと似ていると思うのですが、そこを譲って、もし、自分の治療方針のみならず、自分のライフスタイルも含めて自己決定がありうるしても、自己決定を死についてまで拡張することは論理的にできない、と考えています。といいますのは、通常の自己決定においては、決定の中身や目的を、決定を実行する前に——例え自分がかつてやったことのないことでも諸情報を総合して——自らの頭の中に描いたり想定することができ、また想定するわけです。つまり、行為結果を事前にある程度予想できるから、行為に入ることができ、そして、そのことによって、「事前にお前わかっていたことを自分でやったのだから、自分で責任をとりなさい」という話が出てくるわけです。もちろん、僕は、この話が全部正しいとは思っておりませんし、この話の欠陥は、後で話しますが、それはともかく、通常の自己決定論には、そうした想定と自己責任の話が結合しているわけです。

ところが、死の自己決定については、死んでしまえばその主体は存在しなくなるのですから、逆にみれば、というか当たり前なんですが、生きている人間は死を想定できないのです。確かに、アメリカで研究が盛んな臨死状態はあると思いますが、臨死状態からは、いわば「生還」するのですから、臨死は本当の死ではない。本当に死んでない人間は死を想定できない。結局、事前に想定もできない死について、その自己責任をとることはできないのです。そもそも、自己決定による行為は自己責任とセットになっているからこそ、意味があったり意味を持たされているのであって、責任問題がまったく消えてしまう自己決定論はあり得ない。これは、ある意味では、自己決定論を逆手にとった話なんですが、死の自己決定をするということは、自分で責任のとれない結果を幾つも伴います。例えば、脳死臓器移植の問題にしても、脳死臨調の少数派以来、臓器提供が、菩薩行とか愛の行為だとか言われて誉められもし、ましてや、他人に迷惑はかけないなどと言われます。確かに、人を刺すとか危害を加えるいったことはありません。しかし、自己決定によって、「脳死」状態での死や臓器提供に同意することは、逆の、死を選択しない自己決定をする人の選択の巾を狭めます。自己決定による死の選択という行為についても、社会的影響もしくは文化的な影響は、当たり前ですけれども、大きいのです。そうした影響の責任は誰がとるのか、ということになると、当人は死んでいるわけですから、個人的に責任をとることができません。つまり、責任の所在も曖昧になってしまうという意味で、通常の自己決定論を万が一認めたとしても、これを死の自己決定にまで延長することはできないのです。

5.自己決定論の問題性と克服の方向性

さらに、自分でやりたいことが出来る、という意味での自己決定一般も、通常は、善いことづくめのように思われていますが、実は問題も多いのです。数年前から、この問題を考えていたのですが、先に触れた責任の問題から遡って考えると、自己決定論一般に孕まれる問題が見えてくる、ということがあります。自己決定論が自己責任論と必ずワンセットになる例なのですが、米国の医療現場で自己決定論やある種の情報公開が盛んな一つの要因として、明らかに、治療結果などに対する医療側の責任の度合いを減らすということがあります。逆に言うと、患者側が治療結果に責任を取る度合いが高くなる、自己決定をした治療方針に基づく結果だから、患者側にも責任部分が転嫁される、ということがあります。失敗しても、危険率や失敗率

などについて、患者側に十分説明した上で、「貴方も承知したことだから、貴方にも責任があります」というわけです。

責任論を出発点にする文献については、例えば、『Philosophy and Medicine』という現在６０巻ほど出ているシリーズの中に、権利論に換えて責任論を、といった傾向のものが結構あります。例えば、アギーチという人は、責任概念を基礎にした医療倫理を組み立てよう、と主張しています。権利論をあまりにも軽視する彼の話を全部受け入れるわけではないのですが、責任の存否の意味は考えてみるべきだと思います。普通は、自己決定に基づく個人の行為の責任は、全て行為した個人に属する、とされていますし、有名なM.ヴェーバーの責任倫理の基本論理も、こうなっています。しかし、少し考えれば、自分の行為の責任はすべて自分にある、ということにも、検討の余地が出てきます。例えば、犯罪行為についても、情状酌量とかやむを得ざるものとして、犯罪行為の責任を軽減することがありますが、これを一般化して考えますと、自己の行為でも、本当に自己の制御能力のきく範囲内のことかそうでないのかの区別が出てきます。自分の行為でも、そうでない行為があると言うと、変な言い方になりますが、自分の制御能力が及ばない行為がある、ということは事実でして、これは、既にヘーゲルが『法の哲学』の中でも言っていたことです。また、現代リベラリズムの平等論の中でも、個人の行為の制御能力を超えた個人の行為、従って個人の自己責任が必ずしも伴わない行為が注目されています。

以上の点をさらに延長して考えてみますと、個人の制御能力と言われていること自身にも、本当に個人所有の能力と言えるものと、社会的連関や諸環境に帰属するような「能力」や力があるのではないか、ということになります。これは篠原さんが言われた、自己決定といったって自分では決めていないこともある、という話とも重なります。こうなると、話は飛びますが、個人の能力に基づくことを全て個人の自己責任にする、ということにも疑問符がついてきます。現代リベラリズムの中からも、個人所有の能力と責任を結合して考えることに反論する議論も出てきています。さらに、「悪い運」と書きましたが(当日のレジュメ：編者注)、能力が劣っているとか、出来ないといったことを「悪い運」ということで、社会的に生じたこととして捉え、従って、この「悪い運」に伴うコストを社会的コストとして共同で負担するということも、当然、出てくるわけです。こうして考えますと、個人責任の追及ということは、もちろん、何処かで必ず生じますが、現在のように、共同を背後に退かせて、一番に個人責任を問うといった傾向とは反対に、個人責任の追及をいわば緩和しうる方向性もでてくるはずです。もう少し言いますと、「関係性としての傷つき易さ」ということになるわけです。この傷つき易さは、一般に言われる生命の質が低いとか障害を持つ、ということですが、これらを関係の問題として捉える、皆さん御承知のように、出来る出来ないを関係の問題として、今日の報告ではケアの問題として捉える、ということになるわけです。そこから、責任の共同性、自己決定における共同性ということも出てくる、今の自己決定論の問題点を克服するには、やはり共同性論が必要になるという、ある種平凡なことが僕の報告の結論になるか、と思います。

討論

シンポジウムIIの討論部分の報告は、僕(林)が担当する。

当日の発言内容を逐語的に起こして掲載するというスタイルではなく、発言の順序、言い回し等編集し、折々に僕自身の意見をはさみながら報告するというスタイルをとりたい。従って、当日の発表意図と僕の解釈が違っているという場合もあると思う。その場合には、御連絡いただければ幸いである。

自己決定をめぐって

「先端医療の中の自己決定権とカウンセリングを考える」というテーマで行なわれたシンポジウムであったが、発言は「自己決定権」についてのものが多かった。一方の「カウンセリング」についての発言は控えめ

だった。

「自己決定が人権を侵す」とは？

フロアからの最初の発言は、福本さんの「自己決定が人権を侵す」という発言に対して、「人権――私が私であること――と自己決定は元々ひとつのことではないか」という質問だった。

福本さんは、この質問に対して、「人権の一部を自己決定権が構成するのは確か。しかし、人権とは全ての人に同じように存在するはずだが、自己決定権は一部にそれを行使できない人が居ることが前提になっている。人権の中でも中途半端な権利だ。ただ、国が生殖に介入してこようとするのに対して自己決定権の論理でしか闘えないということがあるのも事実。このあたりをどう整理するかが問題」と答えた。

先端医療ではなく、まず日常の医療の中の自己決定権についての議論をするべきではないか

「日常の医療の中の自己決定権の実際をもっと問題としていかなければならない。一足飛びに『先端医療』にとんでしまっていいのか」という発言がフロアの医師より寄せられた。

予防接種を受けるか受けないかを、利用者が決めていいようになったのだが、実際には「逸脱」した選択をすると医者が怒ったりして、選択できないのが実際。結局のところ、自分で選んで接種を受けるのだ、という内容の文書を書かされて受けさせられるので、要は医者が免責されるためのものにしかなっていない、という予防接種の実態が語られた。

「自己決定といわれながら自己決定出来ることが保証されていない社会が変わっていない。例えば、医療現場に最初に導入された自己決定であろう予防接種の自己決定において、実際にはどういう風に行なわれており、そこでの自己決定とは何なのか、そういうことをとらえてみることから始めるべきだ。最初から『先端医療』での死の自己決定では分かりにくすぎる」。

死の自己決定について語るならば、自殺者の救命について考えてみるべきではないか

ところで、この医師は、自殺者を救命する医療の現場での体験を語りながら、「死の自己決定について語るならば、ずっと昔から行なわれてきた、自殺者を助ける医療について考えるべきだし、何らかの見解が示されるべきだ」と発言した。

自殺者の救命の結果は、テレビドラマによくあるように「先生、私の命を助けてくれてありがとう。もう一度、生き直してみます。一度死んだと思えば恐いものなんか在りません」というような感謝ではないようだ。それよりも「なんで助けたんだ」と言われ、あるいは助けてもまた自殺する、そういうケースの方が多いのだと言う。

だったらいっそ、自殺者の場合は、救命は行なわないようにしよう、というような考えも出てくるかもしれない。

僕が思うには、自殺者が医療処置の結果救命されたして、自殺を企図した人が「なんで助けたんだ」と誰かを責めるとしたら、それは自殺者を病院にかつぎこんだ人であろう。自殺者が自ら病院に歩いて出向いてくるということはまずないだろうから、誰かが病院にかつぎこんだのだ。医者は、救命を第一義とする職業であり、死にかかっている身体に対しては、その命を長らえさせるべく自分の知識・技術・経験で処置を施すだけである。目の前に死にかかっている身体があれば、それを生かそうとするのが医者の業務であり、役割である。医者は、責められる筋合いではない。

かつぎこんだ人は誰なのだろうか。飛び込みや飛び降りに偶然居合わせた通りすがりの人だろうか。尋ねた部屋で死にかかっている彼女／彼を発見した友人であろうか。親、子、恋人、配偶者、近所の人。誰かが発見し、病院へとかつぎこんだのだ。

何故、発見した人はそんなことをしたのだろう。

通りすがりの人ならば、何故彼女／彼が死のうとしたのか等ということは分からない、それどころか自殺かどうかも分からないだろう、ただ、死にかかっている人を見かけてこれはまずい、と思っただけのことだろう。

家族が自殺して死にかかっている場面に直面した場合、普通ならば生きていてほしいと望むだろう、だか

ら助けようとする。本人の遺書が机の上にあったとしても助けようとするだろう。何故か。いなくなって欲しくないと思うからかもしれない。今の自分達を取り巻く環境が激変することに対する抵抗かもしれない。せめて自殺の理由を聞きたいと思うからかもしれない。なんであれ、死なせないことを考える。

自殺者は死のうと思っていたのだから、それを邪魔されれば「なんで助けたんだ」と文句を言うことは正当だろう。が、文句を言われたからといって、助けた側が引く必要はない。「なんで助けられるようなことをしたんだ」と文句を言い返せばいいことだからである。

人はひとりで生きていると同時に人と共に生きている。だから、自分ひとりで自分の命を断つことも出来るが、自分の手で自分を殺したことはその人を取り巻く人々に否応なくなんらかの影響を与えていく。だから、影響を与えられる側は、「勝手に死ぬな」ということも言い得る。「自殺する権利」というのであれば、「助ける権利」である。

問題は、「助ける権利」ではなく、「助けることは義務か否か」だと言われるかもしれない。どちらでもあり得るだろう。僕達の日常を支えている感覚のひとつは「死んで花実が咲くものか」というのがある。その感覚に従えば、「助けることは義務」と思っておく方がいいだろう。「死んで花実が咲くものか」の感覚を否定することは、僕達の日々の生活そのものを大きく揺るがしかねないだろうから。

自殺については、別の参加者から、「自殺をした人、しようとしている人は、非常にたまらない状況を強いられる中で死にたいと思わざるを得なくなって自殺を決断したのだろうと思う。そのようなことを強いられることが問題なのだ」と発言した。それはその通りだが、と、僕はこの手の発言には最近懐疑的だ。正論だが、具体性を持った次の議論へと繋がらない気がする。だが、「自殺を自己決定というならば、自己決定を強いられることを拒む抵抗を打ち出していくべきだ」という言葉にはその通りだと思った。

「自己決定を拒む」ということは「自分ひとりでは決めない」ということであり、「関連するみんなで決める」ということになっていくだろう。これは、玉井さんの職場での話とも通じてくるものである。「自己決定を拒む」ことは、具体的には、例えば玉井さんの職場でのこだわりのように「みんなで決めることにこだわっていく」ということになるのだろうと、僕はこの発言を聞いていた。

力を持つ者の都合に添うのが自己決定だ

自己決定について、別のエピソードも語られた。

「力を持った者の都合のいい方向の自己決定だけが認められている」と彼は語る。

子供の就学の際に、養護学校を選んだ親は「自己決定」と呼ばれ、普通学級を選んだ親は「見栄」とか「運動論者にそそのかされた」とか言われる。明らかに、相手の都合のいいものだけが自己決定とされ、都合の悪いものは自己決定とはしてもらえない。

「このような状況の中でも、自分達はこれまで、行政の就学相談に対抗するような関係作りをしてきた。が、対医療において、同様のものが可能なのだろうか、それはどのようなものになるのだろうか」と、この発言者は問うている。

「自己とは何か」「決定とは何か」「自己決定とは何か」

「自己決定を考えるためには、まず『自己とは何か』、『決定とは何か』、そして『自己決定とは何か』とひとつひとつ順を追って考えていく必要があるのではないか」という意見も出た。

僕は、「自己決定」という言葉が、どのような関係の中でどのように使われ、どのような機能を果たしているかが「自己決定」の意味であると思うので、この意見にはあまり賛成しない。

「自己決定」という言葉面(づら)から、「自己決定」を「自己」と「決定」とにわけて各々の意味を分析し、次いで両者を結合した際の意味を分析する、というアプローチは、結局のところ、「自己決定」という言葉が使われている場面から言葉を切り出してしまい、「自己決定」ということを独立自存させてしまいかねないと思う。

この発言者の意図は、例えば、「自己」を考えると「自己」が唯一のものではないことに思い至る、同様に「決定」を考えれば「決定」ということのあいまいさにも思い至るに違いない、そのような作業によって「自己決定」という概念の意味も揺らぐのではないか、ということなのだと思う。

が、例えば、「確かに自己が唯一のものではないとしても、その多様な自己がさまざまなバランスで集合体として結びついている、その結節点としての自己というものがある。それが自己なのだ」と考えるならば、「自己決定」はやはりあり得るし、多様な自己、多様な関係を含み込んでいる分だけ、なお一層否定しきれないものとして存在してしまうのではないかと思う。

他の参加者から、「先端医療の中で、自己決定は、契約医療の条件になっている。自己決定としてのハンコがなければ行なうことが出来ないという制度のひとつとして条件化されている」という意見が挙げられたが、例えばこのように、「自己決定」ということがどのような関係の中でどのような機能を果たしているか、というアプローチでも充分に「自己決定」は議論しえるのではないかと思う。

「自分の死の責任はとれない」に関連して

竹内さんの「自分の死の想定はできない。自分の死の責任はとれない。」という発言に対しては、「死んだら確かに責任はとれないが、死ぬまでのプロセスがあるのだから、簡単に、死んだら責任はとれないだろう、と言われても困ってしまう」という発言があった。

これに対しては、竹内さんは、「普通の自己決定論を死の問題にまで延長できるという人が多いのだが、自分は出来ないと考えている。その理由として、なぜなら死の想定はできないでしょう、ということを言っている。普通の自己決定論を死の問題に拡大しようとする人々に対する対抗のための発言であって、それ以上のことをこの論理で言おうとしてはいないので、そのように限定して理解してほしい」という内容の回答があった。また、「死を選ぶ、ということは、殺されていること。最大の差別・抑圧がそこにはある」とも答えている。

医療現場におけるカウンセリング

自己決定に較べて、カウンセリングに関する発言は少なめだった。

玉井さんに対して、「医療の中でカウンセラーとして働いていて、自己決定をすすめる役割を感じているか。玉井さんの現場では、『患者の自己決定――それを支えるカウンセリング』という構図はあるか？」という質問があった。

玉井さんは、「医療を補完するものとしてカウンセリングが求められているという部分は確かにあると思う。だから、そのことを自覚しつつ医療の場に身を置くしかないのだろうと思う」と答えている。

「例えば、出生前診断に関して言えば、『生んでも大丈夫、育てられるよ』ということを、リアリティを持ったメッセージとして伝える役割を担えればと思っている」と語った。

「『真の自己決定』、『理想的なカウンセリング』等ということを言っていられる状況では現場はない。単なる情報提供すらなく出生前診断を受けるか受けないかが決められていくし、自分は受けたくないのに家族に強いられて受けに来たというような人が多数いる中で、自分が出来るのは、せめて、強いられた状況の中で自己決定を強いられる、そんな中で、少しでも納得のいく決定をしてもらえるようにしていくことだろう」と彼女は語った。僕も納得しつつ聞いた。

人の資源化・商品化は何故問題か

福本さんの発言に対して、「人の資源化・商品化がいけないことを前提にして語られているようだが、何故いけないのだろうか」という質問が出された。福本さんは、「人の身体を商品化する前線は病院。医者は、臓器しか見えていない。また、本人に断わりもなく臓器を無断でとっていくということが日常として成

り立っているのが医療現場。そのような事態を問題としているのだ」と答えている。

最後に話題提供者から語られたこと

午後の討論の時間の最後は、再び話題提供者の発言になった。既にここまでの文章の中で触れてしまった内容もあるので、ここでは、それ以外の発言について触れておく。

「人間の全体性、個体としての完結性」

篠原さんから、「安楽死は、安楽な生と裏表になっている。尊厳死も、尊厳なる生を追求せよということと表裏一体である。苦も楽もあるという生のリアリティを凝視した時、安楽死は認められない。」という発言があった。

また、「脳死状態の人を殺して移植するのと、輸血とは違うだろうとは思う。同時に、生体から生体への移植であっても、人間の全体性、個体としての完結性が近代医療の中で部分化しているという医療は気になる。『輸血も臓器移植だから問い直そう』という議論は一度やってみたい。が、自分としては輸血を拒否する気はない」という発言もあった。

近代医療が人間をあまりにも部分化して把握している、として批判し、その批判として「人間の全体性」「個体としての完結性」を言う場合に、「ならば、近代医療に何を望むのか？」と問い返された場合にどう答えるのだろうか、という疑問が僕にはある。

そこには、「『人間の全体性』『個体としての完結性』に配慮する医療」という応えを想定せざるを得ないと思う(医療そのものを拒否するのであれば別だが)。

だが、僕は、近代医療にそのような「人間の全体性」や「個体としての完結性」に配慮することを期待することが、医療現場で脳死＝臓器移植や安楽死を行なうことを正当化する基盤を作っているのではないかと思う。それゆえに、僕は、近代医療は身体を部分化して取り扱ってくれて結構だ、と思う。

過剰に保護され、過剰に儲けを許され、過剰に権力を持っているという医療の現状が改変されるべきなのであって、医療は身体の補修に徹してもらってかまわない。僕達はそこに、自分の生き方に関する監督も助言も保護も干渉も期待していない。適切な医療技術の運用、適切な医療情報の提供を期待している(というよりも、「せめてそれだけは期待したい」と言った方がいいかもしれない。「人間に配慮する医療」というようなものを僕は全く期待していないわけではないし、医療現場が本当にただの修理工場であって欲しいとばかり思っているわけではない。がそこまでは期待すべくもないのが医療であろうし、下手に期待すれば言い様に利用されるだけだろうから、「もう部分だけを見てて下さっていいから、金や売名ではなく直すことに徹して下さい」というような気持ちなのだ。だから、僕は「いい医者」はいると思うし、本当に患者のための医療、医療者と患者のあるべき関係を模索している医者はいると思うし、患者による「いい医者探し」を悪いことだとも思わない)。

また、「人間の全体性」という言葉や「個体としての完結性」という言葉で、実は何を意味しようとしているのか、僕は今一つわからない。おそらく、身体を部分化して把握するという視点に対する、「個体は部分の集合ではない」、あるいは、「個体には分割すると失われてしまう何かが存在する」という視点なのだと思う。が、「人間の全体性」という言葉は、個人に対する全体の優先を思い浮かばせるし、「個体としての完結性」は、そのようなものがたてられるのならば、それこそが自己決定の絶好の根拠となるだろうと思う。

臓器移植との関連で語られる場合には、おそらく、免疫機能によって限定される自分の身体の領域、ということを言っているのだと思う。つまり、免疫機能によって異物とされないものによって構成されている身体の範囲、ということであろう。他者の臓器は自分の身体の中では異物として排除される。この免疫機能を規準として、臓器移植等の事態に対するスタンスを設定していこうということになるのであろう。臓器は免疫機能によって手立てをしなければ排除されてしまうが、血液は必ずしもそうではない。だから、臓器移植は否だが、輸血は可という論理をたてようと言うのかしら、とも思う。

「なるほど、そういう考え方もあるよな」と思いつつも、僕は、人工的に作られた臓器等を利用しながら生きていけるのであるならばそれはそれでいいという思いの方が強い。

近眼の人が眼球の上にもう一つのレンズを浮かせるように、心臓の拍動をペースメーカーで補助するように、機械で身体を補いながら生きていってもいいのではないかと思う。嚥下する機能が落ちているのならばチューブで栄養を補給すればいい。機械はもちろん異物だし、それを身体の内部に存在させ続けるには様々な操作が必要なのだろうが、それでもいいのではないかと思う。

同じように、僕は、再生可能な血液を輸血することも問題を感じない。だが、もしも何かの具合で造血作用が極端に落ちている人に対して輸血用の血液の提供を求めたりはしないだろうと思う。勿論、それを奪ったらその人が死んでしまうような臓器の提供を求めたりもしないだろう。

死ぬ迄には至らぬにしても、それを提供してもらうことで、その人にかなりの負担を追わせ続けることになってしまうようなものの提供も求めないだろう。それを提供してくれるかくれないかで人を測るような結果になってしまうようなことも望みたくない。出来ることとやっていいこととは異なるし、望んでいいことと望んではならないことがあるのが世間である。その世間の中で、時には人に甘えつつ生きているのが、僕(達)の毎日である。

「人権」という言葉は、とりあえず使っているだけ

福本さんは、「篠原さんは、私が生命を神聖視していると思い込んでいるが、それは誤解だ。半端な生を半端に生きているお互いを認め合っていく、ということを、仮りにそのへんにあるので『人権』という言葉でいっているだけ。『人権』と言ったからといって生命が絶対だとか神聖だとかこれっぽっちも思っていない」と語った。「技術の発展は、人間が『生き合う』ことを許さない」とも語った。

多くの問題を全て関連づけていくというアプローチはかえって問題を見えなくさせるのではないか

竹内さんは、「がん末期の激痛まで認めていい、という篠原さんの話にはついていけないところがある」と語った。また「ここにも問題がある、あそこにも問題があると挙げながらそれらをつなぐ、というやり方は、『今もっとも深刻な問題』を見のがすのではないか」と危惧している。

語られたエピソード等

これまでに触れられなかったいくつかのことに、ここで触れておきたい。

遺伝相談について

福本さんに対して、フロアから、「自分は、娘がてんかんで、遺伝相談を受けない限り親戚づきあいはしないと言われている。このようなことは、田舎では一般的。こういう現実をどう考えるか？」という質問があった。

福本さんは、「なんで受けなければならないのか分からないし、受けたらどうなると思って親戚の人がそれを勧めるのかもわからない。何かが心配ならば、心配な親戚の方が受けにいけば、と言えばいいのではないか」と回答された。

病院でのある体験

その時が来たら無駄な延命治療はしなくていいと言っていた父親が人工呼吸器をつける状態になった。その父親に向かって「もうすぐはずしてあげるから」と言ったら父親は意外そうな顔をした、というエピソードが参加者より語られた。

結果的には、この人は、かつて自分が語っていたように呼吸器をはずされ亡くなったが、おそらくは、かつて自分が想像していた、呼吸器をつけて生きている状態の時の自分の気持ちと、本当にそうなった時の自分の気持ちとは随分違っていたのだろう。「もうすぐはずしてあげるからね」と言われる迄、今の自分が、かつて自分が、そうなったら殺してくれ、といっていた状態になっているとは気づかなかったのだろう。家

族に囲まれて病臥している。その家族が、「今、呼吸器をはずしてあげるからね」と言う。「何故？」。かつての自分の言葉を思い出したとしたら、そこには後悔と諦観しか残らなかったかもしれない。

別の参加者から、「心臓の検査で入院して、心停止を起こしたことがある。その後再び動き出したのだが、医者がその説明に際して『あなたの心臓は確かに止まったんですよ。記録に残っていないので学会には発表できませんがね』と言った。こんな医療を信用出来るだろうか」という発言もあった。

患者を、治療の対象としてではなく、学会発表のネタとして見ている医者。突然の心停止、そして復活、その流れの中でこの医者も興奮していたのかもしれない、そしてポロッと本音が出た。

日常の体験から語るということについて

ところで、竹内さんが、ヘーゲルやベーコン、プラトン、あるいはフレッチャーといった国も時代も違う人を引き合いにだして語るその語り口が納得いかない、という意見もあった。「自分の体験を語ることから始まる言葉のやりとりの積み重ね」がいい、という意見だ。

竹内さんは、自分の役割は主流の生命倫理学に棹さす議論だとわきまえている、その点ではいくらかでも意義のあることをしていると思っていると反論している。

僕は、この発言を聞きながら、専門家が専門用語を使うことで専門家と素人という区分を作り、自分を専門家の側に置くことで、専門家が与えられている権力を行使しようとするということは確かにあり、その点は批判されてしかるべきだが、一方では、ヘーゲルやプラトンとの対話が日常になっている人にとって、そんな哲学者の難しい話をされても非日常的で分からない、と言ってしまったら、その人は何も語れないということにならないかと思った。

多くの人が読んだことはないが聞いたことはある人の文章を引き合いに出しながらペダンティックに語るというスタイルに対して反感を持ったり、あるいは、専門的知識をひけらかすことで専門家と素人との区別を作った上で自分達が優位に立つという専門家のやり口というのに対して、我々は、日々の足元からの言葉で語りだそう、ということを、僕も感じたり語ったりしてきた。が、僕は、竹内さんが、そのような語り方をしていたとはとても聞けなかった。

全ての専門家が、専門用語への熟知度を利用して誰かを疎外したり下に置こうとするわけではない。「専門性」というのが誰において体現されているか、が重要であり、専門用語を使用していることによって専門家を批判するというやり方は、相手によっては、相手を逆に疎外してしまうことになる。いみじくも竹内さんは、「生命倫理学会というようなところに行くと自分は少数派。で、社会臨床学会に来てもやっぱり少数派なのです」と語っていた。僕は、「日常」を盾にとった批判は、人々の「日常」の多様性を前提にしておかなければ、「『日常という専門性』による排除」が行なわれてしまうのではないかと思った。

障害児教育政策にみられる義務化体制の強化
―「共育・共生」の展望はあるか ―

竹嶋　龍雄(広島大学大学院)

広島県では、現在、障害児教育に関する施策が提起されている。それがどのような内実をもつものか、国(主として行政のあり方)レベルの考え方と照らし合わせることは、たとえ単県施策であろうが、今後の障害児教育のあり方を考える上で必要なことである。

今回の施策が'79義務化以来の様々な状況の中で生まれたものであるからこそ、障害者解放あるいは「共育・共生」(反義務化の実体化)につながるものになっているのか否かを確認することは重要である。

本稿では、国の施策と広島県の施策を分析し、両者の関連性を考察する。そして、その関連性をもとに、学校現場の教師も含め<わたし>たちがどのような思想的位置に置かれているかを検討する。その上で「共育・共生」の展望をどこに見出せるかを考えたい。

障害児教育に対する国の考え方

教育課程審議会答申(以下、「答申」)(1)において、「障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加していくための基礎を培う特殊教育の果たす役割」は重要であり、「現在、盲学校、聾学校及び養護学校、小学校及び中学校特殊学級又は通級による指導などを通して、一人一人の障害の種類や程度等に応じて、様々な工夫と配慮の下に、手厚く、きめ細かな教育が行われている。」と述べられている。さらに「障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加していくための基礎となる[生きる力]を培う」ことのねらいのもと、「障害の重度・重複化、多様化」へは、「個に応じた指導」を、「軽度の障害のある児童生徒」へは、「特殊学級や通級による指導」をそれぞれ強調している。また、「交流教育」の意義についても論じている。これらにかかわって若干の考察を加えておく。

(1)「分離・別学」体制の維持

障害児の就学にかかわって、教育行政は、盲学校、ろう学校及び養護学校(以下、障害児学校)、小学校及び中学校障害児学級への就学を障害児とその親に半ば強制的に押しつけてきた。その際、「一人一人の障害の種類や程度等に応じて、様々な工夫と配慮の下に、手厚く、きめ細かな教育が行われている」という幻想的宣伝を行い、その結果、障害児から地域共同体を奪い、同年齢の者との「生身」の関係を結ぶ機会を奪ってきたのである。

障害児学校を卒業する頃には彼／彼女の生活の拠点さえなく、地域(家族)から離れた施設に入らざるを得ない事態さえ生じている。障害児学級での学校内「分離」教育を受けてきた後の進路は、障害児学校あるいは施設というケースが多い(2)。"教育内容の贅美"は、障害児学校、障害児学級への障害児の誘い込みを行い、一度入ると教育的分類・収容、社会的分離・隔離の体制から抜け出せない社会的構造を内部にもっている。その構造を「答申」は維持しようとしている。

(2)義務化と「自立」「社会参加」「生きる力」

そもそも「義務化」とは一体何であったのか。岡村(3)は義務教育の制度的完成、戦後教育体制の制度的完成、別学体制完成の三点をあげ、養護学校義務化が障害児教育を含めた日本の近代学校制度にとって大きな意味をもっていた、と述べている。

教育的分類・収容、社会的分離・隔離を事実とする義務化は、「異端排除」の「優生思想」を根底にもち、障害児、健常児を含め、すべての教育機関で、すべての子どもたちを「能力」の序列化構造の中に埋没させた。

連帯・団結・共同を阻む思想を近代学校の制度として持ち込んだのが義務化であった。

この理解に立つ時、連帯・団結・共同の関係、十分な社会的環境整備の保障の中で成立する「自立」「社会参加」「生きる力」への教育的筋道は、「特殊教育」の枠内では不可能であるといえる。ある障害者が「自立生活をしようと思ったら、社会に出て、人を捜さなければいけない。歯医者にかかろうとしても、近くの所では診てもらえない、遠くの歯医者を訪ねなければならない。外出しても車椅子用トイレはほとんどない。社会的条件さえ整っていれば生活ができる。」と言っていた。このような現実をつくりだしているのが「特殊教育」というシステムであり、義務化がつくりだした社会的構造である。

(3)実験としての「交流教育」

「答申」では「障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒や地域社会の人々とが共に活動し互いに触れ合う機会を設けることは、すべての幼児児童生徒にとって豊かな人間性や社会性をはぐくむ上で大きな意義があるとともに、地域社会の人々が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深める上で極めて重要」[4]である、と述べられている。人間の共同性・類性に基づく「連帯・団結・共同の世界」を本来生きていた子どもたちを、義務化によって分離しておいて、一方で、豊かな人間性と社会性をはぐくむためには共に活動し、互いに触れ合う「交流教育」が大事だ、とする「答申」は、障害者解放を目指す「共に生きる」方向性をもつものではなく、「分離・別学」体制の枠内にとどまるものである。さらに、障害児に対する「正しい理解と認識」の意味は、自立し生活するという障害者の自己実現を前進的に保障するものではなく、「分離・別学」(「特殊教育」)対象としての障害者への「正しい理解と認識」なのである。根本的に障害児に対する差別と偏見の解消を意図したものではない。"障害者は健常者中心社会からの理解を必要とする「異質」な存在である"という社会意識を多くの人々に植え付けるものである。

特殊教育の改善・充実についての第一次報告(1998)[5]において交流教育のねらいが明確にされている。つまり、「将来の完全学校週5日制の実施に向けて検討が進められている状況を踏まえ、青少年の学校外活動など社会教育の充実や、高齢化社会の進展に伴うボランティア教育の推進などが求められている。交流教育は、これらの基盤となる活動」なのである。現在、交流教育推進指定校(交流実験校)への予算化が図られ、障害児学校と普通学校との交流が実施されている。そこでは障害児は「お客さん」であり、「実験の対象児」である。同時に健常児も障害児との関係の取り方において「実験の対象児」なのである。「実験」結果は、「青少年の学校外活動」「ボランティア教育」を考える上の資料にされる訳である。「答申」のいう「交流教育」は反差別<連帯>を目指すものでなく、強者が弱者の面倒をみるという恩恵的縦関係をつくるための一方法にすぎないのである。

(4)障害者差別解決に迫ろうとしない国の姿勢

『障害者白書』(1995、以下『白書』)[6]では、「全ての人の参加による全ての人のための平等な社会づくり」を考える上で、障害者を取り巻く社会状況として四つの障壁(物理的障壁、制度的障壁、文化・情報面の障壁、意識上の障壁)があるとし、それを取り除く取り組みが述べられている。ここでは「制度的障壁」と「意識上の障壁」について考える。

①「制度的障壁」の具体例として取り上げられているのが、各種の資格制度、大学等の入試制度、就職・任用試験等にかかわってのものである。

「障害者対策に関する新長期計画」(1993)[7]では「障害者は障害のない人と違った特別な存在ではなく、障害のない人と同じ社会の構成員であること」「障害者は、一人の人間として基本的人権を有しており、障害による差別・偏見を受ける理由がないこと」「障害者も大きな可能性を有していること」「障害者の問題は、全ての人々の問題であることを十分認識し、配慮する必要があること」と述べられている。「あるべき」理念を強調し、国が反差別の立場に立っているようなポーズを示す。

支配的思想は、当然、人々の精神的活動を支配する

ことをねらいとするものである。自らの内にある差別意識に直面する契機を奪い、人々を偽善的「ことば主義」の世界に安住させ、人々の反差別に対する様々な思いをすり合わせ、自らの反差別の思想を練り上げ、<連帯性>創造の営みを阻もうとするのである。<連帯性>を失った個々バラバラに浮遊する思考は、制度的障壁としての「分離・別学」体制のもつ実態を鋭く指摘できず、支配的思想に取り込まれてしまうのである。ここに国の施策的意図がある。

②「意識上の障壁」として、冒頭、社会の中にある心の壁を述べている。「障害者の日」を設定し、啓発広報、福祉教育、ボランティア活動を提唱し、障害者と健常者との交流の必要性を述べている。

実態は意識を規定する。障害者に対する差別的施策・実態のもとに生まれる差別事象は、障害者に対する偏見・差別意識を生む。実態、つまり障害者に対する制度的差別を放置し、障害者に対する差別・偏見を生む行政のあり方自体の改革を行わず、「啓発」「福祉教育」「ボランティア」に問題をすり替え、同時に障害者自身の自助努力を求める論理は、マイノリティーに対する国の差別性を現している。

『白書』は「意識上の障壁」の項[8]で、「今日普通の考え方として定着しているのは、障害者は障害のない人と同じ欲求・権利を持つ人間であり、社会の中で共に生きていく仲間である」「障害も各人が持っている個性の一つと捉えると、障害のある人とない人といった一つの尺度で世の中の人を二分する必要はなくなる」「障害者を特別視する障害者観を払拭するためには、障害というものの正しい知識を普及する広報活動ももちろん大切であるが、社会のいろいろな場面に種々の障害のある人がいるのがあたり前という状況にする」などと述べているが、国の姿勢との関係で考えるといくらかの疑問点がある。

それをあげる前に、まず、自らに問う問題として、現在ある差別・分離の実態は、障害者、健常者が"現在の実態"を支えているという問題を同時的に指摘していることを自覚しておきたい。両者が互いの社会的立場を自覚的に認識し、互いの思想を磨き合う関係は、「社会の中で共に生きていく仲間」関係をつくり、互いの社会的存在を「あたり前」とする自然的発想を生む。この発想はトップダウン型の「啓発(説教)」によって生じるものではない。

障害者と健常者の「分離」を固定化しておいて、「共に生きる仲間」関係成立、「障害者を特別視する障害者観」の払拭がどこまで可能なのか。「同じ欲求・権利を持つ人間であり、社会の中で共に生きていく仲間」「社会のいろいろな場面に種々の障害のある人がいるのがあたり前」という考え方を軸とし、"障害者を特殊視する障害者観"と「分離・別学」体制との間に何らかの関連性があるのか否かを国は明確にすべきである。

最後に、"障害を個性の一つと捉えると、障害のある人とない人という形で世の中の人を二分する必要はなくなる"と述べているが、これは観念的理想論である。「分離・別学」体制は「障害のある人とない人という形で世の中の人を二分する」ことで成り立っているのである。国の施策的発想自体、「意識上の障壁」をつくりだしているのである。このことを十分認識しておきたい。

広島県の障害児教育施策

1997年、広島県教育委員会(以下、県教委)が「障害児教育にかかわる基本的な考え方」とそれを説明補足する資料として「広島県における障害児教育の推進に係る基本的な考え方(試案)」(以下、「基本的な考え方」)を発表した。「基本的な考え方」は『障害者白書』(1995)を資料にして作成された。'79義務化以降の「分離・別学」体制が障害者に対する差別意識を強化したことを反省し、その上で障害児教育の進め方についての理念提示をしている。次の5点に整理できる。

①「同列」の学校

障害児学校は「『特別な児童生徒』が行く『特別な学校』」としてみられてきたと述べ、今後は幼稚園、小学校、中学校、高等学校と同じ教育目標を達成する「同列」の学校であるという認識をもつとしている。また「県民に対して十分情報提供し、障害児学校についての正しい認識を培うことが必要」であると述べられている。

②認め合える違い

「障害者と健常者がお互いにその違いを認め合う」ことが重要であるとし、「各学校においてその存在を否定されることなく」あるいは「一人一人の違いを当然のこととして受け止め、その違いをお互いに認め合う」ことと述べられている。

③本人・保護者の学校選択

「本人・保護者が主体的に学校を選択し学べるようにしていく」ことが必要であるとし、「障害者が主体的に学校を選択し、学べるようにしていくことが重要」であるとして、「十分な情報にもとづいた幼児児童生徒・保護者による主体的学校選択が尊重され」ねばならないと述べられている。就学指導・相談においては主体的学校選択の支援をするものであると述べられている。

④教育内容の創造

「本人・保護者の願いに応える教育内容を創造していく」ことが必要であるとし、「障害者一人一人の意思を尊重した教育活動」「障害者が自らの存在を実感できるよう一人一人を大切にした教育」、あるいは「卒業後の進路を展望し、一人一人の主体性や要望を大切にしながら、生活との関連を重視した教育活動」に向けての努力を求めている。

⑤個性を尊重した評価

「『障害』のみに着目したり、『できる、できない』という単一の尺度だけで幼児児童生徒をみるのでない」ことを前提にして、「教科学力のみに着目して行うのではなく、個を大切にし個性を尊重した評価」の必要性が述べられている。

以上のことにかかわる具体的施策は今後、提示するとしている。「あるべき」理念としての「基本的な考え方」のねらいがどこにあるのか、以下、考察する。

(1)「基本的な考え方」と広島県高等学校同和教育推進協議会障害児学校部

「基本的な考え方」は広島県高等学校同和教育推進協議会障害児学校部(以下、高同教障害児学校部)と県教委との交渉の中で誕生したものである。

高同教障害児学校部は障害児学校を保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(以下、保・幼・小・中・高)とは違う「特別な学校」としてではなく、「同列」な学校として扱い、障害児(者)が自分の興味・関心、進路希望、学校観・教育観等にもとづいて自由に主体的に選択できるところであることを主張する[9]。県教委も同趣旨の見解を表明し、「基本的な考え方」でそのことを述べている。しかし、「同列」、「選択肢」などには障害者解放の観点からの発想というより、障害児学校の存続という意図が強く働いているように思われる。このことに関しては別項目で述べる。

1983年、高同教障害児学校部は"奪われた地域を奪い返し、復権を果たしていく「障害者解放の拠点」"として障害児学校を位置づけ[10]、同年、反義務化闘争に向けての思想的弱体化(教師のもつ「内なる義務化」)の状況を総括している[11]。"「障害者解放の拠点」としての障害児学校"をスローガンとして、反義務化への思想構築を図ろうとしても、支配的思想による教師の思想的「家畜化」(「内なる義務化」)は、すでに、教師集団の中で進行していた、と状況的に理解する。

現在、「障害児学校は、障害児(者)として主体的に生きる力を身につける教育を保障するために設置された」とする県教委の見解に高同教障害児学校部も同調している。このことは、義務化によって「分離・別学」の象徴とされた障害児学校を組織的に容認したということでもある。反差別の思想性を厳しく磨き合えない構成員による組織は、支配的差別構造の枠内に自らはまり込んでいくものである。別学としての障害児学校を固定化し、教育的分類・収容、社会的分離・隔離を「自由な主体的選択」の名のもとに実体化しようとする県教委にとっては好都合な状況である。

義務教育段階に「共育・共生」(反義務化の実体化)を求めてきた高同教障害児学校部は、「基本的な考え方」に評価を加えながら、「これからは、障害児学校も高等学校も(もちろん保・幼・小・中も)障害者が選択しうる学校(教育内容)の内実を求められることになる」[12]「行政や学校の都合で学校を障害者に押しつけるのではなく、障害者が自らの生き方のひとつとして主体的に学校選択を行おうとすれば、『この学校に行けばこんな教育が受けられる。そのことを通して自分が障

害者としてどう生きるかを模索し得る』という展望をすべての学校が教育内容として本人に提示する以外にない」[13]と障害児学校での教育内容づくりの必要性を強調する。しかし、「基本的な考え方」が教育内容づくりに関する予算化対象から保・幼・小・中学校を外していることについて、高同教障害児学校部は沈黙している。高同教障害児学校部が総合的に障害者解放の実現を目指すならば、保・幼・小・中学校も視野に入れ、それぞれの段階での課題解決に向けた施策提起をせねばならないはずである。ところが、思想的・組織的弱体化に伴う"組織保身"へとはしる高同教障害児学校部は、県教委の思惑との妥協の中で障害児学校の維持、存続に傾斜していったのである。

県立学校には人的・物的保障をするが、義務教育段階については市町村教育委員会の問題であると言い切る県教委。財政的問題をかかえる市町村にとっては厳しい。それでも、高同教障害児学校部と県教委は一律に「基本的な考え方」の理念の徹底をはかろうとする。その強制的動きに対して、「絵に描いた餅を食べろということだ」とある市教委の義務教育担当者が言ったあたりにその本質は隠されている。

(2)「基本的な考え方」と障害児学校の特殊化

県教委の施策は、人的・物的保障のない保・幼・小・中学校と人的・物的保障のある障害児学校との教育的格差を招き、必然的に障害児学校の教育的条件の優位性を強調することになる。「行政や学校の都合で学校を障害者に押しつけるのではなく」と言っても、予算的裏づけのある人的・物的環境は、情報・内容選択時の質的・量的差を鮮明にし、結果として行政・学校の都合を障害者に押しつける、という可能性を生む。状況的にみれば、「基本的な考え方」は、地域校に就学している障害児の障害児学校への奪還戦略につながるおそれもある。

1998年11月には、「基本的な考え方」の続編として「盲学校、ろう学校及び養護学校における教育のあり方」(以下、「あり方」)が県教委から出された。そこでは障害児学校の教育の充実と特色ある教育の確立を目指して諸施策を講ずると述べている。また、県教委は障害児学校を否定し、小学校や中学校に就学させる保護者をさして、障害者差別解決の観点が希薄であると非難している。同文書で「障害者同士の集団の中で障害者としての主体を確立し…」とも述べている。「基本的な考え方」に示されている「違いを認め合う」「本人・保護者の学校選択」などに大きく関連してくる問題である。県教委の本音が「あり方」や「共に生きる」教育を望んでいる本人・保護者の思いへの批判に現れたと解釈した時、「基本的な考え方」は、一見、障害者解放に向いているようだが、その根幹が「共に生きる」教育を否定した「分離」思想から成り立っていることは否定できない。

今、'79義務化とは違った形で障害児の障害児学校への誘い込みが開始されようとしている。就学選択の自由を言いながら、条件面で学校間に明確な施策的格差をつけるのは理に合わない。「基本的な考え方」は、教師間、あるいは学校間の「連帯・団結・共同」という反義務化闘争の精神をなし崩しにする可能性を大いに秘めている。障害児学校への条件面での大々的テコ入れは、障害児学校の「特殊化」を鮮明にし、別学体制整備(義務化強化)を実施することになり、障害児にとっての「特別な学校」を再度つくることにつながる。そうなれば、「同列な学校」「主体的な学校選択」は差別解決への実効力のない観念論になる。

国の施策と広島県の施策がねらう教師(<わたし>)の思想的弱体化

国の施策は、支配的思想の施策的具現化であり、同時に<わたし>たちの共同性・連帯性を志向する意識の覚醒を妨げ、支配的思想への同化をねらいとしている。障害者差別解決の視点にたてば、実態と意識との関係への洞察力を弱め、障害者と健常者の協同的権利保障活動を根本的に妨げるための様々な手法とその巧みさを駆使しているのが国の施策であろう。それに惑わされ、<わたし>たちの思想的位置は少しずつ体制的思想に巻き込まれてきた。'79義務化当時の思想が、現在、体制への妥協的思想に転換していっていることを見れば明らかである。上述しているように広島

県高同教障害児学校部の思想的変遷と現在のあり様をあげれば十分であろう。国の施策を踏まえながら打ち出されている広島県の施策は、「分離・別学」容認の考え方を如何に広め、<わたし>たちの反差別の思想的・実践的無力化を本来的ねらいとしていることを自覚しておきたい。国の思惑と同様にそれらしい理念は唱えるが、障害者を含めた人々の根本的分離と分断的教育を目指しているのである。

「障害者対策に関する新長期計画」『障害者白書』などは、障害者に対する権利保障の幻想を抱かせ、一方で"障害の特性に応じた教育施策"、"障害の予防・早期発見・早期治療等のための保健・医療施策"などの宣伝によって、「障害」=「異端・排除」「治療の対象」とする社会意識を<わたし>たちの内に形成する役割を果たしている。その社会意識に乗じて、「答申」は「特殊教育」の重要さとそれに伴う「分離・別学」体制の維持について述べている。

その際、それらを支えている者の一人として教師がいる、という認識に立たねばならない。日本教職員組合が行った障害児就学にかかわってのアンケート結果から、小川は「『この学校に来るべきでない子が来ている』、『この子らのために養護学校が作られているのではないか』という普通学校の教師の(正直な)気持ちが書かれていた。『障害児は障害児学校へ』の追い込みが行政ばかりの仕業ではないことが如実に表されている。」と述べている[14]。

考えておきたいことは、様々な国の施策、あるいはそれを踏襲する各県施策にみられる「分離」思想が、巧妙な手法をもって教師の反支配的思想(反差別思想)の弱さにつけ込み、障害児「分離」を容認する考え方をつくりあげようとしていることである。

今まさに、障害児と日々付き合っている教師が国の施策を支えている状況である。障害者解放を建前的に語りながら、本音のところでは普通学校、普通学級からの障害児「排除」を主張するという歪んだ状況にも教師は立っている。すでに、障害者解放に向けての理論と実践の統一的地平を失いつつあるのである。多くの教師への「分離・別学」の思想統制は国の段階においても、広島県の段階においても成功しつつある、とするのが現状分析として妥当だろう。このことに、教師を含め、<わたし>たちは早く気付くべきである。

「分離」教育から「共育・共生」教育

普通学級で重度の障害児への教育実践を展開している教師集団がいる。医療機関、相談機関などと連携を取りながらの実践である。障害者解放の視点から、自らの内にある義務化思想と対峙しながら、地道に理論と実践の統一を志向する教師集団は、「基本的な考え方」と「あり方」のねらいとするものが、「共育・共生」の理論と実践に対立するものであることを認識している。だからこそ、「共に生きる」ことを目指す教育実践を教師は展開している。それを県教委は障害者差別解決の観点に欠けると非難する。被差別集団あるいはマイノリティー集団が解放される原理的筋道からすれば、糾されるべきは県教委であることは明確である。

アメリカにおいて、1954年、連邦政府最高裁判所が「分離すれど平等」思想を排し、「分離された教育は本質的に不平等」とするブラウン事件に対する判決をくだした。これを契機に、障害児教育にかかわる権利獲得運動が大きく展開され、現在、様々な州で公的機関、地域、家庭を巻き込んだインクルーシブ・エデュケーションが模索、展開されている[15]。

落合[16]はインクルーシブ・エデュケーションのあり方について、それを実践している国は、「統合教育、ノーマリゼーションあるいは障害者や保護者の権利の保障といった歴史的な経過」をたどっており、「保護者のオプションとして特殊学級や特殊教育諸学校が存続している。これらの施設・設備が固定的に存在するのではなく、ニーズに合わせて弾力的な運営になっている。」と述べ、さらに障害児学校の教師の役割に触れて、「特殊教育諸学校は学校部とリソースセンター部になり、保護者が特殊教育諸学校での教育を望めばそこで準備し、小・中学校の通常の学級を希望すれば、リソースセンター部から巡回指導員や教材教具の配給、子どもの教育をするTeacherとしてだけでなく、通常学級の教師も教育するEducatorとしての役割を

演じている。」と述べている。日本では、このような動きが1983年からあったと落合は述べる。福井県立特殊教育センターでの巡回指導がそれにあたるという。行政機関が県内各地の普通学校を巡回し、学校関係者、保護者、児童生徒との関係をもちながら障害児教育を支援している[17]。しかし、この巡回指導が国の施策の許容範囲内のものであることを見落としてはならない。「分離・別学」体制を前提にした取り組みである以上、「共育・共生」の思想とどのようにつながっていくのか、今後検討を要する。

県教委の非難や就学指導委員会、さらには普通学校の「分離・別学」を押し進めようとする姿勢と対峙しながら、「共育・共生」(あるいは「共に生きる」教育)への希望を主張し、その実現に向けて努力する親、本人の現在がある。また、それを支える教師が、一部であるが存在することも事実である。現実的問題として、多くの親、本人に対して受苦の時期はあるだろうが、「共育・共生」に向けて努力する親・本人、教師の存在に「分離」教育から「共育・共生」教育への一つの展望、「共に生きる」教育創造への将来的展望を私はもちたい。

引用・参考文献

(1)教育課程審議会(1998)『幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について(答申)』 34～38頁

(2)文部省初等中等教育局特殊教育課(1997)『特殊教育資料』 40頁

(3)岡村達雄(1989)「対談一養護学校義務化とは何だったのか」『福祉労働』 8頁

(4)上掲(1) 38頁

(5)文部省初等中等教育局特殊教育課(1997)『特殊教育の改善・充実に関する調査研究 協力者会議の第一次報告について(通知)』 13頁

(6)総理府(1995)『障害者白書』 5～12頁

(7)障害者対策推進本部(1993)『障害者対策に関する新長期計画』 6頁

(8)上掲(6) 11～12頁

(9)広島県高等学校同和教育推進協議会(1996)『広島県高等学校同和教育の総括』87頁

(10)広島県高等学校同和教育推進協議会(1997)『高同教障害児学校部運動史』 9頁

(11)広島県高等学校同和教育推進協議会(1983)『広島県高等学校同和教育の総括』30頁

(12)(13)広島県高等学校同和教育推進協議会障害児学校部(1997)が発表した「『障害児教育にかかわる基本的な考え方』及び『広島県における障害児教育の推進に係る基本的な考え方』への見解」からの引用。

(14)小川恭司(1996)「『養護学校義務化』その背景と現状」『福祉労働』 15頁

(15)竹嶋龍雄・金田鈴江(1998)『アメリカにおける障害児教育の展望一学校再構造化、Regular Education Initiative、インクルージョン一』広島大学教育学部紀要 第一部(教育学) 第47号 249～257頁

(16)落合俊郎(1998)「障害児を視野に入れた教育改革」『共育への道一サラマンカ宣言を読む』 29～30頁 アドバンテージサーバー

(17)福井県立特殊教育センター研究紀要 第13号(1996)～第15号(1998)

『ソフィーの選択』
── 誰が生き、誰が死ぬかを裁く臓器移植体制 ──(その1)

秋葉　聰

1. はじめに

「命を授け、命を奪うのは神の意志」とは、絶対かつ超絶的な神への畏敬を示す信仰の言葉である。また、「生きる時があり、死ぬ時がある」とは聖書にみられる言葉だが、それは、信仰如何を問わず、新しい生命の誕生と避けられない死を自然の摂理として受け入れ、歴史と文化を通して培われた人間関係を表明する言葉でもある。したがって、ことさら、こうした特定の宗教や信仰じみた言葉を使う必要はない。「子どもを授かった」とか「天寿をまっとうした」と言い換えても大きな違いがないからである。

この神の座を占拠して、人間が神の審判を代行する権利を取得するようになったのはいつの頃なのか必ずしも明らかではないが、国家レベルにおける「神の審判」を代表するものとして、ドイツ・ナチによる「安楽死」とホロコーストがあげられる。本稿はホロコーストを生き延びた一人の女性の生き様を描くウイリアム・スタイロンの小説『ソフィーの選択』に学びながら、アメリカの臓器移植体制の現実を素描したい。

臓器の需要と供給のアンバランスが臓器移植体制の危機を招く根源であるとみなされている。こうした危機を批判して臓器移植の廃止ないし移植の暫時軽減を訴える主張が皆無とはいえないが、需要を制限(移植を求めるレシピエントの制限)し、供給の増加(臓器を提供するドナーの増加)を奨励する臓器不足緩和対策が採用されている。人間の価値の序列化がもたらす臓器移植社会の実現であり、「誰が死に、誰が生きるべきか」を選別する神の審判を下す臓器の配給・配分、すなわち、レシピエントの選択として具体化している。と同時に、臓器移植を行うためには誰かが死ななければならない(生体移植を除く)ように、神の審判は必然的に生と死の境界線を引くことによって、ある状態の患者を「死者」と制度的に認定しなければならない。その代表的な例は、臓器移植のために人工的に作られた脳死であり、１９９３年以来多くの臓器調達団体(移植のために臓器を摘出する非営利団体)で採用されているNHBD (Non-Heart-Beating Donor)である。脳死患者は正常の体温があり拍動と呼吸がある患者でHBD (Heart-Beating Donor) と呼ばれるのに対して、心停止の判定基準を適用された患者は拍動が停止しているため、NHBDと呼ばれている。このように、新しい死の判定基準を援用することによって、以前の生体が死者とみなされ、臓器提供者の枠が広げられている。

2. ソフィーの選択

１９６７年に出版され１９８２年に映画化された『ソフィーの選択(Sophie's Choice)』は大学の心理学、倫理学、哲学、文化人類学などの講座で教科書ないし副読本として広く読まれ、今日にあっても、現代アメリカ文学を代表する作品として高く評価されている小説である。

南部(ヴァジニア州南部)に生まれ育ったスティンゴが小説家を志してニューヨークのブルックリンにある大きな家の一部屋を借りるところから映画は始まる。同じアパートで真上の部屋に同棲するソフィーとユダヤ人のナサンと親しくなる。ナサンは精神分裂症と自殺恐怖症のため、ヘロインや精神安定剤、ハルシオンを常用している。

ソフィーとスティンゴが語らいを楽しんでいたある日、ナサンから電話があった。ソフィーが何事かを話していると、突然、電話を通して銃声が聞こえた。ナ

サンが自殺したと思い込んだのはスティンゴである。その数日後、スティンゴは彼の部屋にやってきたソフィーに愛をうちあけ、求婚した。「私はもう３０才を越えているし、あなたはまだ若い」とためらう。ソフィーは、幻惑と悪夢に取りつかれたかのようにうなだれながら、「今まで誰にも口にしたことのないこと」とつぶやきながら、ホロコーストの体験を語り始めた。

学者だった父親と大学教授の夫がナチに処刑されてまもなく、ソフィーと二人の子供(男の子のジャンと女の子のエヴァ)が逮捕され、アウシュヴィッツに貨物列車で連行された。列車を降りると、囚人は一列に並ばされ、「誰が生き、誰が死ぬべきか」の選別が始まった。選別をするのは医師である。

「ユダヤ人にしては別嬪だな」とソフィーに話しかける。「私はユダヤ人ではありません」と答えるソフィーに、「それではお前は共産党員か」と詰め寄る。ユダヤ人でも共産党員でもないことを確認した医師は、「それでは、今晩一緒に寝ないか」と誘いかける。

ソフィーは、「一人の子供を助けてあげよう」、という医師の言葉が信じられなかった。医師は、「子供の一人を助けることが出来るが、もう一人は死ななければならい。さあ、どちらを助けますか」と慇懃に選択をせまる。「私が選ばなければならないということですか」と煩悶するのはソフィーである。すると、医師は、「それは、あなたの特権ですよ。どちらかを選ぶことはね」、と恩着せがましい優しい言葉を投げかける。「選ぶことなんかできません」と叫ぶソフィーに、「だまれ、今この場で選べ。さもなければ二人ともあそこ(ガス室)に送り込むぞ。急げ。たった今だ」と荒々しい語気で選択を強制した。「私に選ばさせないで。選ぶことなんかできない」と自分自身につぶやく声を耳にしたのはソフィーだけだった。医師は補佐官にむかって「二人ともつれて行け」と命令する。

恐怖に脅えて「ママ」と泣きじゃぐるエヴァがソフィーの足にしがみついている。すると、「この子を連れて行きなさい。私の女の子を」とソフィーは絶叫した。エヴァは暗やみに消え去ってしまった。これがソフィーの選択である。

この誰にも口にできない話を耳にしたスティンゴは、ますます、ソフィーが惨めで愛らしく感じられてならなかった。すると、「まだ、話があるの」、とつぶやき、ソフィー自身が裁かれた話に移った。

強制収容所の中庭に一人だけ出されたソフィーは、栄養満点のナチ女看守と一緒に歩くのである。その正面には処刑された一人の女性が絞首台にぶらさがっている。元気に歩くことが出来なかった時の自分の姿である。時には全裸で歩かされたこともあった、とスティンゴに語る。

無事、歩き通すことができたソフィーは、少なくとも今日だけの命は保障された。

この様子を監視するふてぶてしい医師は、「私は神の仕事をしているのだ。誰が死に、誰が生きるかを裁く神の審判をしているのだ」と豪語する。

ソフィーは医師の秘書として働くように命令された。とある日、医師はソフィーに「今晩どうかな」と色目を使う。すると、ソフィーは「私の息子を収容所から開放してください」と懇願する。「明日の正午開放してあげよう、玄関で待っていなさい」と、信じられない言葉が帰ってきた。息子に会える幸せに時間が経つのがいらだたしかった。その時間が来た。しかし、何事も起こらなかった。息子は解放されず、生涯、再会することはなかった。

こうした話が終わると崩れるようにスティンゴの愛と優しさを求め、ベッドを共にした。翌朝目が覚めたスティンゴは枕の上に「ナサン」と共にしますという書き置きをみつけ、上の部屋に出かけた。ナサンはソフィーを死の道連れになるよう誘っていた。死の誘いを受けたソフィーは心中の道を選んだのである。

3. 選択無き選択

多くの法学者は、ソフィーの選択を「強制下の選択」、「制限された選択の自由」、自己決定権の限界などとして議論する。自由の原理の根本を選択の自由に求めるが、ソフィーの選択は例外的な極端な選択であることを認めつつ、現実の法律行為にはソフィーの選択と類似したものがみられると指摘する。法的選択

の有効性を自由意志とか任意性にもとめるが、こうした純粋の自由意志などはロビンソン・クルーソーの孤島にみられる仮説的想像でしかない。文化的・社会的に期待された選択が自己の選択とみなされ、その選択の結果に責任が問われるのである(1)。

また、ある法学者は、ソフィーは道徳的に誤った選択をした、としてソフィーの選択を批判する。ソフィーは沈黙することによって選択を拒否するべきだったと主張する(2)。この主張に異論はない。しかし、ソフィーの沈黙は医師への抵抗であり、二人の子供をガス室に送る医師を正当化させることにもなる。ソフィーの沈黙が招いた結果といえないこともない。

もし、選択を拒否したならば、命令に背いたとしてソフィー自身もガス室に送られていたかもしれない、とするのが私の思いである。このようなことが期待できたとするならば、ソフィーは親子三人の死を選んだかもしれない。また、もし、ガス室に送られる子供を選んだのは医師であったとするならば、ソフィーは罪意識に駆られることはなかったに違いない。しかし、医師は選択しなかった。むち打ちの拷問以上の残酷な仕打ちがソフィーの選択である。

ソフィーの選択を批判することはやさしいとしても、彼女を非難することは難しいようだ。女の子を犠牲にして男の子を選んだソフィーは、耐えることの出来ない重荷を背負いながら、羅針盤を失った船が風と波にまかせて漂流するのように、ナサンにしがみつきながら明け暮れたのである。こうしたソフィーの姿にこよなく慈しみを感じ、彼女と共に生きようとしたスティンゴに親近感を抱かせる(3)。

一昨年、人気を呼んだ『タイタニック』は1912年の沈没事件をラヴストーリー化した映画である。"不沈のタイタニック"といわれたタイタニックには乗船していた2,300人の半分を救う救命ボートしか用意されていなかった。一時間以内、長くても一時間半で沈没すると判断され、女性と子供を救助することを決定した警備員は船長に事後承諾を得た。一等席の女性と子供をまず救出し、二等席の女性と子供をボートに乗せる決定である。ラヴストーリーの主人公の一人、ローズの婚約者は現金を警備員に握らせた。

実際には、船が二つに割れ沈没するのに二時間半かかり、ほぼ3分の1の700人が死んでいる。そのほとんどすべてが男性で、映画では、助かった男性は救命ボートに乗船した警備員と他人の子供を抱いて乗り込んだローズの婚約者だけである。

1960年代の初期からほぼ1970年近くまで、ワシントン州シアトルで「誰が死に、誰が生きるか」を選別する「神の委員会(Got's Committee)」が設置されていた(4)。1940～50年代に開発・改良された腎透析が60年代に実用段階を迎えたが、腎透析の数は極めて限られていたため、透析を必要とするすべての患者を救うことはできなかった。牧師、教員、技師、看護婦、開業医、主婦、会社員などの広い階層を代表する「良識ある一般市民」から成る「神の委員会」が、主治医から推薦された多くの患者から最も適切な患者を選択したのである。社会的・経済的地位の高い患者、社会的有力者から推薦された患者、学歴の高い技術者、知識人、教会活動に積極的な患者、結婚して子供がいる安定した家族を支える患者が最優先され、地位の低い職業についている患者や身持ちのよくない患者、男女関係で悪いうわさをもっている患者や売春婦などは第一に排除された(4)。

「神の委員会」の詳細を報告する記事は大きな反響を呼び、医療専門家および腎透析の専門家の無責任性のみならず、選択方法とその結果が批判された。今日のバイオエシックスの誕生の契機を開く大事件である。

医療界は政府に圧力を加え、腎透析の研究開発と普及をはかる予算を要求し、1972年には腎透析の費用および腎移植の費用をメディケイド(高齢者のための医療保険)から支払う法の成立を勝ちとっている。医療の政治が勝利をおさめ、「神の委員会」は解散した。ここに、腎移植に連邦政府が直接関与することによって移植費を負担するといった医療の歴史に例がない臓器移植の政治化がみられる。

4. 臓器移植の特異性

アメリカの臓器移植の歴史を通して次の3つの原則が確立した。それは、①移植のための臓器は死者から

のみ摘出されなければならない、②生体移植にあっては、ドナーを殺してはならない、③レシピエントのためにドナーを犠牲にしてはならない、である[5]。

これらは、刑法および民法と密接な関係をもっているとはいえ、厳密な意味での法的規制ではなく、むしろ臓器移植をめぐる倫理的原理といえるものである。すなわち、一方において、ある一定の倫理原則に則した臓器移植の可能性を開き臓器の増加を奨励し、他方において、臓器不足に対応する臓器獲得制約を規制する原則として機能している。1998年以来、「死者ドナー原則(the dead donor principle」に集約されている[6]。

本稿では生体移植の諸問題を扱わないが、生体移植の比率をみると1998年に行われた21,926症例におよぶ臓器移植の23%(4,106症例),そして腎移植に限定すると44.9%(4,019症例)にも及んでいる事実がある[7]。

a.医療に操作された新しい死

臓器不足は過渡期の一時的な問題に過ぎないといった楽観的な見通しをもっている臓器移植専門家は少ない。脳死に依存した臓器提供には限界があるとして、１９９３年以来、臓器不足を軽減する一つの政策として、伝統的な心肺死の再現を思わせる新しい死の判定基準が採用されている。

正常の体温があり拍動がある脳死ドナーが拍動あるドナー(Heart-Beating Donor = HBD)と呼ばれ、この新しい死の判定基準に基づく臓器提供者は拍動無きドナー(Non-Heart Beating Donor = NHBD)と呼ばれるようになった。

NHBDには①管理されないNHBDと②管理されたNHBDの二種類がある。「管理されない NHBD (uncontrolled NHBD)」はin situ NHBD呼ばれるもので、脳ないし心臓の疾患による「自然死」の患者に臓器保存剤と腎冷却剤を注入し、室温での臓器欠血時間を最小限に押さえながら、家族に臓器提供を依頼する方法である。家族の意志を無視して臓器摘出を準備するNHBDは倫理的に大きな問題があり、幾つかの臓器調達団体が採用しているが、一般的方法とはなっていない。

それに対して、1993年以来、ピッツバーグ大学医療センターで正式に制度化され[8]、今日ではほとんどすべての臓器調達団体に採用されているのが「管理されたNHBD」である。

末期患者本人ないし家族による事前のインフォームド・コンセントに基づいて、手術室で人工呼吸器を始めとする一切の延命処置を断ち、大腿部と腹部に管を入れ臓器保存剤と冷却剤を注入する。心停２分後に死亡診断を書き、待機していた外科医、麻酔科医、看護婦などが手術室に入り、患者ないし家族が指定した臓器を摘出する。

実際には、集中治療室で治療を受けていた末期患者を手術室に移し、通常の手術の準備と同じように皮膚の消毒や腹部を露出するための布地をかぶせ、心臓や呼吸の変化をモニターする機器を患者につけた段階で、呼吸器がはずされる。呼吸器を取り外すと血液の循環が途絶え、酸素の供給が欠乏することによって臓器の鮮度が急速に低下する。欠血時間と知られているもので、臓器の鮮度を維持することの出来る室温欠血時間は１時間以内とみなされている。従って、いつ、どのような様態で呼吸器をはずすかが臓器移植の成功の決定的な鍵を握る。何回か呼吸器をはずして血圧と呼吸の変化を調べながら、いつ心停止になるかを推定しなければならない。時間との闘争である。１時間以内に心停止にならなかった臓器は移植に使えない。臓器摘出を断念し、患者を集中治療室に戻す。経験を積んだイギリスの神経科医による成功した例を見ると、平均25分で心停止となっている。

ピッツバーグ・プロトコールでは、手術台に横たわる患者の呼吸器をはずす時、患者の必要に応じた最小量のモルヒネなどの鎮静剤を投薬する。呼吸器をはずすことによって患者は窒息死するが、その苦しみを緩和するための処置で、それは、患者の意識が回復することがあり得るほどの少量の投薬である。このような配慮の結果、患者の死期を速めることはないことになっている。

NHBDは脳死になっていない末期患者であるが、ピッツバーグ・プロトコールには二つのタイプの患者

がみられる。その一つは、交通事故、犯罪、疾患などで脳や中枢神経の疾患のため意識を失った患者である。家族の要請で呼吸器を含めた延命処置を断ち、死後、ドナーになる患者である。(ピッツバーグ・プロトコールでは、患者には患者本人と家族の両者が含まれている。)

もう一つのタイプのNHBDは、怪我、事故、犯罪、中枢神経や脳の疾患などで、末期と診断されているが、意識ははっきりしている患者である。筋委縮性側索硬化症患者、四肢麻痺患者、中枢神経に傷害がある患者などがその代表的な例である。「自分はもはや生きるに値しない」、「生きることの望みも喜びもなくなってしまった」と判断した患者本人が延命処置を拒否した結果である。それは、生きるに値しないクオリティ・オブ・ライフと判断した患者の自己決定権に基づく死ぬ権利によるものである。

心停止診断によって死が判定されるNHBDは、一見すると、今日の蘇生技術がなかった時代に浸透していた伝統的死であるかのような印象を与える。しかし、NHBDは伝統的死とはまったく異なった新しい死であって、医療史に例を見ない異質な人工的な死である。

伝統的死とは命があるすべての生物に共通した現象として理解されている。それは、命を司る「体液の流れが永久に停止した状態(permanent secession of the flow of vital bodily fluids)」で、人間や犬などの動物にあっては死とは血液や酸素などの体液の流れの停止(心臓と肺の機能停止)であり、植物の死とは栄養分や酸素・窒素など生命維持に不可欠な体液の流れが停止した状態とみなされていた[9]。

ところが、臓器移植を目的とする新しい死が導入されることによって、人間の死はすべての生物に共通した伝統死から切り離されてしまった。脳死を人の死とみなす新しい死の判定がそれである。1981年、大統領諮問委員会が伝統的な死と並んで脳死の判定基準を採用しているが、そのいずれも不可逆的機能の停止を明記している。すなわち、心肺機能の不可逆的停止が伝統的な死であり、脳幹を含むすべての脳の全機能が不可逆的に停止した状態が脳死であり、「脳死は人の死」とみなされるようになった。

しかし、ピッツバーグ・プロトコールが明言しているようにNHBDは脳死ではない。したがって、脳死判定基準を適用するまでもなく、NHBDは生きている。伝統的な心停止によって死が判定されたNHBDは、本人ないし家族の要請で延命処置を放棄しているため、心肺の不可逆的停止は問題されていないが、こうした患者の蘇生は可能である。伝統的な心肺死から判断するとNHBDは死んではいない。このように、脳死でも伝統死でもない新しい死がピッツバーグ・プロトコールのNHBDである。

この新しいNHBDは臓器移植に必要な臓器を摘出するために、医学に操作された死、すなわち人工的に作られた死以外の何ものでもない。レネー・フォックスの言葉を借用すると、NHBDが「恐怖をもたらすのは、手術台で操作された最も忌まわしいハイテクによる患者の死である」。臓器を獲得するために末期患者を臓器提供者とみたて、儀式的な心停止を採用することによって作られた死がNHBDである。「国民が臓器移植のために患者を殺していることを知ると、移植の将来に悪影響を与えるであろう」、と警告している[10]。

ピッツバーグ・プロトコールは、伝統的な生と死の境界線を変更し、新しい境界線を引くことによって、「死の枠」を広げた。このプロトコールにみられる生と死の審判を下すのは医師でも病院でも社会一般でもない。自己決定権の名のもとに自由意志の究極的な表明として、死の道を急ぐ末期患者ないしその家族が審判者となった。少なくとも現象的には、こうした審判の主人公は自律と死の自己決定権を手に入れた患者ないし家族であるかのようにみえる。ドナーの増加と臓器移植の促進を最大の利益として、移植センターを始めとする移植産業はこうした自主的な臓器提供を歓迎したにすぎない。少なくとも、現象的には、ドナーと臓器提供を受け入れる移植専門医療機関との完全な利害一致がみられることは否定できない。

NHBDは1994年以来、移植のための臓器提供として正式に受け入れられている。ピッツバーグ・プロトコールはNHBDのパイオニアであるが、1998年末現在、臓器調達と移植センターの3分の2が脳死

移植の補助手段としてNHBDを採用している。生体移植を除く臓器移植全体との比率はほぼ1％となっている。

NHBDの数と生体移植を除いた全体のドナーとの比率

1994	57	(1.1%)
1995	53	(1.1%)
1996	72	(1.3%)
1997	69	(1.3%)

期待された1,000人のNHBDとはほど遠い結果である。

b. 臓器提供をめぐる操作された心理

臓器提供には特有の操作された生と死の心理がみられる。最も典型的なドナーは、交通事故、負傷、転落、自殺などよって救急病棟に搬送され脳死が判定された若い青年で、まったく予期することのできない突如の死がまねく結果である。特有の心理操作とはこうした脳死患者に依存する臓器移植にみられる心理作用である。

死は死であって、すべての死は同じ死である。ところが、臓器移植には臓器移植にしかみられない「ユニークな死」があるようだ。

「臓器がみつかり、移植を一刻千秋の思いで待ち望んでいた患者とその家族にとって、みも知らない家族を悲しみのどん底に陥れる死ほど喜びと幸せをもたらすものはない」[11]。

臓器を待ち望んでいる患者に朗報を告げるコーディネーターは、ドナーの死に触れることはない。ドナーの死はレシピエントの生に必然的に結びつくのは事実であるとしても、一方の死を心理的に遮断することによって、レシピエントの生を祝福する心理が働くのである。事実、「臓器が見つかるまで命がもつかどうか」心配する家族にとって、必要なのは臓器であって、ドナーの死ではない。死は完全に消却されてしまう[12]。

こうした心理の指摘は臓器不足解消に何ら役に立たない懐疑論にすぎないとの批判がある。そして、臓器提供の肯定的心理を強調することによってドナー・カードを持つことを奨励する。

すべての慈善事業がそうであるように、ドナーは何らかの報償ないし利益を求めている、というのである。この報償をもとめる人がドナー・カードをもち、その家族が臓器提供に同意するのである。報償とは「社会のために役立つ」ことであり、突如の死が与える堪え難い悲しみと苦しみの癒しである。家族が臓器提供に同意することによって、亡くなった人を思いだし、今日まで生きてきた人生を祝福する機会となる。臓器提供は家族にとって「最善の利益」となるという[13]。

さらに、残された家族の悲しみを和らげる臓器提供は、「国民全体の福祉」に結びつくだけではなく「人間としての基本的義務である」、とする主張までみられる[14]。

事実、世論調査や臓器提供した家族の体験談から判断すると、臓器提供のもたらす肯定的な心理作用が働いていることは否定できない。

しかし、同時に、こうした心理が罪意識をもたらす場合すらあることも無視することは出来ない。ドナー・カードを持っている人が脳死に陥った場合、ほぼ６０％の遺家族は本人の意志をかなえて、臓器提供に同意している。問題は、こうしたケースではなく、家族の悲しみを癒すための臓器提供にある。ここには「主体と客体の転倒が起こり、一時の善が長い目でみる悪」となる[15]。

交通事故などによる突然の死に接した家族の悲痛は、命が奪われてしまった人の死そのものによせる悲しみである。それは、一瞬に消え去った人への思いであり、人生を共にした家族の一人が消え去ってしまったなげきである。しかし、こうした家族の悲しみを和らげるために臓器を提供することは、残された家族のために死を利用する行為であって、亡くなった人の生と死そのものへの思いとは異なったものに変質してしまう。時の流れが最高の薬といわれているように、時とともに悲しみが和らぐとしても、こうした動機でドナーにしたことの後悔は拭い去ることは出来ない。

c. 臓器を待つ心理

移植を待つ患者が日増しに膨れ上がり、移植待機中に死ぬ患者数は急上昇をみせている。移植医同士の臓器獲得戦略が激化し、また、移植を待つ患者同士の競争をあおり立てる心理を生み出さざるを得ない。

今日では、自分の名前が登録された移植センターに行くと、コーディネーターからある程度の情報を手にすることが出来る。臓器を待つ患者の不安を幾分か和らげるためのサーヴィスであり、この間に経験するストレスに対処するサーヴィスでもある。全米を結ぶコンピューターで臓器単位の待機者の様子がわかるため、どの位待ったら良いのか見当がつくことがある。すべての患者は、このウェイティング・リストに登録された他の患者と張り合うのである。臓器移植を受けた患者はウェイティング・リストから名前が消える。待機中に死亡した患者もこのウェイティング・リストから消え去る。待機中に死亡して競争から脱落することを期待するのも自然といえば自然である。待機中に体の様態が悪化した患者が自分の死を恐れる場合には、ことさら、こうした心理が強まる。

コンピューターに登録されたすべての患者が「競争相手」となる。生と死をかけた競争である。臓器によって優先順位の決め方が異なっているが、患者の体の大きさ(体重と身長)、血液型、患者と移植センターの距離、待機期間など、多くの要素が介在しているため、雲をつかむような遠隔操作された心理戦争に苦しめられる。

こうした様子を伝える、３０代の夫婦の経験を紹介したい。１９９３年８月のことである。ニューヨーク州からペンシルバニア州を南北に走る観光用とも思える美しいハイウエーを３０分ほど走ると、牧歌的な自然豊かな盆地が開ける。そのほぼ真ん中に釣り鐘をかぶせたような小高い山がみえる。山のふもとに足を向けると、小さな女の子と大きな犬と一緒に墓参りする家族に出会った。

まず最初に、その墓は１ヶ月前に肝不全で亡くなった父親の墓であると知らされた。墓はかなり急な角度の斜面に作られており、父親が毎朝、日の出を見ることができるように、頭が西に向けられて埋葬されている。

急性肝炎が急速に悪化して、移植が必要と診断されたとのことだった。主治医の紹介状とすべての医療記録をもってピッツバーグ大学の移植センターにでかけた時のことである。一般的な健康診断と精密検査を受けた後、２時間以上の面接(心理テスト)を済ませ、ウェイティング・リストに名前を登録する見通しがついたのはかれこれ10日後のことだった。健康保険だけでは十分でないとのことで、移植費を工面するために、畑を担保にして銀行から借金をして頭金を払って父親の名前が登録されたのは、それからさらに２週間たってからのことだった。

ピッツバーグ滞在中は、教会が世話してくれた宿舎に泊まり、肝移植や心臓移植を待つ何人かの患者と家族と過ごしたとのことだった。救急車や消防車のサイレンやテレビに写る殺人事件のニュースに接すると、胸騒ぎする自分たちがとてもかなわなかったと述懐する。どうしてそうなのか、はっきりしないが、事故とか火災や殺人事件が父親を救う臓器を連想してしまうとのことだった。

実は、こうした同じような境遇にある人と同じような思いを共有するのは、もっと耐え難かったとのことである。患者もその家族も臓器が見つかることばかりを考えているためか、同じ仲間というよりか、一人一人の患者が競争相手となり、お互いがお互いの敵対関係にあるかのような緊張した雰囲気に包まれていたとのことである。ある患者は毎日コーディネーターに電話したり、コンピューターに登録された患者の様子を確かめていたとのことだった。誰だかわからない人の死を願うかのように、毎日を過ごす患者の姿が実に不潔に感じたのはまったくの事実であるが、そうした患者を通して醜い自分たちを見るのは実になさけなかったとのことだった。

私は、レシピエントをスクリーニングする精神科医の報告する「雨天症候群」を思い出し、「ピッツバーグなどの大都市で雨が降ると何かを感じますか」と質問した。夫妻は特別な感情をもったことはなかったが、移植を待っている多くの患者は、特に退社時間のラッシュアワーの雨には異常なまでの執着心を持っていた

とのことだった。帰宅を急ぐ夕刻の雨は交通事故が起こりやすい。事故が起これば救急車が呼ばれ病院に運ばれる。自分が待っている病院で脳死患者がでれば、臓器が手に入る。自分の移植の番が回って来たのではないかかと、心秘かに期待するようになる。

一日でも早く、こうした所から脱出したい思いに駆られ、この山に囲まれた村に帰って、ようやく落ち着きを取り戻すことが出来たとのことだった。それから2週間も経たないうちに、父親の様態がおかしくなり、隣町(ウイルス・ベリー)の専門医に看てもらったが手の施しようのないほど悪化していた。鎮痛剤を打って安らかな死を待つことが残された最善の道だった。

「実は、あまり触れたくないことがある」と前置きしながら、やりきれない思いを打ちあけてくれた。彼らの父親が亡くなる数日前、ペンシルバニア州の実力者(ペンシルバニア州知事)が肺と肝臓の移植を同時に受けて、大きな話題となったことがある。この政治家が肝臓をもらったため、父親が死なければならなかったという思いは拭い去ることが出来ないという。この政治家が父親を殺したとは思わないが、しっくりしないものがあるとのことだった。

ピッツバーグに滞在していた時、ドナーの会とかレシピエントの会など実に多くの慈善団体に接し、こうした組織の代表者から体験談を聞いている。時には脳死患者がでると、ドナーの会が患者の家族に面接して臓器を提供するように説得した自慢話を聞いたこともある。そのたびに、「あなたはドナーですか」と何回となく聞かれたのだった。父親の移植を待っている自分たちがドナー・カードを持つことは当たり前のように思えたし、ドナー・カードを持たなければならないと真剣に考えたが、今となっては、とても複雑な思いで判断がつかないとのことだった。

長い間待っていた父親の先を越して移植を受けた政治家のこともあるが、もっと複雑にするのは、移植を待つこととドナーになることの絡み合いにあるとのことだった。

すると、それまで静かにうなずいていた妻が、「ドナーになると、臓器をもらった人を助けることは間違いないとしても、その人を助けることによって、ほかの人が必ず死んで行くことも間違いない。ちょうど、私たちの父親がそうであったように」と、しっくりしないディレンマに触れた。夫が「もちろん、ドナーは、誰が助かるかはわからない。私たちの父親のように、誰が死ぬのかもわからないし、例えその人が死んでもドナーには責任はない。誰も殺人を犯してはいないことはわかりきっている」と、口をはさみ、「もし、助かる人と死ぬ人が目の前にいると想像すると恐ろしくなってしまう」、と続けた。「恐らく、誰もこのようなことを感じる人はいないでしょう。でも、移植を待つ立場から、ドナーになることを考えると、どうしても一直線に割り切れない思いに駆り立てられてならない」とのことだった。

父親は肝臓を除くと健康だったので、一時は、父親が死んだら父親の臓器を提供することを考えたこともあったとのことである。「それよりも、父親が移植を受けて助かる事ばかり考えて、父親の死を口に出すことすら恐ろしかった。自然が招く人の死ほど恐ろしいことはないが、避けられない自然の死を受け入れる以外はない。知らない人の死を期待する移植は自然でないし、知らない人の臓器が届かなかったために自分の父親が死んだと感じるのは、もっと自然ではない。でも、そう感じたのは事実である」と語ってくれた。

私は、父親が受けた心理テストの内容を聞きたかった。父親はあまり詳しい話をしてくれなかったが、「死んだ人の臓器をあなたの身体に移植することに耐えられますか」といった質問を受けたとのことだった。こうした質問はある程度事前に耳にしていたので、どのような態度でどのように答えたら良いのか心得ていたのである。父親だけではなく、この夫妻も面接を受け、移植と退院後に父親を支える用意があるかどうかを確認する多くの質問を受けたとのことだった。

参考文献

(1) Jennifer Gerarda Brown, Symposium of Coercion, Exploitation, and the Law: IV Trans-

Substantive Themes: The "Sophie's Choice" Paradox and the Discontinuous Self: Two Comments on Werheimer, Denver University Law Review, 74 (1997), p. 1256-60.

(2) Lois Shepherd, Sophie's Choices: Medical and Legal Responses to Suffering, Notre Dame Law Review, 72 (1996), p. 103.

(3) ホロコーストの歴史家、ローレンス・ランガーは、ソフィーの選択を道徳的に「選択無き選択(choiceless choice)とみなし、アウシュヴィッツで起こった実話を回想する。Lawrence L. Langer, Admitting the Holocaust : Collected Essays, New York, N.Y.: Oxford University Press, 1996, p. 41.

列車で強制収容所に送られ、母子が一列に並ばされ、医師が母親に選択を強要するところまではスタイロンの小説と同じである。しかし、ランガーによると、医師は母親に「自分自身の命を救うことが出来る選択」を与えた。右に行くか、左に行くかの選択である。子供を置いて右に行けば、母親の命は救われるが、子供と一緒に左に行けば親子共々ガス室に送られる、といった選択である。多くの母親は右に行き、また多くの母親も左に行ったとのことである。こうした様子を見て、自分の番がまわってくることを恐れた一人の母親が、「どちらを選んでも、子供は殺される運命だ」と叫びながら、母子を切り離し、子供だけを一ヶ所に集めた。どの子がどの母親の子なのかをわからなくしたのである。Lawrence L. Langer, Holocaust Testimonies : The Ruins of Memory, New Haven, Conn.: Yale University Press,1993, p. 12.

ランガーはどちらを選ぶべきだったかといった道徳的判断を避ける。右に行って自分だけが助かった母親をも受け入れながら、こうした選択を強要したナチを告発する。

ここにみられるのはナチに強制された母親の選択であるが、父親による選択の例もある。歴史学者のドーブは、第二次世界大戦中、ドイツ軍によって占領されたフランスに起こった悲劇的選択を語る。二人の子供がドイツ軍に逮捕され、処刑される直前、政府の役人の地位にある父親がドイツ軍司令官に子供の釈放を懇願した。この懇願に応えた司令官は一人の子供の選択を命令した。父親は「非人道的な選択は出来ない」として、この命令に背いた。そして、即座に二人の子供は処刑された。この残忍な話を聞いたドーブの妻は、「母親だったら、一人の子供を連れて帰って来たに違いない」と語っている。父親は抽象的な「公平原理」に従ったが、母親は、子供との関係に見られる「絆」の力によって、「もし子供を助けることができるならば、たとえ一人でも助けようとする」。David Daube, Appeasement or Resistance and Other Essays on New Testament Judaism, Berkeley, Cal.: University California Press, p. 1988, 76-77.

(4) Shana Alexander, "They Decide Who Lives, Who Dies: Medical Miracle and a Moral Burden of a Small Committee", Life, November 9, 1962, pp. 102-125.

(5) John A, Sten, Rethinking the National Organ Transplant Program: When Push Comes to Shove," Journal of Contemporary Health Law and Policy, 11 (1994), p. 203.

(6) John A. Robertson, "Relaxing the Death Standard for Organ Donation in Pediatric Situations," in Deborah Maathieu ed., Organ Substitution Technology: Ethical, Legal, and Public Policy Issues, Boulder, CO.: Westview Press, pp. 69-76

(7) １９９８年１２月３１日現在、腎移植は移植全体(20,961症例)の61.8%(12,955症例)、腎移植を待機する患者は全体(64,450人)の68.9%(44,388人)に達している。すべての脳死者が腎臓のドナーとなったとしても、腎移植を待つ患者に移植することは不可能である。こうした事情を考慮した連邦政府は、脳死移植にまったく依存していた政策を幾分か修正して、生体移植を奨励する動きを見せている。１９９７年、骨髄ないし生体移植のためのドナーとなった連邦政府の職員には特別有給休暇を与える法

を制定し、１９９９年の８月には有給休暇を１ヶ月に延長する法案が下院で通過している。有給休暇をあてにした臓器提供にはまったく関心をしめしていないが、連邦政府が直接こうした臓器移植に取り組んでいるのは、臓器不足の苦境が限界に達しているばかりか、臓器不足軽減政策の破局を物語っているといえる。

(8) NHBDはピッツバーグ大学医療センターで１９８９年から二年かけて計画され、１９９２年には多くの移植専門家および倫理学者に全貌を明らかにしながら意見を求める会議が開かれている。この計画はピッツバーグ・プロトコールとして知られている。Robert M. Arnold and Stuart J. Youngner eds., Ethical, Psychosocial, and Public Implications of Procuring Organs from Non-Heart Beating Cadaver s, (Special Issue) Kennedy Institute of Ethics Journal, Vol. 3, No. 2, 1993にはNHBDの特集が組まれ、この特集の付録として、ピッツバーグ・プロトコールが掲載されている。University of Pittsburgh Center Policy and Procedure Manual: Management of Terminally Ill Patients Who May become Organ Donors after Death, May 18, 1992, pp. A1-A15. さらに、この特集に新しい論文が追加されて、本としても出版されている。Robert M. Arnold, Stuart J. Youngner, Renie Schapiro, and Carol Mason Spicer, eds., Procuring Organs for Transplant: The Debate Over Non-Heart-Beating Cadaver Protocols, Baltimore, MD: Johns Hopkins University Press, 1995.

(9) James. L. Bernat, Charles. M. Culver, and Bernard. Gett, "On the Definition and Criterion of Death," Annals of Internal Medicine, Vol. 94, 1981, pp. 389-94.

(10) Renee C. Fox, "An Ignoble Form of Cannibalism," Kennedy Institute of Ethics Journal, Special Issue: Ethical, Psychosocial, and Public Policy Implications of Procuring Organs From Non-Heart-Beating cadavers, Vol. 3, No. 2, June 1993, pp. 233-234. レネー・フォックスの警告はピッツバーグ・プロトコールへの警告にとどまることはなかった。ピッツバーグ・プロトコールの臓器移植を目的とした「医学的に操作された死を作る」にならい、臓器を調達する多くの団体が一歩、二歩進んだNHBDを考案している。1997年、心臓に関する世界的名声を誇るクリーブランド・クリニック財団は「臓器を摘出するために末期患者を殺している」企画である、と新聞やテレビで騒がれ、地方検事が殺人の容疑で調査を進め、米国議会とクリントン政権が政治問題としてNHBDの実態を明らかにするといった動きにまで発展した。クリーブランド・クリニックは、ピッツバーグ・プロトコールの末期患者管理を一歩進め、臓器提供に同意した末期患者に二種類の医薬を注入する計画を立てていた事実が発覚した。それは、血液の凝固を防ぐ医薬と血管を広げる医薬で、特に、前者は脳内出血の患者の症状を悪化させ、血圧を低下させる後者は患者の死期を早める結果をもたらすと考えられている。米国議会は中立かつ権威ある医療研究所にNHBDをめぐる倫理的・医学的・政策的問題の調査を依頼するに至った。論議の対象となった二種類の臓器保存剤については意見が完全に分裂して、個々の症例にふさわしい処置をとるようにとの勧告をだしている。また、臓器不足が危機状態にある今日にあって、「NHBDに反対する理由はない」との消極的な結果を発表している。しかし、こうした報道のため、クリーブランド・クリニックは末期患者の管理をするNHBDを放棄せざるを得なくなり、また、臓器提供が極度に減少する事態を招いている。Institute of Medicine, Non-Heart Beating Organ Transplantation: Medical and Ethical Issues in Procurement, Washington, D.C., National Academy Press, 1997.

クリーブランド・クリニックをめぐる論争はテレビ放送を批判する論文、テレビ局の反論、反論に応える意見として学術雑誌に掲載されている。George J. Agich, "From Pittsburgh to Cleveland: NHBD Controversies and Bioethics," Cambridge

Quarterly of Healthcare Ethics, Vol. 8, No. 3, 1999, pp. 269-274; Frank Koughan and Walt Bougdanich, "60 Minutes Sets the Record Straight, Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics, Vol. 8, No. 4, 1999, pp. 514-517; George J. Agich, "Say It Ain't So: 60 Minutes on NHBD" Cambridge Quarterly of Healthcare Ethics, Vol. 8, No. 4, 1999, pp. 517-523.

(11) Lisa E. Douglass, "Organ Donation, Procurement and Transplantation: The Process, The Problems, the Law", University of Missouri at Kansas City Law Review 65 (1996), p. 201.

(12) Eileen G. Collins, Connie White-Williams, and Anne Jalowiec, "Spouse Sressors While Awaiting Heart Transplantation", Heart & Lung, 25 (1996), pp. 4-13.

(13) Robert Sade, "Cadaveric Organ Donation: Rethinking Donor Motivation", Archives of Internal Medicine, 159 (1999), pp. 438-442.

(14) Thomas G. Peters et al., "Organ Donors and Nondonors: An American Dilemma", Archives of Internal Medicine, 156 (1996), pp. 2419-24.

(15) Susan Maryn, Richard Wright, and Leo Clark, "Required Request for Organ Donation: Moral, Clinical, and Legal Problems," Hastings Center Report, April-May 1998, Vol. 18, No. 2, p. 29.

原告金子幸代の分限免職処分取消等請求事件の横浜地裁判決文（特に「原告の素質及び性格」の描写に関する結論）についての意見書

篠原　睦治（和光大学）
小沢　牧子（和光大学）
林　延哉（茨城大学）

現在、東京高裁では、神奈川県立外語短大元専任講師金子幸代さんが、自己の分限免職処分取消しを請求して、裁判中なのだが、表記意見書は、それに先んじて横浜地裁が１９９８年１月２７日に言い渡した判決文に関するものである。この判決文は、被告側、神奈川県教育委員会が行なった上記処分は妥当であるとするものだが、その主なる、しかも殆ど唯一つの根拠は、「原告の素質及び性格」が「その職に必要な適格性を欠く場合」に相当するからとなっている。

私たちは、原告側から、この結論が妥当であるか否かの検討を求められたのだが、本意見書は、その結果の報告であり、東京高裁に既に提出されている。

私たちは、本意見書作成の作業を介して、「素質及び性格」概念は、実証困難なものであるだけでなく、個人を社会的に隔離、排除するのに有効な装置になりうることに改めて気付いた。そこで、本誌に公開して問題提起することにした。読者の皆さんには一緒に考えていただくと幸いである。

はじめに

私たちは、臨床心理学・教育心理学など心理学の分野で仕事をしてきた者たちだが、このたび、そのような立場にある者として、横浜地裁で判決された分限免職処分取消等請求事件の原告、金子幸代さん側から、次の件に関する依頼を受けた。つまり、判決文は、原告の「勤務成績」を加味した「素質及び性格」から「その職に必要な適格性を欠く場合」に相当すると結論しているが、私たちは、特に「素質及び性格」の描写が妥当であるかどうかについての意見を求められた。

そこで、私たちは、次のような段取りで、このことに答えることとする。

（1）まず、判決文が描く「原告の素質及び性格」と「その職に必要な適格性を欠く場合」に関わる結論部分を、以下の課題を進める関係で紹介する。

（2）判決文は、被告神奈川県教育委員会側が行なった、原告の分限免職処分を妥当であるとしたのだが、そこでは、「勤務成績」を加味した「原告の素質及び性格」を（分限免職処分に値するほどに）「その職に必要な適格性を欠く場合」に相当すると結論している。そこで、そこに到る論証過程を整理する。

（3）整理された論証過程の範囲に限っても、そこでは、幾つかの疑問点が生起したのだが、ここでは、そのことを整理して、判決文が示した結論に説得性があるかどうかを考察する。

（4）上記（1）～（3）を振り返ると、判決文において積極的、肯定的に採用された主張及び証拠は、主として被告神奈川県教育委員会側からのものであるという印象は免れないが、それでは、被告側の主張及び証拠と重ね合わせながら原告側から既に提出されている主張及び証言を改めて検討した場合、上記（2）に列挙された諸事態は、どのように主張され、描かれるかを論述する。

（5）以上の考察に基づいて、私たちの結論を述べ

るが、特に、原告側の言動を「素質及び性格」で括ってしまうことの問題点を指摘する。

（1）判決文が描く「原告の素質及び性格」と「その職に必要な適格性に欠ける場合」に関する叙述の確認

さて、（2）～（5）の考察を進めていくに先んじて、判決文は、「原告の素質及び性格」をどのように描き、そして、それを、どのように「その職に必要な適格性を欠く場合」に相当するとしているかを確認しておきたい。ところで、判決文はそのことに先んじて、分限免職処分のもう一つの理由である「勤務成績が良くない場合」にも相当すると結論している。この二つは切り離すことができないので、このことも紹介しておく。判決文が「勤務成績」に言及した部分は次の通りである。

原告は、自分の職責である平成五年度後期の「日本語」の授業の担当を頑なに拒み、そのために教授会が原告に代わる非常勤講師の採用を検討するなどの対応に追われて外語短大に混乱をもたらしたこと、原告が平成六年度後期の「日本語」の授業の担当を拒否し、そのために外語短大が非常勤講師を採用せざるを得なかったこと、原告は、平成五年度四月二二日に入試委員に任命され、学長から入試委員としての職務を行うように命じられたにもかかわらず、これを拒否してその職務を行なわなかったこと、原告は「日本語教授法」の授業を担当する講師として採用されながら、平成六年度前期及び後期の授業の担当を拒否したこと、そのために平成六年四月一一日及び同月一八日の同科目の授業を開講することができず、学生に多大な迷惑を掛けるとともに、外語短大に対し大きな混乱を生じさせたことは、いずれも先に認定したとおりであり、原告は自らの意思でその職責を放棄して尽くさなかったこと等の事情を考慮すると、原告はその勤務成績が良くないものというべく、原告には同法（地方公務員法－注）二八条一項一号所定の処分理由がある（判決文pp.331～332、以下、ページのみ記す）。

判決文は、続けて、上記理由に加えて同条一項三号所定の事由があるか否かの検討に入っているが、つまり、同項二号「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」の検討は飛ばして（つまり、本号には該当しないとの判断があってのことと思われるが）、原告は「前二号に規定する場合の外、その職に適格性を欠く場合」に相当するか否かを述べている。本判決文では、すぐに見るが、その軸に「原告の素質及び性格」を置いているのである。当該箇所を以下に引用する。判決文は改行していないが、ここでは読み易さを考慮してそうした。

原告は、大学教員として最も基本的かつ最優先的な職責である授業について、その担当を拒否し、教授会の構成員として従事すべき入試委員の職責を尽くさなかったものであるから、大学教員としての自覚と協調性に欠けるところがあるといわざるを得ない。

そして、右の職責を免れるために原告が取った行動は、他の迷惑を一顧だにせず、大学の自治の中心的存在である教授会を無視ないし軽視し、牽強付会の論に終始し、独善的で主観に偏し自己中心的な主張に固執して、同僚教員等の意見や説得を正解せず、独自の見解から排斥して譲ることをせず、自分の主張を認めさせるために県知事や教育長の権力を積極的に利用しようとしたものである。

また、学内問題を教育長等の学外者に働きかけるために送付した書面や書簡等の内容は、極めて一方的かつ独善的な見方に立って外語短大を難じ、自己に偏した主張を展開するとともに、多数の同僚教員を誹謗中傷する内容を含むものである。しかも、原告の働きかけた相手方は知事及び教育長ないし教育庁幹部であって、これは大学の自治を守る砦ともいうべき教授会で自主的に解決するという方法を顧みることをせず、行政権力の介入により教授会の決定を覆そうとの意図から出たものと解されるのであり、ここに、原告の権威主義的、自己中心的な性格を見ることができ、そこには、大学教員として忘れ

てはならない大学の自治に対する理解やこれを守ろうとする姿勢を見ることができず、大学教員としての自覚に欠けるものといわざるをえない。

そして、以上にみた原告の行動は、その経緯や態様からみても、特別な動機や偶発的な事情によりなされたものではなく、たやすく矯正することのできない持続性を有する独特の素質ないし性格に起因するものと認めることが相当であり、そのため、現実に職務の円滑な遂行に支障が生じたものであり、これからも同様の支障が生じる高度の蓋然性があるものと認められる。

もとより、学問の府である大学においては、多様な人材が切磋琢磨し、専門的学芸の分野を究めるべきものであるから、様々な個性に対して寛容であることは必要であるが、原告の行動から客観的に認められる原告の素質及び性格は、狷介孤高にして人を容れず、独善的かつ自己中心的で協調性を欠くものであって、右の点を考慮に容れてもなお、大学の正常な運営を妨げるものと評価せざるをえないのである。

なお、原告は、抜群の教育及び研究実績があり、大学教員としての適格性に欠けるところがない旨主張する。（中略）原告は、先に認定したとおり、授業の担当を拒否して学生に対して学問の教授を放棄し、教授会の一人としての組織運営の職務分担を拒否したのであるから、原告の右主張を考慮に容れても、原告は、大学教員としての適格性を欠くものと言わざるを得ない（pp.332～336）。

そして、判決文は「これらの言動が原告の前記素質や性格に起因すると考えられることを考慮すると、原告を分限免職とする本件処分は、まことにやむをえないというべく、被告教育委員会に裁量権の濫用があるとはいえない。」(p.345) と被告側主張を認めている。

以上で明らかなように、原告の分限免職処分を認めた判決文は、「良くない勤務成績」も「その職に必要な適格性を欠く場合」の軸とした「原告の素質及び性格」を描くのに寄与させながら、当該処分の主なる理由を「原告の素質及び性格」にあるとしている。

本意見書は、「原告の素質及び性格は、狷介孤高にして人を容れず、独善的かつ自己中心的で協調性を欠くもの」であるとする判断が妥当か否かを検討する。さらに、「原告の行動は、その経緯や態様からみても、特別な動機や偶発的な事情によりなされたものではなく、たやすく矯正することのできない持続性を有する独特の素質ないし性格に起因するものと認めることが相当であり、そのため、現実に職務の円滑な遂行に支障が生じたものであり、これからも同様の支障が生じる高度の蓋然性があるものと認められる」という結論が適切であるか否かを考察する。以下、その作業に入る。

（2）判決文が描く「原告の素質及び性格」の論証過程

上述の「その職に適格性を欠く場合」に相当するとした「原告の素質及び性格」は、どのような主張及び証拠に基づいて描かれていったのであろうか。判決文が直接そのことに触れて紹介している幾つかの代表的なエピソードを以下に列挙する。なお、アンダーラインの箇所は、結論部分の「原告の素質及び性格」を描く根拠としたと、私たちが判断する部分である。なお、アンダーライン部分は原文通りだが、その他の部分に関しては要約したところもある。

（a）原告は、職務専念義務の免除を受けてドイツでの在外研究（平成四年度）を望んだが、県教育委員会及び学長に、それは難しいが、休職扱いなら出来ると言われた。その折、原告は、在外研究への執着を見せた。学長は、むしろ、同年度の日本語（後期）及び日本語教授法（通年）の授業を担当するよう新たに要請している。それに対して、原告は、在外研究の件に関心が集中していたためか異議を申し立てず、かえって、職務専念義務免除を受けて在外研究に赴く姿勢を譲らずという状態だった。そのことで、夜八時か九時ころに岡田学長宅に電話をかけ、昼間の話を繰り返し、留学ができるように助力してくれ等と食い下がり、同学長からは、夜間自宅に電話をかけた非礼をた

しなめられる一幕もあった（pp.118～119）。

（b）平成五年四月六日、原告の帰国後初めて開かれた教授会で、原告は、自分の業績を語りだした。話が一〇分以上に及んだため、学長は早く終わるように指示したが、指示に背き、結局原告は一三、一四分間話を続けた。この中で、原告は、二年間にわたる在外研究の執拗な妨害、人権侵害、名誉毀損、女性差別、教授権の侵害があるから、「日本語」の後期一コマの授業が担当できないこと及び入試委員の担当を拒否することを述べた（pp.141～143）。

（c）これを受けて、原告、学長、学長職務代理と話し合ったが、その際、原告は、学長の説明が納得できない、きちんとした説明がほしいと述べ、右がなされない限り後期の「日本語」の授業を担当しない姿勢を示した。原告は、このような教授会決定は、自分に対するいやがらせである等と主張し、教授権の侵害である。私はそんじょそこらの教員ではない。学長、事務局長、新旧教務委員長の謝罪を要求すると述べて拒否した（pp.153～154）。

（d）原告は、学長及び県教育長あてに内容証明郵便（平成五年度五月二一日付）で日本語の後期一コマと入試委員を引き受けられない理由を記した書簡を届けているが、学長は、これを受けて、話し合いを望んだが、原告は文書での回答を要求するとして話し合いの場につくことを拒否した。その後も、学長は、原告の研究室を訪ねて話し合おうとしたが拒否した。そこで文書回答を原告に手交しようとしたが、原告が拒んだため内容証明郵便で届けた（pp.158～162）。

なお、ここには原告の書簡内容も引用されているが、その中の、「私は、一九九三年度の私の担当するカリキュラムの追加変更の問題を、私の職務専念義務免除による在外研究に対する二年前から始まった執拗な妨害の一環として位置付けています。」「日本語を後期に一コマ追加変更し、入試委員を強引に押しつけようととしたのは明らかにいじめであり、その根源には女性差別があります。」等の文章は、判決文が述べる「原告の素質及び性格」を描くのに寄与していると思われる。

さらに、判決文では、学長書簡には「原告が右の文書で述べる『執拗な妨害』と授業及び入試委員の担当拒否との因果関係が不明であり、あまりにも非論理的、抽象的な内容で全く理解できないこと、（中略）原告が学内での話し合いをしようともせず頭越しに設置者に調査、回答を求めるのか理解に苦しむし、いたずらに調査、回答を求める行為は外語短大側にとっても多大な迷惑となるだけでなく、『大学の自治』を冒涜し、ひいては大学の名誉、信用を失墜させ秩序を混乱させる極めて遺憾な行為である」等とあるとしている。これも「原告の素質及び性格」の描写にあたっての根拠としていると考えられる。

（e）原告は、県教育長及び県教育庁管理部長それぞれに対して、平成五年一二月一四日付け文書を出しているが、そこでは、五年度後期の「日本語」及び六年度の「日本語教授法」の授業の担当とされたことについて「異状な事態」であるとし、「日本語教授法を無理やり持たせようとしていることは、大学浄化を訴えてきた私に対するいやがらせ以外の何物でもありません」等と前置きをしつつ、その結びでは、「大学浄化が一向になされず、日本語教授法を無理やりにやらされる場合には、直接、県民にこれまでの経過を訴え、判断をあおぐ覚悟をしております。私のこの文面も誰に見せても恥ずかしくないものと考えております。明確な処理をお願いいたします」と書いている（pp.192～197）。

（f）平成六年一月一九日の教授会で、被告神奈川県に対して、外語短大におけるセクシャル・ハラスメントについて調査してほしいとの投書がなされたことに関連して話し合われた折、投書された諏訪教授が、投書者を原告と疑ったことに端を発して、同教授と原告との間に応酬があった。その中で、原告は、同教授にキスを強要されたと述べたのに対して、同教授は、それはいつ、どこで、何を、などと尋ねたところ、原告は、「手元に資料がございませんので分かりません」

と答えたのみであった（pp.201～202）。

（g）平成七年二月二八日の臨時教授会では、教授会内に設置された懲戒審査委員会から審査事由説明書（案）が提出された。この議題は五日前にも通知されていたが、原告は欠席した。本案は、原告の分限免職を提案しているものだが、これは、教授会で賛成多数で承認され、被告県教育委員会の原案になっている。

なお、本案に記されている「原告の素質及び性格」に関わる表現を拾いだしてみると、次の通りである。教授会決定に基づく再三の要請にも拘らず、日本語教授法の授業を拒否したことで学生に多大な迷惑をかけました。日本語授業に関わっても、大学に混乱と支障をもたらしました。これらは、（中略）教授会の決定に服さないとともに学生に対する背信行為であります。あなたは上司の再三の注意、指導にも耳を貸さず、話し合いにも応ぜず、文書を乱発し、勝手な理由で専任教員としての当然の義務を怠り、大学の運営に支障をきたしました。平成五年四月六日、同年六月一六日、六年二月一八日の教授会で、議長の指示に従わず議事進行を妨害したり、また、学内の問題を学内で取り上げず、みだりにかつ不確かな伝聞に基づいて学外に働きかけ、同僚教員の誹謗中傷を行い、大学や教職員に多大な迷惑をかけるなど、およそ大学教員としての自覚がなく、大学人としての資質を欠いていると言わざるを得ません（pp.236～244）。

以上、「原告の素質及び性格」に関わると思われる箇所を（勿論、網羅していないが）七点にわたって引用したが、ここには、判決文の結論部分で述べられている「原告の素質及び性格」に関する否定的な評価が察せられてくる。さらに、判決文は、「原告の素質及び性格」の評価に到る過程を重ねていくのだが、以下に、その幾つかを紹介する。

（h）判決文は、原告が、一貫して「日本語」後期一コマの授業を担当しないとの頑な姿勢を貫いていたことに触れ、そのため、教育庁管理部長の提案を招き、そのことは大学の自治を侵害するおそれのある極めて不適切な行為であるとしている。最終的には平成五年度「日本語」後期の授業を担当したとはいえ、直前まで担当拒否を明言してその頑な姿勢を貫いたものであるから、その過程において外語短大に混乱をもたらしたといわなければならないとしている（pp.296～297）。

（i）判決文は、入試委員の担当を拒否した、その経過を述べているが、その中で、原告が入試委員であることを拒否したことは教授会から委任を受けた学長の大学の運営に関する命令に従わなかったものといわざるを得ないし、専任教員としての当然の義務を怠り、大学の運営に支障を生じさせたことについて非難を受けるのは当然であるとしている（pp.300～306）。

（j）判決文は、原告が学内問題を学外に繰り返して働きかけたことを、一六点にわたって整理したのちに、これら原告の一連の行動は、本来は大学の自治の範囲に属する事項であるとして、執拗に権力の介入を求めるものであるし、これらの行為は、およそ大学の自治の担い手である専任講師がとるべき行動ではない。原告の右各行為は、大学の自治を侵し又は侵すおそれのある行為というほかないとしている。また、教育長が、学長と原告に提示した調整案に言及して、この教育長による大学の自治の侵害は、（中略）原告の執拗な働きかけによってもたらされたものと認められるのであると述べている（pp.311～326）。

（k）以上、上記（a）～（j）を一瞥する限り、これらの叙述は「原告の素質及び性格」を否定的に描くことに寄与しており、その結果として「その職に適格性を欠く場合」に相当すると思わせるのかもしれない。

つまり、判決文の結論部分が述べているように、原告は「大学教員としての自覚と協調性に欠け、自らの職責を免れるために、他の迷惑を一顧だにせず、牽強付会の論に終始し、独善的で主観に偏し自己中心的な主張に固執している。また、自分の主張を認めさせる

ためには、外部の権力を積極的に利用することを厭わず、したがって、原告は、権威主義的、自己中心的な性格である。さらに、大学の自治に対する理解やこれを守ろうとする姿勢を見ることができず、大学教員としての自覚を欠いている」となるのかもしれない。

こうして、判決文は、「原告の素質及び性格は狷介孤高にして人を容れず、独善的かつ自己中心的で協調性を欠くものであって、大学の正常な運営を妨げるものと評価せざるをえない。そして、原告の行動はその経緯や態様からみても、たやすく矯正することのできない持続性を有する独特の素質ないし性格に起因するものと認めることが相当なのである。そのため、現実に職務の円滑な遂行に支障が生じたものであり、これからも同様の支障が生じる高度の蓋然性があるものと認められる」と結論していくのである。

（3）上記（2）に関わる疑問

判決文が論じる限り、「原告の素質及び性格」は上記の如くになり、「勤務実績が良くない場合」を加味して「その職に必要な適格性を欠く場合」になるのだが、上記（2）（a）～（j）を一瞥する限りでも、その範囲で幾つかの疑問が生じている。ここでは、判決文の主張を重ねて吟味していく過程として、それらを列挙する。

①上記（2）（a）で、原告は、「在外研究の件に関心が集中していたためか」担当科目に関して異議申し立てをしなかったとあるが、このような内面の描き方の根拠はどこにあるのか。原告は別のことを考えていたということはなかったであろうか。

「在外研究に執着を見せた」と表現してしまうことで、このような描き方が生じたと考えられないか。また、学長は、原告の留学希望年度にわざわざ「日本語」及び「日本語教授法」の担当を要請しているのだが、この意図はどこにあったのであろうか。学長は「休職扱いなら」と言っているぐらいなのだから、もしかすると、これは判決文の誤解であるということはないのだろうか。

②上記（2）（b）で、原告の帰国報告は一〇分を越えたし、学長は早く終わるように指示したとの事だが、なぜ、一〇分程度で急かしたのであろうか。予め何か警戒していることがあったのであろうか。原告は、在外研究の執拗な妨害、人権侵害等々を理由にして、「日本語」の授業と入試委員を拒否したというが、一三、一四分程度の時間で、これだけの説明がどのように可能だったのであろうか。また、拒否の理由が唐突な感じがするが、本当にそうなのだろうか。

③上記（2）（c）で、原告は、「私はそんじょそこらの教員ではない」と言ったとあるが、この通りの表現なのか。傲慢な印象を与えるだけに、直ちに信じがたい表現である。そもそも、どのような言葉をこのようにまとめたのだろうか。

④上記（2）（d）で、原告は、学長との話し合いをかくほどに重ねて拒否したことになっている。とすれば、第三者（判決文）は、原告の拒否の背景や事情を探る必要はないのであろうか。

なお、原告の書簡は、きちんと「」で括られているが、学長のはそうなっておらず、学長書簡がそのまま「原告」と呼び掛けたとは考えにくいなどを勘案すると、当該文章はどの程度に文字通りなのか要約なのか不明である。被告側に不利な部分をあえて略していることはないのであろうか。

⑤上記（2）（e）で、原告は、「日本語教授法」などを無理やり持たせようとすることは、「大学浄化を訴えてきた私に対するいやがらせ」と言っているが、判決文は、この主張の正当性に関する吟味をまったく行なっていないが、原告がこれほど確信を以て語っている主張を一蹴してしまうのはなぜであろうか。

⑥上記（2）（f）で、原告が、諏訪教授からキスを強要されたと発言したとき、同教授は、その証拠を示せと迫り、そのとき、原告は、言葉を濁してこの発言を引っ込めたことになっている。原告がこれほどの

発言をしておいて、あとは逃げ腰になる態度はにわかに信じがたいことだが、果たしてこのような事が本当にあったのだろうか。

⑦上記（2）（g）で、原告は本人の分限免職処分が提案される教授会を欠席したのだが、判決文は「五日前に通知されていた」のにと責めている感じになっている。このような緊迫した事態において原告が欠席したことに関して、なんらの理解も示そうとしないのはかえって不自然ではなかろうか。

⑧上記（2）（h）で、原告が然るべき外部機関や外部の者に訴えることを、大学の自治を侵害する極めて不適切な行為と断じているが、判決文には、そうせざるを得なかった背景や事情があったのではないかという問題意識がまったく見られないのはなぜであろうか。判決文が示した判断だと、教授会はどんなこともできてしまうと考えられるが、いかがであろうか。

⑨上記（2）（i）に関わって、「学長の命令＝教授会の意思」であり、それに従わないことは「当然の義務」を怠ったことになり、それは「非難されて当然」とする、このような確たる図式は、一般的に思うことだが、「教授会の自治」、「大学の自治」、「学問・思想の自由」の観点から考えて、妥当なこととは思えないが、いかがなものであろうか。

⑩上記（2）（j）に関しても、上記⑧、⑨で述べたような疑問がある。

⑪ところで、判決文は、原告による「同僚教員の中傷誹謗の有無」に関して、「各教授会に出席した構成員も、それほど真摯な発言とは受け取っていなかったことが窺えるから、右各発言をもって右両教員を誹謗中傷する名誉侵害行為とまではいえない」としているが、判決文において、この箇所は、被告側の主張に添っていない数少ない判断になっている。しかし、このことにしても、教育庁管理部長及び教育長に書面でこのことを伝えた行為は「違法な名誉毀損行為というべきである」と述べ、やはり原告を非難することで結んでいる。したがって、上記①～⑩で述べた疑問に加えて、私たちに生起している、より根本的な疑問は、なぜかくほどに、原告側の主張及び証拠は採用されなかったのであろうかということである。公平で客観的な論証過程を欠いているという印象を拭うことが出来ない。

⑫もう一つの全体的な疑問だが、判決文は、「日本語」（後期）や「日本語教授法」（通年）の授業や入試委員業務の拒否を理由にして、分限免職処分に値するほどに「その職に必要な適格性を欠く場合」と言えると論証したつもりのようだが、同判決文には、原告が担当している、その他の授業、その他の委員業務等、大学教員としての業務に関する評価がまったくないのが不自然である。また、大学教員としての研究・教育活動に関する総体的評価を軽視しているのは何故なのであろうか。

⑬以上、私たちは、上記①～⑫の疑問を述べたが、上記（2）（a）～（j）に見られるような、「その職に必要な適格性を欠く場合」へと導く「原告の素質及び性格」の描写は、安易に納得することができない。以下の（4）では、判決文が肯定的に採用することを圧倒的に控えた、原告側の主張及び証拠に傾聴しながら、判決文の主張を吟味した場合、既述の「原告の素質及び性格」の描写は、はたしてそのまま成立するのか否かを検討する。

（4）原告側の主張及び証拠と判決文が描く「原告の素質及び性格」の吟味

ここでは、「（2）判決文が描く『原告の素質及び性格』の論証過程」で紹介した各場面を、原告の主張及び証拠を加味しながら、再検討した場合、はたして「原告の素質及び性格」の根拠が成立するのかどうかを検討する。また、「（3）上記（2）に関わる疑問」が、ここではどのように見えてくるかについても必要に応じて考察する。

①（2）（a）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

原告は、平成三年五月二六日、ハイデルベルク大学からの招聘に基づいて、岡田学長あて、在外研究の概要と計画書を提出して以来、一旦は、学内人事委員会で、本在外研究は職務専念義務免除に該当すると承認された（甲559）ものの、その後、学長は、この件に関して、消極的、拒否的な態度を取り続け、例えば、平成三年一二月二五日には、県からの意向だとして、依願休職ならよいと告げている。その際にしても、学長は、在外研究に終始消極的で、挙げ句に「おとなしく言うとおり授業をしろ」などと原告を罵倒した、と原告は述べている。そのため、原告は、その真意を正すべく、夜間、学長宅に電話をしたが、その折も、（学長にとって不本意、不快な問いだったためと思われるが）「馬鹿野郎」と言われている。そのため、原告は、同月二七日には、本人が所属する組合役員と一緒に、学長との話し合いをしている（甲1、岡垣学長作成「極秘文書」の1ページ、甲378）。

その後、平成四年一月二二日には、岡田学長及び高橋教授は、原告に対して、依願休職か依願退職かのいずれかを、一週間以内に決断するように迫っている。にもかかわらず、（原告の熱心な働き掛けもあってと想像されるが）平成四年一月二九日、県教育庁は、原告の在外研究に伴う職務専念義務免除を承認している。そして、同年二月十二日には、学長も教授会もその旨を了承した。

なお、上記（3）①で疑問を呈しておいたが、判決文では、在外研究希望年度に（平成三年度迄は行っていない）「日本語」及び「日本語教授法」（通年）を担当することを要請したとある。しかし、それは事実ではない。原告は在外研究を前提とした臼井事務局長の助言に基づき、帰国後の平成五年度は、平成四年度同様の担当（日本語前期、日本語表現法、日本文学、特別演習）を希望する旨の文書を、学長あてに提出している（甲36、37）。

以上が、（2）（a）に対応する原告の主張と証拠の概要であるが、判決文では、原告は「在外研究の執着を見せた」とある。が、原告が在外研究に強い意欲を持っていたのは当然であるとしても、県側は、合法な段取りを経て、原告の職務専念義務免除を正当なものと認めたのであるから、“わがまま、自己中心”の印象を与える「執着」という表現は不適切である。又、在外研究希望年度の「日本語」（後期）及び「日本語教授法」（通年）担当の要請に関しては、原告は、その要請を自覚的、緊張的に受けている様子がなく、ただ帰国後の授業を平成四年度と同様にするよう求めているので、（上述と同様の印象を与えることに寄与する）「在外研究の件に関心が集中していたためか」という推測の前提が成り立たない。そもそも、このような要請は、原告側、被告側、いずれからも示されておらず、判決文作成者の誤解と思われる。「在外研究の件に関心が集中していたためか」を傍証したつもりの上述の事実がなかったのであるから、この解釈はもともと成立しないのだが、にもかかわらず、これが挿入されたことで、かえって判決文の「原告の素質及び性格」に関する思い込みが示唆される。

また、判決文では、原告は在外研究に赴く「姿勢を譲らず」と、その執拗さを印象づけているが、その結果、学長には、夜間自宅に電話したため、その非礼をたしなめられたとある。が、原告側主張では、これは、当日の日中に示された学長の納得できない言動に対して確認の電話をしたのであり、その折り、学長から「馬鹿野郎」と言われたとある。とすれば、原告のみが「非礼」と非難されるのは偏っている。こう考えてくると、（（3）①で指摘しておいたが）「在外研究に執着を見せた」など、原告に不利な表現は、原告の「性格及び素質」に寄与する必要上の、恣意的な使い方に思われてくる。

②（2）（b）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

この場面は、原告が帰国後初めての教授会のことだが、原告側主張に立てば、この教授会に先んずる幾つかのの事態（原告は在外研究中）が想起されなくてはならない。例えば、（教育庁管理部長宛てに原告が署名入りで認めた書簡、及び原告は書いていないと主張

するがその嫌疑の掛けられている匿名の投書に関する）投書対策委員会の設置（甲2）や、さらには原告を免職にする為に作成された「極秘計画書」（甲1）がある。なお、この「計画書」の実物は、帰国後初めての教授会の直後に知らされるのだが、この筋書きにそった学内の排除的な雰囲気は、当該教授会直前の入学式の時点から、原告にも察知されていた（甲352）。そして、原告はその一環であると主張するが、学長は、在外研究中のある日、突然、改めて「日本語」の授業を後期も行なうように伝えている。かくて、原告は、「明春のX教員（原告のこと－注）の帰朝にからみ学内での蠢動の余地を封殺する体制」（「極秘計画書」）が着々と進められている中で、帰国後初めて教授会に参加したことになる。

とすれば、原告にとって極度に緊張した警戒的な事態に直面していたと想像される。そのなかで、原告は在外研究ができたお礼を述べ、みやげを配った。追って、本人の了解なしに担当コマ数を増やしたことに対しては異議申し立てをしている。ただし、人権侵害、名誉毀損、女性差別等については発言していないと述べている（甲321テープ）。とすれば、判決文が述べるような女性差別等があったので、「日本語」後期一コマ、そして入試委員を拒否するという因果関係は成立しないことになる。また、原告側主張によれば、この日の教授会で原告は、「日本語」後期の追加変更の理由について、諏訪教務委員長に説明を求めることに留まったとしている。

さらに、入試委員を断った理由は、学内の女性差別等の事態に関わったものでは決してなく、問題作成委員と入試委員を兼務したかつての経験から原告が述べたものであり、さらに兼務しないことが望ましいという「（教授会の）申し合わせ」の指摘を受け、学長も「考慮する」という結論になっている（証拠甲27、65、321、52～55の1、61～64、66～72など）。

判決文は、原告は自己の主張の為に、教授会員としての義務をあえて放棄する自己中心的な者であるという印象を与えているが、上述の原告側主張に傾聴するならば、その印象が妥当であるかの再検討は不可欠である。特に、（3）②で疑問として述べておいたが、なぜ、教授会が、原告の帰国報告に関して10分の時間にこだわり、しかも事実は2～3分ぐらいの発言（甲321）をあえて強調するのかについては、（原告が主張する）在外研究期間以前及びその間の、原告に対する大学側の警戒的、排除的姿勢を勘案することなしには理解しがたいことである。また、原告が、たとえ在外研究の執拗な妨害、人権侵害等とまとめられうるような発言をしたとしても、それは、原告が実際に発言したことに近い形で慎重に要約されるべきである。さもないと、判決文の引用の仕方では、原告発言の唐突感、奇異感を印象づけることに寄与するだけで、そのことによって、原告の「素質及び性格」を否定的に描こうとしている感じを拭えず、偏向していると判断せざるをえない。

③（2）（c）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

上記教授会後、四月十四日、原告は「日本語」後期の追加変更について納得したいとの気持ちから、学長や諏訪教務委員長らとの話し合いを求めたが、在外研究中の連絡先が弁護士である原告の兄であったという、原告には意味不明な説明で、同教務委員長は同席していない。このとき、学長は、在外研究中の平成四年末以来、原告とやりとりした手紙の綴りを手渡した（甲159の2～12）。そこで、原告は、その手紙にも記されている内容（「日本語」後期の追加変更理由について、「特別演習をあなただけ特別1年にした。カリキュラムはすでに組み込まれている」「英語教員の一部の担当コマが6コマ」「あらたな非常勤講師の採用は2月1日現在不可能」）は実際とは違う虚偽を記したもの（甲42）であると指摘すると、学長は、そのことについては、次回教授会に諮ると述べている。

また、この時の前後に明らかにされた次の二つのことは無視し得ない事態と思われる。つまり、学長は、在外研究期間中、教授会などで、原告は約束通り帰国するつもりがなく困っていると、原告の意思とは異なることを重ねて吹聴していたことを、この会談の直前に、原告は宮武助教授から聞かされている。また、こ

の会談の翌日には、（既述の）「極秘計画書」が原告のメールボックスに入れられていて、そこには、原告の投書していないものが投書嫌疑濃厚と記されるなど、それらを含んで原告を懲戒免職とする計画が記されていた（証拠甲1、121、242）。

さて、判決文では、納得できる説明があるまでは「日本語」後期を担当しないと終始ゴネたという印象になっている。が、（上述のごとく）学長が、「日本語」後期の追加変更の理由は虚偽であると原告が指摘したことに関して、次回教授会で諮ると約束したとすれば、原告の主張に耳を傾けざるをえなかったからと思われる。とすれば、この時点で、原告が、学長等の謝罪を要求し「日本語」担当の拒否を頑なに表明し続けることは不自然であると推定される。

また、この会談における学長の態度も、（上記の）無視し得ない二つの事態に示唆される流れの一環にあったと推定されるのであり、したがって、原告の態度は、学長に対して防衛的、抵抗的であったとしても、そのことは十分に納得できることである。かくて私たちは、判決文がかくほどに原告のみを非難する調子になっていることに偏りを感じざるをえない。なお、（3）③で「私はそんじょそこらの教員ではない」という傲慢な表現に関してにわかに信じがたいと述べたが、判決文は、実際は、どのような文脈で、どのような言葉使いで、このように要約できることを言ったのかこそを明らかにすべきである。この作業を怠っている判決文は、原告は非難されて当然という印象づけのみに寄与している。

④（2）（d）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

判決文が認める学長及び県教育長あての内容証明郵便（平成五年五月二一日付）は、原告が初めて弁護団を結成して「個人攻撃」を防御することを決断した際に、弁護団と相談して送付したものと思われる。それに先んじて行なわれた四月二一日の教員協議会では、原告が「日本語」後期の追加変更を納得しないことをめぐって約4時間にわたり、「何様と思っている」などと罵倒された事態がある。学長及び教授会の多数は、生意気な女が我が侭を通そうとしていると捉えたのかもしれないが、原告側主張によれば、原告はそうした侮辱にもひたすら耐えて発言せず、主に発言をしたのは原告を応援していた上原、宮武助教授だった（甲300）。とすれば、判決文は、両者のすれ違いにこそ注目して検討すべきだったのだが、実際は、この推定される印象に乗った「素質及び性格」の描写を行っている。

原告によれば、その後も、帰国後直後の教授会（平成五年四月六日）の議事録が二ヵ月以上経っても公開されていないことに対して、学長及び臼井事務局長宛てに内容証明郵便を送っている。この後、同年五月一九日の教授会で既述の教員協議会での個人攻撃に抗議しながら、「投書等対策委員会」（甲2）は、原告を投書者として嫌疑をかけつつ、投書で非難された教授たちを中心に構成されているので、そのことを見直す「再調査委員会」（甲4、5、112）を提案している。このような流れの中で、同年六月二日には、学長との話し合いをしている。原告は、話し合いを拒否することなく、しかも、重ねて確認のための文書回答を求めている。そのため、学長は、回答書（同年六月四日受）を原告に送付している。

（判決文によると）この学長書簡で引用されている原告書簡内容は、原告の在外研究に対する執拗な妨害と授業及び入試委員の拒否は因果関係があると述べているが、学長は同書簡で、このことに関して、この因果関係は不明であり、その内容は余りに非論理的、抽象的であると返事している（証拠乙30、証拠テープ、臼井メモ）。

判決文は、学長が批判する「不明な因果関係、非論理性、抽象性」をそのまま受けて、原告の言動を否定的に描いているが、既述の「個人攻撃」などの経過が真実であるとするならば、原告の行動は、道理と論理を通そうとする姿勢において、また、自分の社会的、経済的立場を防御しようとする方法において、一貫性があると思われてくる。したがって、判決文が、そのような非難を鵜呑みにすることは直ちに首肯できな

い。なお、（3）④で述べた疑問だが、原告は、判決文が強調するほどに、学長との話し合いを拒否した形跡がない。確かに、話し合いの確認のため、折々に文書化を求めていた経過はあり、そのことが、話し合い拒否との印象を与えたかもしれないが、話し合い拒否なのか文書化要求なのかはしっかり仕分けるべきである。その場合も、（普段の職場ではあまり行なわない）文書化要求については原告側の事情を考慮して判断すべきである。

⑤（2）（e）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

原告は、「日本語」後期の追加変更及び「日本語教授法」の平成六年度担当という教授会決定に納得していない経過を折々に説明しているが、その折、例えば、同年一一月一七日の教授会では、「日本語教授法」は、自分は専門外であり、すでに優れた非常勤講師がこれを担当していることを述べている最中に、学長は、このことを決定する強行採決をしている。同年一二月一日の教授会でも、原告は、このことに関して異議申し立てをしているが、間もなく教務委員長は、従来の担当者、中島非常勤講師に対して、次年度は原告が担当するので採用しないと通知している。その後も原告は、学長と話し合い、中島講師には古典の入試問題作成者としても続けてほしいのだと述べているが、事態は改善されないまま進行した。その中で、原告は、県教育長及び県教育長管理部長に対して、その改善を求める書簡（平成五年一二月一四日付）を送っているのである（証拠甲21～24、27、29～33、333、証拠テープなど）。

さて、判決文は、原告が、県教育長及び県教育長管理部長に送付した上記書簡の中で、これらの決定は「異常な事態」と称していて「大学浄化を訴えてきた私に対するいやがらせ」などと言っている、と紹介している。まず思うことだが、（3）⑤でも述べたが、原告が、これらのことを確信を以て重ねて強調しているとするならば、第三者（判決文）は、そのことの傾聴を怠ってはならないのではないか。その姿勢なしに、これだけだと、原告は、大仰で思い込みと被害感が強いという感想のみを与える。既述の経過が真実だとすれば、教授会決定は強引で抑圧的という印象は免れ得ないのだから、原告が、「異常な事態」と呼び、「大学浄化を訴えてきた私に対するいやがらせ」であると述べたとしても、そのことは文脈上、了解可能な表現である。つまり、これを以て原告の「素質及び性格」を否定的に描く素材とすることには無理がある。

⑥（2）（f）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

判決文は、平成六年一月一九日の教授会で、原告が諏訪教授を名指して、キスを強要されたと述べ、同教授が「いつ、どこで」などと詰め寄ると、原告は「手元に資料がございませんので分かりません」と答えたのみであったと紹介している。ここでは、原告はいい加減な態度で平気で名誉毀損的態度を取る軽はずみな女性である、という印象を与えている。しかし、原告側の主張及び証拠によれば、原告を分限免職処分へと導く「処分説明書」では、当該教授が、当初この問答は平成六年一月一九日教授会のことであるとしていたのを訂正して、同年一月二六日教授会のことに変更している。これは、原告が、前者の日時ではそのような発言をしていないと指摘したことを認めて変更したものだが、原告は、両者いずれの時にもそのような発言をしていないと重ねて強調している（甲114、115、306、307）。

むしろ原告は、平成六年六月五日の教職員歓送迎会で、当該教授が「逆セクハラを受けている」と大声で話している言動を指摘して、セクシャル・ハラスメントに対する基本的理解が欠けていると証言している。また、平成七年二月二八日教授会で、原告の分限免職処分を結論とする「審査事由説明書（案）」を決議する直前にも、当該教授は、自分は同僚数名とともに、原告を相手どって名誉毀損に関わる損害賠償裁判を起こしていると発言している。このような中で、原告は、分限免職処分の教授会決定を受けている（乙82）。

原告側の主張及び証拠を斟酌するならば、判決文が、既述のごとく当該教授の言い分をそのまま採用

することは軽率のそしりを免れない。殊に、被告側も後に訂正せざるをえなかった日時すらを採用してしまっていることは、判決文が、被告側に組しすぎている印象を与える。

むしろ、諏訪教授の女性蔑視を思わせる軽薄な言動と、そのことを批判する原告に対する、当該教授の嫌悪と悪意を指摘することが妥当と思われる。なお、（3）⑥で述べた疑問だが、上述の経過からしても、また、上述の（4）①～⑥の考察で次第に判明してきた原告の慎重な姿勢からしても、教授会の席上で「キスを強要された」と述べながら、追求されると曖昧に言葉を濁して逃げたとする卑怯な態度はにわかに信じがたいことである。

⑦（2）（g）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

判決文は、平成七年二月二八日の臨時教授会で採択された、分限免職処分を提案している「審査事由説明書（案）」を取り上げているが、本「説明書（案）」には、判決文が「原告の素質及び性格」を描くに寄与した文章が列挙されている。ここでは、判決文が採用している、原告が平成五年四月六日、六月一六日、平成六年二月一八日の教授会で議事進行の妨害を行なったとしたことに関する、原告側の主張と証拠を検討する。

平成五年四月六日教授会は、原告の帰国直後のそれにあたるが、被告側主張によると、原告は「帰国の挨拶もないまま、突如として」在外研究の妨害や女性差別などについてとうとうと述べ始めたことになっている。が、原告側証言によると、原告は、その場で、教授会員にみやげを配り、在外研究ができたことの礼を述べたけれども、「（女性差別や人権侵害等について）とうとうと述べた」とする部分については一言も述べていないと否定している。また、議長である学長を再三非難したり、再三制止されたのに発言を強行したこともないと述べている。

「処分理由書」では、原告は、同年六月一六日教授会で、湯本助教授を中傷非難したことになっているが、むしろ、原告側主張によれば、同助教授が在外研究をすることに賛成の意見を述べている。ただし、その折、原告は、同助教授の在外研究が承認される以前に、それに代わる非常勤講師が決定されようとしたので、慣行や手続きをきちんと踏むべきだと発言して、教授会はこの発言に従っている。なお、この日、原告は、原告の在外研究中に設置された「投書等対策委員会」の報告に誤りがあるので、それを正すための「再調査委員会」の設置を提案している。原告によれば、その報告内容は、原告に濡れ衣を着せつつ、原告は「人格が欠如し、大学教員としてふさわしくない」等と不本意に結論されているものである。とすれば、原告の人権と利益を擁護するという立場から考えても、「再調査委員会」設置の要求は社会的に公認される正当な行為であると考えられる。

平成六年二月一八日教授会には、議題としてあらかじめ明示されていない、ましてや、原告にはまったく知らされていない、諏訪、高橋教授らによる「原告の辞職勧告」案が突然提出された。原告は、この配布された勧告案の回収に応じなかったのだが、追って登場する「審査事由説明書（案）」では、このことが、分限免職処分の理由の一つとして列挙されている。さすがに、判決文は、このことに関して許容的であり、「原告がこれを持ち帰ったとしても、強い非難に値するものということはできない」（p.311）としている。（なお、判決文は、既に指摘したように、被告側の主張及び証拠を全面的、肯定的採用している。その点で、この指摘は原告側をかばった数少ない箇所である。）（証拠甲306、126～132）

いずれにしろ判決文は、「審査事由説明書（案）」が結論として述べる「議長の指示に従わず議事進行を妨害したり、また、学内の問題を学内で取り上げず、みだりにかつ不確かな伝聞に基づいて学外に働きかけ、同僚教員の誹謗中傷を行い、大学や教職員に多大な迷惑をかけるなど、およそ大学教員としての自覚がなく、大学人としての資質を欠いていると言わざるを得ません」という、原告に対する否定的評価を全面的に採用して「素質及び性格」を描き、「その職に必要な適格性を欠く場合」に当たるとしていく。だが、上述

の原告の主張が真実であるならば、原告はむしろ教授会員としての自覚に立って、教授会での道理と論理に立った言動を重ねていると考えるのが妥当である。

また、原告が、当該教授会による分限免職処分の意図が明確になるにつれて、組合、県、弁護士等、然るべき外部機関ないし外部の者に働き掛けるようになるのも、自己の社会的、経済的立場の防御上止む得ざることであったと理解することができる。その意味で、判決文が引用する「(原告は) 大学教員としての自覚がなく、大学人としての資質を欠いていると言わざるをえません」という「審査事由説明書（案)」の指摘は直ちに納得しがたいことであり、ましてや、判決文がこれを肯定的にそのまま採用していることは、軽率の謗りを免れない。

なお、(3) ⑦で疑義を挙げた問題だが、判決文は、原告の分限免職処分（案）が承認されることになる教授会に、開催日時と議題を予め「五日前」に周知されていたにも拘らず、原告は欠席したと非難気味に述べているが、これだけだと、この指摘は、(判決文が引用する)「大学教員としての自覚がなく、云々」に寄与していくと思われる。しかし、私たちは、この緊迫した事態で、原告が教授会を欠席したことについて、それが精神的に追い込まれた故であれ、戦術的に判断した事態であれ、いずれにしても、十分に理解に値する事態であると考える。なお、原告は風邪をひき、求められて通院証明書を提出している。

⑧ (2) (h) に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

判決文は、原告が「日本語」後期の追加変更をなかなか納得しない態度を「頑な姿勢」とし、そのことが大学の自治を侵害する恐れのある、県教育庁管理部長の介入を招いたとし、さらに、「その過程において、外語短大に混乱をもたらした」と述べて、これを非難している。

しかし、既に見たように、この教授会決定は、原告が在外研究中に、不本意になされていたものであり、帰国直後の（決定権を持たない）教員協議会では、原告の態度が四時間にわたって非難し続けられたと、原告は訴えている。(非難される前後に、原告はこの問題をめぐる主張を重ねたであろうと察せられる。)

その後、平成五年八月三日、原告は、設置主体である県の担当部局を仲介者に依頼して、原告側弁護士及び学長と、この件で話し合い、「日本語」後期の追加変更を行なわないという合意を得ている。しかし、次回教授会では、原告不在のまま、この話し合いの中で同意された「追加変更した後期日本語の免除願い」を否決している。そこで、原告は、学生のためを思ってこの授業を担当する決断を、原告側弁護士を通して伝達している（乙35)。また、平成六年九月二八日教授会では、原告が担当を決断したはずの後期「日本語」の非常勤講師募集の決定が一方的になされている(甲263、乙45など)。

判決文は、このような一連の流れを無視して、一方的に原告を非難している。しかし、このような経過を知るとき、学長側の、原告を排除しようとする流れを感じざるを得ないし、その中で、それを防御しようとする原告の迷いと決断を、「頑な姿勢」であり「大学の自治への侵害行為」であるとするには無理がある。もし、ここでの原告の行為を指して、そのように非難するとすれば、教授会は、外部社会から遮断された密室において、教授会員多数が同意するあらゆる行為を、少数意見を無視しながら正当化してしまうという恐れがある。そして、その事態が起こったと想像することは可能である。(3) ⑧で恐れとして述べておいたが、そのような折に、然るべき外部機関や外部の者の調整を求めることまでを、「大学の自治」の名の下で、否定されてしまうとするならば、教授会における少数意見は、常に、教授会内に隔離されつつ、やがては排除されてしまう必然を負わざるをえない。個々人の社会的、経済的立場の防御権は教授会決定を越えることがあるのである。

⑨ (2) (i) に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

判決文は、原告が入試委員を拒否したことを指して、学長の命令に従わなかった行為であり、専任教員

としての当然の義務を怠ったなどと激しく非難している。ところが、原告は、国語の入試問題作成に関わるただ一人の専任教員であり、それまで出題委員と入試委員を兼任した経験と、両委員は兼ねないことが望ましいという「（教授会の）申し合わせ」に基づいて、入試委員を引き受けるべきではないとの判断から、入試委員を断り続けていると主張している。また、帰国直後の教授会でも、そのような主張を受けて、原告の入試委員に関しては「留保」するとなっていた。なお、原告は、学生委員、図書委員長、国際交流委員など、他の諸委員の職責をきちんと果たしてきており、批判を受けることがなかったと主張している（甲28、58、59、60、77、78、乙89）。

さて、判決文は、原告の入試委員就任は「教授会から委任を受けた学長の命令」であり、あたかも絶対であるかのごとく述べているが、（（3）⑨で疑問として述べたが）、このことは、組織上から言っても、教授会における「留保」という上記の結論から言っても、無理があると思われる。また、学長命令に従わなかった者は教授会の意向にも背くことになるといった感じの表現は、かえって学長権限を絶対化していくことに寄与しており、「教授会の自治」という観点から言えば、直ちに首肯しがたいところであり、議論の要するところである。

ところで判決文は、原告は「教員としての当然の義務」を怠っていると、入試委員の拒否という事態に限定して難じているが、これは被告側に偏り過ぎた一方的な評価である。思うに、入試委員を拒否する原告の一貫した主張は、それまでの自分の体験と「（教授会の）申し合わせ」によるのだから、そのことに直ちに同意するかどうかは別としても、合理性を明確に有している。とすれば、それを以て、直ちに「職務の怠慢」と断定することには無理がある。さらに言えば（（3）⑫で疑義として述べたが）、原告は、既述のごとく諸委員の職責を果たしているし、研究・教育に関しても同様であると考えられる。明確で合理的な理由のある、一部の授業と入試委員の拒否を以て「教員としての当然の義務」を全体として放棄しているかのように断じることは、まったく客観性を欠いていると言わざるをえない（甲215、205、207、196、197、297、164～190など）。

⑩（2）（j）に対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察は、次の通りである。

判決文は、原告が学内問題を学外に繰り返して働き掛けたことは「大学の自治」を侵す恐れのある行為であり、専任講師のとるべき行動ではないと断じ、県教育長が調停に乗り出そうとしたことは、大学の自治の侵害になり、この侵害行為は、原告の執拗な働き掛けに基づいていると批判している。

これに対して、原告は、学長側が、原告を排除する明らかな意図の下に、在外研究を招聘したハイデルベルク大学教授、シャモニ氏に対して、原告の現地行動の調査を重ねて催促していること、長谷川泉森鴎外記念会理事長（原告が役員をしている学会の長）に原告の辞職を働き掛けるように依頼していること等を例示して、「国内外の外部の人間に悪質な誹謗中傷文書を持ち込んだり、虚偽の手紙を送ったりした学長らの行為こそ、大学の自治にもとる行為である」と反論している。なお、シャモニ教授は、後日、自分の手紙が学長側によって悪用されたとして抗議している。また、長谷川理事長は、原告を誹謗中傷しているとしか思えない（学長等によって持ち込まれた）「調査報告書」等に立腹し、これらの書類一切を原告に送付するとともに、知事及び県教育長に対しては、事実を知らせ注意を喚起する内容の手紙を送っている（証拠甲123～125、133の1～140、194）。

判決文は、原告の外部への働き掛けのみに批判的に着目するが、学長側が行なった外部への働き掛けについては何ら言及していない。原告側の主張及び証拠によれば、原告側の外部への働き掛けは、「教授会の自治」が機能し得ないと判断した時点での、自己を社会的、経済的に防御する行為であったとするが、そのことは、上記（4）全体で論じてきた経過から判断しても、十分に首肯けることである。

とすれば、判決文が、原告の行為は「執拗に権力の

介入を求めるものであり、（中略）大学の自治の侵害は、（中略）原告の執拗な働きかけによってもたらされた」とし、これを以て原告の（判決文が描く）「素質及び性格」の一つの例証とすることには無理がある。一方で、学長等の上述行為は、原告を大学から追放するのに都合のよい手立てを探る行為であると思われてくるが、判決文は、これらに対する言及をまったく行っていない。こうして判決文は、客観性、公平性を欠いた偏った見方となっている。

⑪終りに

以上（4）①〜⑩で、「（2）判決文が描く『原告の素質及び性格』の論証過程」（a）〜（j）のそれぞれに対応する、原告側の主張及び証拠と私たちの考察を述べてきたが、上記（1）〜（4）の考察を通して明らかと思うが、判決文が述べる「原告の素質及び性格」は、被告側の主張を全面的に採用したものであり、とても妥当性を有していると考えることができない。たとえ、原告側の主張もまた自己の保身と利益に組する心理のもとになされたとしても、原告側の主張にもなお傾聴に値することが大いにあったと言ざるをえない。特に思うことだが、両者の主張の前提にある諸事態は、同じ時間・空間の中で関係的、力学的に起こっていることが軸なのであり、（一瞥する限りでも）両者が既に共通に認めて争うことのできない諸事実も相当程度にある。したがって、第三者（この場合、判決文）は、両者の比較、検討を重ねることで、事の真偽を吟味することは十分に可能であったと思われるが、判決文は、その作業を嫌くほど怠っているという強い印象を与える。

私たちは、上記（1）〜（4）の考察を重ねることで、例えば、次のような原告像を描くことができる。つまり、原告は、教授会員としての自覚を持ち、そこでの道理と論理を大切にしようとしている。また、帰国直後の教授会では、全教員にお礼を述べ、みやげを配る等、社会的常識に立つ適切な行動もとっている。一方、自己の思想的、学問的、社会的、経済的立場を防御し主張する姿勢においても真剣であり、ときにそのため、教授会の抑圧・排除に抗して、然るべき外部機関及び外部の者たちとの関係を作り出そうとすることにも熱心である。これらの行動は、原告が培ってきた近代市民社会における人権意識に立つものと思われるが、このことは日本国憲法も認めるところである。なお、その際、原告は、然るべき外部機関ないし外部の者への礼儀と信頼をもって、それらと対応しており、このことは、原告が周囲に好感を与え得る人柄を示唆している。

なお断っておくが、本意見書では、これが正しい「原告の素質及び性格」であると結論することが目的ではない。そうではなくて、判決文が描く「原告の素質及び性格」像とは対称的な人物像を描くことは、以上の考察からでも十分に可能であると指摘したいのである。かくて判決文の判断は公正なものとはなっていないと考えざるをえない。

以下に、（5）で論述するが、そもそも社会的場面、対人関係における、人の社会的、対人的言動を、その人の「素質及び性格」を還元することは困難であり、恣意的になりがちである。また、そのことが危険な事態を招くのである。

（5）結論

上記（1）〜（4）の考察を通して、私たちは、既述の如く「原告の素質及び性格」が「その職に必要な適格性に欠ける場合」を導くほどに劣っているとする判決文の論証過程を吟味した結果、その結論に同意できなかった。ここでは、なぜ、そのような描き方になったのかを考える。また、そのように描くことの問題点を指摘する。なお、これまでは、判決文が採用している概念「原告の素質及び性格」をそのまま用いてきたが、以下に明らかにするが、そもそも「素質」と「性格」は併置されるべきものではない。ここでは、まず「性格」概念に着目し、次に「性格」の「素質」論的理解をめぐって考察する。

①判決文は、例えば、原告は「頑な姿勢を貫いていた」（（2）（h））、「その過程において外語短大に混乱をもたらした」（（2）（h））、「学長の大学の運営に関

する命令に従わなかった」（（2）（i））、「大学の運営に支障を生じさせた」（（2）（i））、「執拗に権力の介入を求めた」（（2）（j））と述べるが、そのようにして原告の言動に関する負の評価を重ねることで、原告の「性格」は、「狷介孤高にして、人を容れず、独善的かつ自己中心的で協調性を欠くもの」としている。

とすると判決文は、原告が教授会少数派ないしは然るべき外部機関や外部の者の理解、援助、協力を得ながら、自己の道理と論理をつくして、学長側、教授会多数派とせめぎあってきた力動的で相互的な経過を一挙に捨象してしまっていることになる。

この関係的な過程については、本意見書（4）において、その一部を紹介したが、にもかかわらず、判決文が、原告の「性格」をこのように描いた理由は、そのような状況、場、関係を捨象して、一方の立場（この際、学長側、教授会多数派）を中性化、没価値化して固定し、他方の立場（この際、原告）のみにもっぱら焦点をあてて、原告の言動を解釈し描こうとしたところにある。

ところで、人の言動をこのような方法で描こうとし、その言動に繰り返しや一貫性が認められると判断するとき、その人の「性格」は規定されていく。その場合、「性格」を描くことは、その人を一方的に断罪しかねない危険な行為となりうる。判決文の結論は、そのことにあたると思われてならない。それ故に、この際、「性格」概念が内包しがちなことなのだが、社会的、対人的行動について、その状況や関係を捨象し、専ら個人やその過去に原因を求める視点の危うさ（特に、特定個人への断罪性）に深く気づいておかなくてはならない。

②判決文は、「原告の行動は、（中略）たやすく矯正することのできない持続性を有する独特の素質ないし性格に起因するものと認めることが相当であり、そのため、現実に職務の円滑な遂行に支障が生じたものであり、これからも同様の支障が生じる高度の蓋然性があるものと認められる」と結論し、「その職に必要な適格性に欠ける場合」に相当するとし、教授会・教育委員会決定の「原告の分限免職処分」を妥当としている。ここでは、この結論に関する意見を述べる。

そもそも「性格」概念と「素質」概念は併置されるものではない。「性格」は、「素質」「気質」「遺伝」など、生物学的な要因を含みつつも、自然、文化、社会という環境の中で、ある個人が、生活や対人関係の諸体験を積み重ねることで、力動的に形成されていく特徴的、持続的な行動傾向を指すものである。「素質」「気質」「遺伝」「生物学的要因」などと呼ばれてきたものは、その「性格」形成上の一部をなすものにすぎない。

なお、「性格」の生物学的理解に関しては、一九七〇年代に、日本においても、「保安処分を支える精神病質」問題の中で、日本精神神経学会などで批判的に議論され、その中で、「精神病質」概念は反省的に使われなくなっている。つまり、「精神病質」概念がその典型なのだが、「素質」「気質」「遺伝」「生物学的要因」などを強調して「性格」を論じ理解することは、科学的実証性に耐えられないということだけではなく、当該の個人を「矯正不能」と断定し、社会から永久に排除し隔離してしまう危険性があるという批判、反省が生まれている。人の「性格」は、環境、生活、人間関係によって、力動的、相互的に変化するという体験的、臨床的事実に基づくということもあるが、「素質」等、生物学的要因を強調する「性格」概念は、特定個人を、ますます個人とその過去に還元して理解することになり、そのことによって、その者に、宿命論的な人生を強要する危険性があるということからも批判されている。

そもそも今回の事態は、まったく状況的、社会的な場面における原告側と被告側の相互的、力動的なものなのであって、この事態を「原告の性格」ましてや「素質」で括ることはすこぶる困難なことであり、不当なことであると指摘しないわけにはいかない。

つまり判決文は、「性格」の「素質」性を仮定することによって、「これからも同様の支障が生じる高度の蓋然性があるものと認められる」といった、「性格」に関する未来予測的な側面を強調するのだが、判決文では、「原告の性格」が「素質」に大きく基づいているという実証過程をまったくみることができない。この際の「素質」の強調は、裁く側に「これからも同様

の支障が生じる高度の蓋然性があるものと認められる」という予見があらかじめあって、その合理化のために採用されているとしか考えにくい。このような理解は、余りにも被告側に偏した、主観的、恣意的な判断であると言わざるをえない。なによりも、判決文が、原告に対して当然なすべき人道的配慮及び人権擁護を欠いていることは残念でならない。

③現在、本件は、東京高裁に控訴され、そこでの裁判が開始されていると聞く。そこで、私たちは、当該裁判に対して、次のことをお願いしたい。控訴人側の主張にも積極的に傾聴し、控訴人、被控訴人両者の主張及び証拠を公平かつ公正に検討していただきたい。そして、控訴人の言動を、両者の関係の中で、相互的、力動的に理解するように努めて頂きたい。また、「性格」に還元してしまうことの困難と危険に気づいていただきたいし、ましてや、「素質」論的な「性格」理解は、この際、ほとんど成り立たないことを自覚していただきたい。

私たちが、このことを重ねてお願いするのは、横浜地裁判決文が、これらの当然の姿勢から余りにも遠いと思えてならないからであり、“釈迦に説法”的なお願いになってしまった事情をご賢察くださることを願って止みません。

〈「映画と本」で考える〉

「ギルバート・グレイプ」とアーニーは何処へ

浪川　新子

私は藤沢市と鎌倉市の境の江ノ島に住んでいるが、ここら一体は昔から保養地と漁師町が混在していて、海辺のすぐ側には腰越の町が広がっている。腰越は鎌倉市なのだが、現在は魚採りを生業にしている人はごく少数で、ほとんどが釣り船業となっている。しかし、昔の漁師町の名残は十分残っている町並みである。ちなみに、黒沢明は「天国と地獄」でこの町を取り上げている。江ノ島と富士山と小動岬の位置が犯人の逮捕に有力な手掛かりとなるのである。この映画には賑わっていた当時の腰越漁港が出てくる。私が住み始めたころから、漁港としては廃り始めていたが、なるほど狭い露地にはワカメが干してあったり、日に焼けたお爺さんが長靴を洗っていたりはしていた。また古い家が多く、その多くは玄関に鍵をせず、開け放ったまま、座敷丸見え、隣近所の生活そのものをさらけ出したような生活だった。私は六番目の子をこの町の大工さんの奥さんに預かってもらっていたので、かなりその町の暮らし方が気にいっていた。さて、最近この町を歩いた時、気がついたのだが、どうも路地が暑い。それもその筈、路地はそのままだが家が新しくなっているのだ。新しい家は路地にくっつくように建てられている。もともとの敷地は狭いのだ。いま流行りの家が多い。そして、路地の暑さは、新しくなった各家についたクーラーのせいなのである。どこの家も、もう開けっ放しにはなっていない。しっかり戸を閉じて、狭い路地に熱風を吹きつけている。この路地の生活も変わりつつあるのだろうか。

ギルバートの住む町はアイオワ州のエンドーラという小さな町である。日本の腰越と違ってアメリカは広いので、めったやたらと短い間に町は変化しそうもないが、それでも大きなスーパーマーケットは出来るし、チェーンのハンバーガー屋も出来る。ギルバートはこの町から一歩も外に出たことはない。人妻が彼を「不倫」相手に選んだ理由が「あなただったら決して何処にも行かないから」というぐらいなのだ。彼には、父親が突然に自殺した後、全く家を出なくなり、太りに太って、動けない母親、家事一切を受け持っている姉、十歳までしか生きられないといわれた十八歳の「知恵遅れ」の弟アーニー、それに妹がいる。兄は家出をし、行方不明。ギルバートは一家の大黒柱なのだ。物語はギルバートとアーニーをめぐって進む。ギルバートは小さな食料品店に勤めていて、アーニーも一緒に配達の仕事もする。母親はアーニーを「私の太陽と呼び猫可愛いがりをしているし、姉は家事や母親の世話で一杯で、妹はまだ大人になりきれず、アーニーの世話はギルバートの役目である。彼は、弟を「庇護」しているが、母親のことを「鯨」のようだと言ったり、そっと彼の家に母親を覗きにくる子どもたちに積極的に覗かせて、友人のタッカーにそんな事をしてはいけないと言われたりすることもある。

アーニーの描き方はうまい。給水塔に登っては警察の厄介になったりするが、ギルバートの「ボンベが爆発、ドカン、ドカン」なんて呼び掛けに降りてきたり、木に登って自分を探させるゲームなどのところは今までの映画の中の「障害」者像を上回る。レオナルド・ディカプリオ(私は、好きではないが)の演技はうまい。

アーニーへの家族のかかわり方もさまざま。母親は、ギルバートに命じるだけで、ギルバートがアーニーにかんして失敗するとギルバートを責めるのみ。姉は危険なことをするアーニーを「見張らなくちゃ」と

言ってるがあまり積極的には関わっていない。妹のエレンは時々アーニーにいらつき、騒動を起こす。そんな中、ギルバートは、この小さな町で、ひたすら「家族」に奉仕しているように見える。ジョニー・デップ(私は好きだが、特に『デッド・マン』の彼)演じるギルバートはこの「うんざりする日常」をメランコリックな表情で旨く表現している。

さて、こんな日常の中にトレーラーの隊列がやってきて、祖母と旅する少女、ベッキーがやってくる。ベッキーを演じるは、「ケープ・ファイヤー」で思春期の少女の妖しい魅力を出したジュリエット・ルイスであるのだが、ここでは妖精のような清々しい演技で登場する。「家族」に縛られているギルバートと対照的にベッキーは「自由」だ。ギルバートはそんな彼女に惹かれていく。いや、いろんなことを気付かされていく。そんな中、ギルバートは少しづつ、アーニーから心が離れてしまう。そのため、アーニーは再び給水塔に登り、警察に拘留されてしまう。ここで初めて母親は、警察署まで出かけていき、アーニーを取り返してくる。この時の母親は断固としている。「ジェリー、息子を返して」。多分、小さな町のこと、母親と保安官は幼馴染みか。とにかく、すぐアーニーを引き取って、一家は警察署を出るのだが、この一家にたいする人々の視線。こんな視線は、今、日本の町でも「障害」者と一緒に歩きさえすればすぐにも浴びることのできる視線である。このような視線を浴びることは「健常」者と言われる私たちの人生にとって大事なことだと私は思う。自分が見る立場と見られる立場に引き裂かれる居心地悪い感じ。そして、この視線は、「ボランティア」などの「正々堂々」とした立場では感じられないのだ。

また、ベッキーとの約束のためギルバートはアーニーを風呂に入れたまま出かけてしまい、アーニーは一晩バスタブの中で明かすことになる。弟を抱き締めて謝るギルバート。姉がせっかく作ったケーキを壊してしまうアーニー。泣きだす姉。仕方なく大きなスーパーマーケットでケーキを買って、スーパーを出た途端、出くわす雇主の食料品店の主人。またそのケーキを食べてしまうアーニー。アーニーを殴ってしまったギルバートは車で家を飛び出し、町境を越えてしまう。しかし、夜の街道をギルバートの車はUターンする。一方、アーニーはショックのあまりか、ベッキーの所へ行く。ベッキーに介抱してもらうアーニー。二人の様子を見ているギルバートに笑みが浮かぶ。ギルバートはやっと、アーニーを分ち合える人を見つけたのだ。アーニーの18歳の誕生日のパーティの日に故障の直ったトレーラーで町を発つベッキー。ギルバートは母親にベッキーを紹介する。嫌がる母親に、初めて彼は「僕のために」と懇願する。二人の出会いのシーンは素敵だ。

母親「昔からこんなではなかったのよ。」

ベッキー「私も、昔はこんなでは…。」

母親はその日に眠るように死んでしまう。母親の遺体を家から出すための手段を考えただけで妹は泣きそうになる。「これ以上、母親を見せ物には出来ない」と決心したギルバートは遺体ごと家に火を放って、この日常から「おさらば」する。一年後、同じトレーラーの隊列を待つギルバートとアーニー。やがてベッキーの車に乗り込む二人。

「ギルバート・グレイプ」とアーニーはこれから何処に行くのだろうか。「自由」な旅ガラスのベッキーは「何処も同じ」と言う。「僕ら(ギルバートとアーニー)は何処もにも行かないよ」と言っていたアーニーは、ラストで「僕らは何処へ?」と聞く。ギルバートは「何処へでも」と答える。

変化のない田舎町で皿洗いをしていた「真夜中のカウボーイ」(アメリカ映画)はあこがれて出てきた都会に押しつぶされて殺人まで犯してしまうが、ギルバートとアーニーはベッキーの生活で象徴されるように、何処にも居着かず「人の群れ」の周辺を漂うのだろうか。それにしても、私の町がここ十年の間にすこしづつ変化したように、「人の群れ」も少しづつ変化しその輪を広げていくに違いない。その輪から何処まで逃げられるだろうか。日本と違って広いアメリカは地域によって「人の群れ」も多様だ。彼等が居着く空間はあるのだろうか。でもそこは彼等が住んでいた町とどれほど違うのだろうか。「レイン・マン」(アメリカ映画)で

は、結局、「障害」者の兄は施設に帰っていく。アーニーは兄と共に町を出ていく。ギルバートはどれだけアーニーをベッキーに託すことが出来るのだろうか。ギルバートがそれが出来たときに、彼等はたとえ「人の群れ」の周辺を漂っていてもそれは「何処かへ居着くこと」になると私は思う。そしてそれは、この「小さな町」でも出来たことに違いない。「今」「ここで」人の関係の地図を書き換えることができるはずだと私は確信している。

私の町には、「障害」者が多い。小さな理髪店は変わった町並の中でまだ店舗もそのままで、私たちの子供たちが小さな頃から、からかったりしながら馴染んでいたその家の「知恵遅れ」の娘さんは今もよく公民館の図書室で会う。その娘さんは赤ちゃんのとき、貰われてきてこの町で大きくなった。また、近所の小さなスーパーマーケットには、午前中の店内で籠に小さなお菓子を入れたまま、長い間、店内をうろうろしていたり、棚の隅で時間をつぶしていたりしている人がいる。このちいさなスーパーマーケットのおばさんたちは、ほとんどが近所の人で、顔見知りなのだ。

思い出せば「思考が点々」になってしまった母もこのスーパーマーケットによく行っていた。さんざん無理難題を持ち掛けていた母と付き合ってくれていた。それも、私たち家族が気付くまで、多分何年かの間。先日は朝早く釣り仕度をしたお爺さんがダウン症の息子をしきりに怒りながら、海の方へ歩いていった。この子は小学校は地域の小学校に行っていたが中学校から養護学校の名札を付けはじめ、私は密かに残念に思っていたのだが、元気でまだこの町にいるのにちょっとほっとしたものだ。

私の町は「湘南」といえども、ここに長い間住んでいる人にとってはつまらない退屈な町である。昔から住んでいる人にとって海は生業のためのものであり、漁業が不審の今は夏は海の家の経営で必死である。マンション暮らしのよそ者の「母子」家庭の私たち家族にとって地域は別の意味を持っていた。母が年老いてその地域の地図は書き換えられた。私たち家族が母を「デイ・ケア」にも通わせることもせず、「放って」おけたのは、「良い地域」が在ったからではなく、私たちが「自分たちの地域の地図」を書き換えたからなのだと今では思える。

(「ギルバート・グレイプ」 1993年　アメリカ映画)

社会臨床雑誌第7巻第2号(1999.11.)

〈「映画と本」で考える〉

『ファザーレス　父なき時代』への眼差し

竹村　洋介(聖母女学院短期大学)

映画学校の卒業制作版を元にした映画がロードショウ公開され、強い反響を呼んでいる。神経を逆なでされることをもふくめて実に圧倒される村石家をめぐるドキュメンタリー映画だ。始まってすぐ主人公と中年男性という男性同士の性行為シーンがあり、身体を刃物で薄く傷つける自傷行為のシーンがあり、私自身、最初に見たときには、激しくえずき5分と経たないうちに席を立ちたくなったほどだ。家族とは何か、性とは何か、まちがいなく観た者を突き動かし、多くのことを語らせようとする映画だ。そのためか、東京・渋谷のユーロスペースのみの単館ロードショウであったにもかかわらず、新聞各紙をはじめとして多数批評が寄せられている。眼にされた方も多いことだろう。その上にさらに私が「映画評」を付け加えようとは思わない。だから、これは「映画評」ではない。この映画に対しやりとりされる<読み>の交錯を解読し、『ファザーレス　父なき時代』という映画で、社会を、私たち自身のあり方を、考えてみたいのだ。

父はいない。まず断っておきたいのは、父権が喪失したことを嘆くものではないということだ。「父なき」とは「父がいなくなった」というのではなく、あらかじめ「父はいない」のだ。歴史的にみても、日本社会において確固とした父権など存在したことはない。『巨人の星』などを読むと、経済の高度成長期以前あるいは戦前期には確固とした父権が存在したかのように思えてきたとしても無理はない。しかし、当の星一徹がほんとうに権威としての父権を体現していたか——言いかえれば、ただのわがまま親爺だったのではないかということだ——どうかも考えねばならないことだが、それをひとまずおいても、明治期以来、知識人層の一部では、島崎藤村のように家長たらんと、なみなみならぬ努力をしながらもついにはたせなかったことは、文学史やフェミニズム批評によりすでに明白となっている。父権がなかったことは、この映画でもうつし出される。この映画の企画でもあり主人公でもある村石雅也が小学校1年生のときに、借金をし、愛人を作り、家庭を捨て、離婚した前父・村石芳久(映画では実父といわれているがこのように記したい)。勝手ではあるが父の権威とは無縁だ。高校生のときに母が再婚した現父・村石定美(映画では義父)も、いじめが引き金となって不登校になった主人公を受け入れることがなかった(村石雅也は高校を2年留年したのち、故郷・長野県須坂市を離れ日本映画学校に入学することになる)。村石家を、日本社会の典型的家族と一般化することはできないだろうが、うつし出されるのは、あらかじめ「父がいない」家族だ。父権の喪失をとやかく言うのではない。

映画が撮られる東京に出てきた主人公は専門学校に籍を置きながらも、学校へはあまり行かず、またアルバイトもそれほどせずに盛り場を彷徨する。そして時には、男性同性愛者に性を売るという生活をおくる。異性の恋人がいたこともあったが、セックスもうまくいかず別れることになる。家を離れたとはいえ、堅く閉ざされた日常だ。その彼が、卒業制作として創った映画がこの『ファザーレス　父なき時代』のもとになる。この時に出会い、監督となった茂野良弥も、村石のことを変人だったと言う。家族に、そして親たちの性関係、自身の性関係に深く傷つけられた主人公の姿だったのだろう。それが、このドキュメンタリーを撮ることで、村石雅也は大きく変わったと、茂野は言う。自分のかかえてきた問題に対し、ドキュメンタリー映画を撮るというかたちで真っ正面から対峙した

結果なのだろう。「映画が完成したら、自殺するつもりだった」という主人公の言葉にいつわりはない。決死の覚悟であったと私は思う。建設業を営み現在は新たな家庭を持つ前父、建設業に従事する現父、パン屋で働く母、そして自衛隊にいる兄までをも、カメラの前に引きずり出し対決し、時には糾弾をこめながら過去を問いただしていく。前父はなぜ家庭を捨てたのか。母はなぜ叔母夫婦に主人公を預けっぱなしにしたのか、多くの男性と性的交渉を持ったのか。家族の中で簡単には聞けないことを、ひとつひとつ問いただしていく。現父は、被差別部落出身で、それゆえに窃盗犯と疑われ、小学校1年生の時に家出をし川原で生きてきたという事実を告白させられる。家族に直接的に介入し、その変容する過程をドキュメンタリーとして描いていくのだ。関係の改善、過去の克服を主人公自身めざしてはいただろうが、それは決して約束されたものではない。実際、監督の茂野は、この映画を撮ることで家族を決定的に崩壊させてしまうのではないかと撮影中に悩んだという。村石家はスタッフを歓待したらしいが、前夫が母と結婚するまで童貞であったという母の発言、10才の時に母親が男性を連れ込み性行為しているところを見たという主人公の発言など、破綻にいたるのではないかと心配させられるシーンは枚挙にいとまがない。明治期以来の「伝統的」な庶民の価値観が支配的な——つまりよく批判される都市部において顕著な現代的な家族の変容とは遠く離れた、またそういった価値観とは無縁のということだ——家族だけに深刻さをさらに増す。映画のストーリーとしては、最終的に主人公の養育を放棄した前父を橋の上で殴り、現父の故郷を訪ねることで、「僕の父なき時代はおわった」とラストシーンを迎えることになる。この前父を殴打するシーンが、強さを欠くことは映画を観た者の多くが指摘するところだが、これもドキュメンタリーゆえにやり直しがきかない一回きりの勝負だったためかもしれない。

COME OUTの物語としてたしかに、全体として「万古不変の親許し」、あるいは精神医学の教科書にでも出てきそうなシナリオじみた展開という見方もできないではない。重ねて言うが、「和解」へという予定調和は、めざされていたにしても、約束されていたものではない。前夫については、あれで許せるのだろうかという思いが、私自身にもよぎらないではない。しかし、そこに至る過程の対峙の苛烈さを思えば納得させられてしまうのだ。親の罪をつぶさに検証していく重みがねじ伏せてしまう。今一生が指摘しているが、この検証、「親の育て方の罪を子どもが問いただす行為」はタブーに触れることである。それだけに宮台真司が書くように「万人を号泣させる」に充分な力を持つのだ。重さはそれだけではない。先にも少しふれたが、村石雅也自身もさまざまな告白をカメラの前ですることになる。バイセクシャルであり、高校時代いじめをきっかけとして不登校、そして留年、母子家庭に育ち、自傷行為でしか自己の存在を確かめられない。このような明示的なもの以外にも、画面に出てくる市営住宅の粗末さは貧困を暗示するし、叔母夫婦と現父との(被差別部落出身であるがためか?)軋轢も感じさせられる。この点は後にもう一度考察したいが、さまざまなスティグマ(悪いとされる焼き印)が繰り出される。乗り越えなければならないものとして提示されるのだが、主人公にとって生半可なことではなかったはずだ。それが、自分の命をかけた(文字通り自殺することになったかもしれない)映画を制作するためであったにしてもだ。

覆いこみ立ちふさがる母親。自分がCOME OUTし、「父親殺し」することで、「父と子の壁が氷解」し「父なき時代」に終わりを告げたというかたちで、一応の決着を見せるこの映画だが、佐藤真が指摘するように、さらにその先の物語をすでに含み込んでいる。つまり、「その壁の向こうには、母親が一人の"女"として立ちすくんでいた」のだ。この母親は、二人の子どもをかかえた母子家庭を生き抜き、現在もパン屋で働き、一見けなげにも見える。実際、人当たりのよい人だと茂野も言う。しかし、この母親の存在こそが、もう一つのキーポイントだ。主人公が、やはりラスト近くで、女性との性交渉がうまく行かないことやバイセクシャルであることを母親に話し「俺のことを嫌いに

なった？」と尋ねるたとき、この母親は、現父が母親自身と結婚するまで童貞であったことを引き合いに出し、まだ若いのだから性交渉がうまく行かないこともあるだろうし、男性と性的交渉を持つのもちょっとした迷いであり、「何を言っているの。なおさらいとしいよ」と阿闍世よろしくつつみ込んでしまう。ノーマルという強い立場から見下しながら、息子を抱擁したのだ。ここには、二人の父親に対してなされたような対決は微塵もない。母親は依然として息子に覆いかぶさってしまっている。母もその養育を糾弾されてよいにもかかわらず…。一見優しい顔をしながら、したてに出ていながら、この母は現夫に対しても、主人公に対しても、したたかに包み込み飲み込んでコントロールしてまっているのではないか。現夫との性的関係や、現父が被差別部落出身であることを気にしないという表面上の言説がそれを暗示しているかのようである。おそらく前夫の姓であったであろう「村石」を、この母親や主人公、兄はもちろんのこと、現夫も名のっていることも関係があるのかもしれないと思えてくる。蛇足かもしれないが、このシーンは、バイセクシャルやゲイの人が観れば腹立たしいものであろう。なぜなら、そういったことは、若さゆえの迷いであり、この母は息子を受け入れるのだが、そこでこの母は、自分がノーマルであり、優位であることを示してしまっているからだ。これはこの母親が、寛容な受け入れるような顔をしながら、基盤のところで性的少数者に対し劣位であると位置づける差別観を持っているということだ。村石の一家が「伝統的」な価値観を色濃く持っていることとも強く結びついているに違いない。ちょっとした気の迷いでなくバイセクシャルやゲイを生きている人にとっては、侮蔑とうつったに違いない。もちろん、主人公をふくめた制作者たちが差別的価値観を持っているというわけでは絶対にないし、また映画の価値を減ずるものでもないのはいうまでもない。強いていうならば、現にある差別をスクリーンに事実としてのせただけだ。

オゥディエンスは何を観たか？　この映画をCOME　OUTのものとしてみたならば、さまざまなスティグマのオンパレードといった様相を示すことは先にも記した。これらは庶民の伝統的価値観では「悪」である。村石雅也を含めたスタッフは、それをうつし見せるのだ。それらを乗り越えることがテーマなのだから、当然であり、何をいっているのだということになろうが、ちょっと待ってほしい。ドキュメンタリーなのだからそれらが存在するのは事実だろう。しかし、オゥディエンスである私たちは、本当にそれを直視しえたのだろうかということなのだ。そこへすぐ行く前に、ひとつ断りを入れておきたい。当然のことだが、彼らがこういったスティグマを織り込みながら、作品として映画に創っていくことは、全くの自由だ。そしてまたそれを観てもらいたいと考えるのも当然だろう。観てもらうことが、この市場経済社会での映画の流通・配給システムでは、商品を売ることになるというのも、嫌いな人もいるかもしれないが、いたしかたないことだろう。オゥディエンスが知らない世界を、作品として仕立て上げ、商品として売っていることをとやかく言う気は、私には毛頭ない。これにより、彼らが次回作をとれようになることは喜ばしいことだし、社会的な発言力や名声を享受してよいと思う。マイノリティがそのスティグマを見せ物にしたという評価は当たらないと思う。しかしだ、私たちはいったい本当には何を観たのか？　はたして、私たちは自分を安全圏に置きながら、「不幸な」村石一家をのぞき込んだつもりになっただけではないか？　これは、エンコードする作り手の問題ではない。それをどう観るか、＜読み解き＞デコードするわれわれオウディエンスのあり方の問題だ。この映画がドキュメンタリーであれ、フィクションであれ、そんなことは問わない(もちろんドキュメンタリー映画だが)。映し出されたその世界をちょっとのぞき込んだだけで、知ったつもりになり、安心感をえてはいないか、ある種の妙なカタルシスにしてはいないかということだ。スティグマのオンパレードによって形象される世界が、オゥディエンスにとって自分とは全く切れた別世界に生起することであり、私はああでなくてよかったと単に自分の優位と安定を確かめるだけのものになっていないか。これらのスティグマに対する平板なイメージ

の再確認(その実は錯認であるかもしれない)に終わってしまってはいないか。バイセクシャル、不登校、自傷行為、被差別部落出身、それぞれの重みを、痛みを、観る者はどれだけ引き受けているのか。世間に流布しているイメージの再認に終わってはいないか。オゥディエンス一般があるわけではない。この映画を観た者ひとりひとりの観方がどうであったかということにしかならない。ただ、願わくば世界中の不幸なニュースを観て、自己の安全を確認するような観方であってほしくないのだ。この映画への感動が、眼差しが、「あらゆるニュースには最後の一行がぬけている、それはそれでも私は安心だという一行だ」というものでないことを切に願うのだ。

(文中敬称略、宮台真司、佐藤真、今一生の引用は映画のチラシによる。)

〈"ここの場所"から〉

「遺伝も感染も」ある自然世界、人間世界を…寛大に引き受け合う

松下　徳二(らい予防法違憲国賠訴訟の勝利に向けて共に歩む会)

ハンセン病元患者で文学者の島比呂志先生を妻の紹介で知り、お付き合いをし始めてもう20年近くになる。お付き合いといっても妻と違って私の場合、ただ話を聞くだけのことだが。お話はほとんど「らい予防法」への怒りが中心である。10年以上もこれらの話を聞きながらあきれることに、私は自分から何かをするということはなかった。ただ著書を読んだり、著書の販売に協力したりしただけである。

その中の1冊に『国の責任』(島比呂志・篠原睦治共著)がある。例によってまずは一読と読んでいたら私たち夫婦の名前が出てきたので感激してすぐ篠原先生にお礼を書いた。しかし、この本が忘れられないものになったのは次の文章によってである。

> 開き直って、ぼくらは、「遺伝も感染も」ある自然世界、人間世界を必然かつ不可避な現実として寛大に引き受けあっていくという壮大なロマンチシズムと真摯なリアリズムに立たなくてはならない、とつくづく思うのである。(p.57)

こんな考え方があるのか、こんな考えで行動している人がいるのかという驚き、発見だった。島先生からも私が最近お付き合いしている数名のハンセン病元患者さん達からもこんな考え方は聞いたことがない。遠慮されたのかもしれないが、衝撃的な考えだった。しかし、そのころは38年間の中学校教員を退職して深い安堵の気持ちの中に浸っていたし、遊び心も多くていつの間にやらこの言葉も忘れようとしていた。また一方ではこんな考え方が受け入れられるときが来るかなという気持ちもあった。

そのころにはもう島先生等は国を相手どって提訴しておられた。このことについての私の反応も鈍かった。裁判がどういう風になされるのかまったくわかっていないということもあった。しかし何かはしなければと思い次のような投書をした。

その思い聞き何とか和解を

ついにハンセン病国賠訴訟の裁判が始まった。「被告の国側は全面的に争う構えを見せた」との報道。何とも胸に迫る。

国が争おうとしているその相手は、平均年齢70歳を過ぎた、体の不自由な、経済的にも余裕のない、直接的に支援してくれる人もそう多くは無さそうなハンセン病の元患者さん達である。この原告に、どんなに正当な理や事実があっても、国を相手にとかく長くなりがちな日本の裁判に耐えられる体力などがあるのだろうか。

国は、年老いた元患者さん一人一人が長い間胸に閉じ込めてきた思いをどんな形で理解していくのか。根深く残る偏見(元患者さん達の遠慮する気持ちも)解消にどう取り組むのか。市井で一市民として余生を過ごしたいと望む人にどう支援していくのか。

課題は多いが、裁判で全面的に争うという方向ではなく、国は先ず誠意をもって入所者の思いを聞き、そこから何とか和解の方向を見出し、一日も早い解決を図ってほしい。

この反響が二、三の人からあって、支援する会を作ろうということになって、その時は無職で、無色に近い(主義主張がいい加減)ということで私が事務局を引き受けることになった。大それた使命感があったわけではない。大した仕事ではあるまいと思ってだった。ただ、使い古しもうわずかしか残っていそうにない脳

と能に鞭打って改めてハンセン病関係の本を読まねばなるまいとは覚悟した。読むといっても私のレベルは表面的にいくつかの事実を知るというだけのことだが。

数名の原告の方やごく普通の者が何回か集まって、まず会の名称から話し合った。支援するという言葉には抵抗があるということで、「らい予防法違憲国賠訴訟の勝利に向かって共に歩む会」という長い名前の会ができた。このときの論議の中で、私たちがこれまでいかに無関心、無知であったか、国の流す情報をいかに鵜呑みにして偏見を増幅させてきたか。そして差別隔離絶滅の思想を堅持してきたか。このことが患者さんあるいは元患者さんたちを破れない壁としていかに絶望的にさせてきたかをきちんと自覚すべきだというような意見が出された。

目的、会則なども決めて何とか呼びかけのチラシを作った。チラシに200名近くの人を呼びかけ人として掲載したので1000人ぐらいの会員はすぐだろうと思ったのだが甘かった。いくつかの会で呼びかけもさせてもらったがその場でさっさと入会してくださる人は案外少ないものだ。話せばだれでも入ると考えるのがおかしいのだろう。でもまあ500名を越えたし、助言や励まし・カンパもいただいたしということで、ようやく発足集会、総会をもつことになった。何としても100名以上は集まってもらい力を誇示したい。今そのための準備中だ。総会を終えた後、また会員も増えると前向きに考えている。半年がかりになったけど、まあ素人集団にしては順調にやってきたのではなかろうか。ただ、「会」の回りではいろいろなことが生じていた。

原告団名誉団長の島先生は、過去40年にわたって『火山地帯』という文芸誌の編集発行をしてこられた。芥川賞の候補作品も何回か出た本格的な、全国の同人誌の中でも評価の高い文芸誌である。当然指導者格ではありながら、同人達を一番の仲間、理解者、同志と信じておられたと思う。ところが、一番古くからの同じ「園」の同人が、今回の島先生らの告訴に反対しているふうなのだ。反対理由がよくわからない。1億円余の補償金を要求するなんてとんでもない、国にはここまで良くしてもらった、それなのに恩をあだで返すようなことを今頃になって…、あいつとは行動を共にしたくない、告訴しない者へのこれまでの国の保証が無くなってくるぞ(その同人の意見だけではない)、などらしい。まさに「患者が安穏に生活すればしめたもの」(前号『社会臨床雑誌』p.29)である。真っ先に同調するはずの者が、この程度の考えで、「園」内をあちこちしていると知った時の島氏のお気持ちを想像する。しかも、ことはこれだけでは終わっていないのだ。

4月5、6、7日鹿屋で行なわれた全療協全国支部長会議では、今回の訴訟を「支持する」と全会一致で決定した。もともと全国13の国立療養所の自治会のうち反対色の強かったのは鹿屋の敬愛園だけで、熊本の菊池恵楓園が「静観」、残りは「支持」だったのだが、代表が一同に会しての結果がこうなったのだった。さすがだ、良かったという喜びが私たちに広がった。というのは、これ以前に敬愛園自治会は、次のようなことを決定していたのだ。そのコピー。

平成11年2月25日

自治会運営特例措置について

第2回臨時代議員会において種々検討された結果、園内に混乱を招くことを避けるために「国家賠償訴訟」関係者に対しては、下記のような規制措置をとることが自治会機関において決定されました。

記

(1)訴訟関係者の面会人宿泊所の利用は、理由の如何によらず一切認めない。

(2)公共施設の利用ならびに園内放送による情宣活動・公共の印刷・コピー、常任委員会が認めた事項は、これらを規制の対象とすることができるものとする。

※この特例措置は、平成11年2月25日発行し国家賠償結審の時点で効力を失うものとする。

星塚敬愛園自治会会長　川邊哲哉

ここまでヒステリックになるものか。そういえば、敬愛園では自治会代議員会で「静観」を決めたときも全会一致だったとのこと。もはや論議も民主主義もない

状態かもしれない。おかげで私たちの「会」も「園」内のどの施設も使えずに園内の元患者さんの個人宅で、膝寄せあってやっている。抗議したいところだが、元患者同志で争うということは避けたいという考え方から今は告訴者も私たちも静観待機中である。しかし、このままの状態の中では、私たちの会の発足集会・総会を開くときに何か浮いた感じのものにならないか心配になる。そこで、「会」として対談を申し入れようと考えていたところに又々衝撃のニュース。自治会執行部役員5人の辞任。先の全国支部長会議の際に、敬愛園は反対を決めていたのに「全会一致」となったのはなぜかと、会長が代議員たちにしつこく指弾されたためらしい。しつこくというのはあの全国支部長会が終わってすぐそういう話を聞いていて、その当時はさもありなんと納得できたのだがそれが今頃まで続いていたということだから。ちと尋常ではない。その後、立候補者の無いまま自治会長選挙が実施された結果、再び前会長が最高得票している。執行委員は会長の委嘱ということになっているようなので、近く決まることだろう。その後私たちも対談を申し込むことになる。しかし、その方々と論争・対立したいというわけではない。私たちは提訴した方々とだけでなく、この人たちとも共に歩みたいからだ。(この原稿を書いているときに、新会長は就任を拒否したとの知らせあり。まだしばらくは自治会は機能しないとのこと)

さて、このような障害(失礼)を前に少々気が重くなっているときに又々「今なお生き続けるらい予防法」(篠原睦治・『社会臨床雑誌』7巻1号)である。(この間に篠原さんには島氏の紹介もあって私たちの「会」の会員になってもらい、カンパも助言もいただいた)。訴状、国の答弁書などさすがによく読まれ、整理していらっしゃるといつものように感嘆しながら、"「らい病」は、「実名で病むことを許されない病気」である‥‥"とか"「患者が安穏に生活すればしめたもの」という強制隔離政策が‥‥"などという言葉はよく覚えていて、これからどんどん使わせてもらおうと思いながら、読ませてもらった。早速「会」の運営委員会のメンバーにコピーを配りながら、「何しろこの先生は、らいがうつろうがうつるまいがみんなで普通に町に住もうという考えの人のようです」と紹介したのだが、読み合わせまでしたわけではなかったので、このときには話題にならなかった。(私たちの会ではウツルという言葉は禁句のようになっているかもしれない。ウツリはしないのにウツルウツルといって強制隔離され、差別、偏見、家族崩壊が引き起こされてきたのだ。その根源にあるのがウツルという言葉だった。ウツラナイから安心しなさいというところから出発する必要があったからだろうか)

この後、機会あるごとに何人かに話してみたが「それはなあ」とか「うつるとなるとねえ」というところで止まってしまう。本人と回りの人が少し気づかいすれば‥‥とか中世時代は‥‥とかまで話をしなかったからかもしれないが、そう考えないことが、差別、隔離主義を生む遠因になるのだというところまでには思い至らなかったようだ。分かりやすく正しい理論なのだけれども直ちに世に受け入れられるというわけにはいかないような気がする。

私自身も頭・理屈ではわかったような気持ちでいるが実際はどうなのだろうか。遺伝も感染も、障害者もどころではない、私は教員としてかつてあの子さえいなければと思わなかったことがあっただろうか。今農業高校生の寮監という仕事をしている(まだ2ヵ月間だが)が、篠原さんの考えを知ったせいで何とかぎりぎりのところで、この子がいなければなどと考えないようにしている。でもそれでもかなりのやせ我慢かもしれない。篠原さんの考えには、心から納得しているつもりだが、現実を前にしての私はこの程度である。

もともと私は40年近くの教員生活中前半は競争、序列主義者だった。後半はその克服に取り組んだが次々に輩出する身近の若い競争主義者に自分の考えを注入し、同調させるのは困難なことだった。身の回りの狭い範囲のことでさえこんな風だった。

ましてや頑固な日本、世界を相手にしていらっしゃる篠原さん(ら)の考えが世に広く受け入れられ、政治の世界もが動きだすという日が来るのだろうか。前途はあまりに遼遠だと沈んでいるところへ、今度は鹿児島大学の「着床前診断申請」である。これはまた何というあからさまな優生保護姿勢であろうか。この考えで

押していけば、今後は能力や身長、体型、容貌などにまで及んでくるのではないか。親が本人のために決めるのだからいいではないかという理屈は人々に受け入れられやすい。今後はほとんどの親がこの検査を受け、安心、誇りを持って出産に備えることだろう。とんでもない挑発だと思ったとたんに何だかファイトが湧いてきた。

篠原さんも困難は百も承知、だからこそ各地を飛び歩き、多くの場で発言を続けていらっしゃるのだろう。私もあらゆる場で受け売りをしながら、篠原さんらの考えを世に伝えてみたいし、広まることを楽しみにしていこう。そもそもこの思想の広がりがない限り裁判の勝利はないし、私たちの「会」も生きないのだ。

(なお、島先生は念願の「園からの転居、社会復帰」を実現させるべく6月20日、北九州市に転居されました。)

追記

①「共に歩む会」にご参加下さる方は、鹿児島県鹿屋市旭原町2538-9　松下徳二気付(電話、ファクシミリ0994-44-9687)で、御一報下さい。年会費は1000円です。なお、同様の主旨の会が、熊本、大分、福岡、大阪、東京、兵庫、北海道などで誕生し、それぞれ独自の活動を始めています。そして、8月公判のあとの交流集会で「らい予防法違憲国家賠償訴訟を支援する会全国連絡会」を結成しました。ご関心の節は私たちの会にお問い合わせ下さい。

②私たちの会では原告によるミニ講演会などを開きながら会員増やしに努めています。現在会員７００名です。

編集後記

9月下旬に水戸芸術館の「シャルル・ローゼンタールの人生と創造」というちょっと変わった展覧会に行ってきました。イリヤ・カバコフというウクライナ出身の美術家の展覧会です。シュルル・ローゼンタールは架空の人物で、ロシア革命直後のアバンギャルドとしてちょっとだけ活躍した中堅の芸術家という設定になっています。ローゼンタールは実在の人物ではありまえんが、カバコフ自身がモデルになっていることは確実でしょう。要するに、本人の芸術的営為を別の視点からとらえ直そうというのがこの展覧会のねらいなのだと思います。

この展覧会のテーマはアバンギャルドです。アバンギャルドは前衛ということですから、大衆の一歩手前の突出した位置にいて、皆を引っ張っていく役割を負っているわけです。その行為は革命的であり、その感覚はとぎすまされています。でも、大衆から見れば特殊な人物であり、芸術家本人も「大衆とは違う、特別な存在」と意識しているふしがあります。要するにエリートです。この展覧会はそういうアバンギャルドのあり方を問題化しようとするものでした。このテーマは僕にとっても興味のあるテーマです。市民運動、学生運動などの活動には必ずつきまとう問題だと思います。学生時代の知り合いで、自分を若き日のレーニンになぞらえて政治活動していた人がいました。これは、どうも・・・。

ということで、この展覧会全体の設定も面白かったのですが、展示されている個々の作品も面白かった。例えば、絵本のような作品があります。長い間クローゼットに「ひきこもって」いた少年の話です。少年がクローゼットの開きをあけた時、外の強い白い光線につつまれ、ものの形も失われ、不安に陥ります。そこからカバコフは物の形をとらえ直す努力を始め、さらに物を定義づける言葉そのもの、人間関係そのものをも考え直していきます。この営為は難解ですが、なぜか伝わってくるものがあります。少なくとも、「ひきこもり」を心理学的にとらえ、適応のためには社会的スキルを身につけさせることが必要と簡単に結論づけてしまうやり方よりも、数段面白い営為だと思います。

と、長々と展覧会の話をしてしまいました。校正などの編集作業をしていると、なぜか他のことをイメージしてしまいます。またまた遅れてしまった(申し訳ありません)7巻2号の編集作業もようやく終わりです。さあ、運営委員の平井さんたちとまた何か面白いものを見にいこう。 (中島)

今期からまたぞろ編集委員に復帰した三輪です。復帰した第一印象は、編集に携わっている運営委員のほとんどが「メール」(これは略称なのか正式名称なのか、それさえわからないのですが)を、おそらく時間短縮を目的として利用していることでした。パソコンを持たずFAXを2〜3年前に入れて有頂天になっていた僕は、一般の郵便でゲラを送ってくれる平井さんにいささか申し訳なく思う気持ちがありながら、パソコンを持っていないし、借金までして買う気はないから、そういう僕を編集委員にした社臨のせいだということにして、このままのスタイルでやっていきたいと思います。おそらく、原稿の収集がきちんとできれば問題は片づくはずだ、とも思いますので皆さんのご協力をよろしくお願いします。 (三輪)

社会臨床雑誌　第7巻第2号　Vol.7, No.2
発行年月日◆1999年11月21日
発　行　者◆日本社会臨床学会(代表　篠原睦治)
事務局　：茨城県水戸市文京2-1-1茨城大学教育学部情報教育講座林研究室
電子メール：rasen@ipc.ibaraki.ac.jp
web　:http://yamasr50.edu.ibaraki.ac.jp/syarin/index.html
電　話　:029-228-8314　FAX：029-233-0839
郵便振替　:00170-9-707357
銀行口座　：あさひ銀行花畑支店普通472-1032602
印　刷　所◆有限会社ケイエム・プリント
東京都文京区白山3-3-13
電話：03-3813-7921

Me-KaRa
URoKo-Ga
Po-Ro!

毛利子来
編集代表はタヌキ先生

とワハハ先生
山田 真

こどものからだ こころ いのち を考えるはじめての健康BOOK

ちいさい・おおきい・よわい・つよい

「ちいさい・おおきい（chio）」には保母、小児科医、養護教員、保健所長、研究者、食や環境の市民運動家、教員が編集委員として参加しています。100ページ、大学ノートサイズ。毎号ひとつのテーマにじっくり取り組む「特集ページ」と、各編集委員会が個々の分野からこどもの健康問題にせまる「連載」のページをもつ季刊誌です。特集も連載もわたしたちがもつ「健康の常識」を揺さぶる内容です。広告をとらないため価格がちょっと高めです。でも、その分こどもの側に立ったほんとうの情報をお届けします。

そしてchioから生まれた「学校」をテーマにした「おそい・はやい・ひくい・たかい（oha）」は、やがて巣立つ子どもたちを見守るあなたの2冊目の必読書。

chioもohaもこどもとともに過ごすあなたが日々感じている、悩み、疑問、迷い、提案等々をベースに誌面をつくっていきたいと考えています。

▲定価一二六〇円 一二八頁

◀定期予約受付中
chio・ohaともに年4回発行（2月・5月・8月・11月上旬）
B5判／100頁／定価1000円（No.19まで999円）

ちいさい・おおきい・よわい・つよい バックナンバー

No.1／（改訂版）予防接種
No.2／健康診断
No.3／「アトピー」
No.4／農薬や添加物
No.5／早期教育
No.6／かぜに薬は必要？
No.7／保健室へ行ってみない？
No.8／おやつ・お菓子
No.9／医者へのかかりかた
No.10／こどもの悩み
No.11／みんなママのせい？
No.12／事故だ！
No.13／いじめ
No.14／おっぱい
No.15／除菌は必要ないの？
No.16／体育嫌ぁでなんでいかんの？
No.17／「発育」「発達」遅いと？
No.18／夫って、父親って
No.19／保育園・幼稚園
No.20／うつる病気
No.21／予防接種の迷い
No.22／偏食・朝食ぬきで？
No.23／「らしさ」のふしぎ
No.24／むし歯のはなし［予防編］
No.25／抗生物質

おそい・はやい・ひくい・たかい バックナンバー

No.1／学校でつまずく人生
No.2／えーっ、宿題！？
No.3／担任にはずれた！？
No.4／しつけは家庭で？学校で？
No.5／「友だち」で困ったとき

ブックレットシリーズは

「chio」編集委員の独自の視点から子育て、食、健康をわかりやすくまとめています。ハンディなサイズでお求めやすい価格。

（不定期刊行）A5判

No.1／厚生省「予防接種と子どもの健康」攻略本　改訂版
編集代表 毛利子来　定価632円

No.2／親子で読もうよ「子どもの権利条約」　矢倉久泰　定価735円
No.3／たぬき先生の診察室　毛利子来　定価819円
No.4／肥満は病気のもと？　里見宏・北村美佳　定価903円
No.5／ヘトヘト子育て脱出法　山田真　定価819円
No.6／子育ての精神医学　石川憲彦　定価819円
No.7／こどもたちになにを食べさせたらいいの？　富山洋子　定価735円
No.8／学校から予防接種が消えた　草野喜久恵・母里啓子　定価819円
No.9／ワクチンの作られ方・打たれ方　斎藤貴男　定価903円
No.10／知りたい食中毒と伝染病　里見宏・母里啓子　定価903円
No.11／知りたいインフルエンザ　母里啓子　定価903円

世織書房

〒240-0003 横浜市保土ヶ谷区天王町１-12-12
TEL.045-334-5554　FAX.045-334-4332〈価格は税抜〉
(http://village.infoweb.ne.jp/~fwgi4541/index.html)

●藤田英典＋黒崎勲＋片桐芳雄＋佐藤学編
教育学年報7
ジェンダーと教育
上野千鶴子・江原由美子・小山静子・小玉亮子・関礼子・舘かおる・日野玲子・藤井佐知子・宮崎あゆみ・吉田和子他
予価5800円（8号は2000年8月末発売）

〈教育〉の解読
田中智志編（田中智志・森重雄・越智康詞・広石英記・鶴間規文）
3400円

学校教育の理論に向けて
ディヴィッド・ハミルトン（安川哲夫訳）
3000円

ヴァルター・ベンヤミンの教育思想
〈メディアのなかの教育〉
今井康雄
3200円

青年と近代〈青年と青年をめぐる言説の系譜学〉
北村三子
2600円

教師というアポリア〈反省的実践へ〉
佐藤　学
4000円

教師＝身体という技術〈構え・感知力・技化〉
齋藤　孝
3400円

陸軍将校の教育社会史〈立身出世と天皇制〉
広田照幸
5000円

ソクラテスのダブル・バインド〈意味生成の教育人間学〉
矢野智司
2600円

●8月末刊行〈仮題〉●
藤田英典　教育改革の課題「開かれた学校」に向けて
佐藤　学　学びの快楽　ダイアローグへ
香川大学教育学研究室編　教育という「物語」

第三帝国と安楽死

生きるに値しない生命の抹殺
エルンスト・クレー［著］　松下正明［監訳］

第2次世界大戦中に、ナチス・ドイツによって行われた「安楽死」という名目による精神障害者への迫害を、綿密な調査を通して鋭く告発する原典。待望の邦訳。「精神病院は治療の場でなく、殺害の場と化したのである…」。A5判上製・704頁
◉本体8500円＋税

精神医療17号　最新刊

精神医療編集委員会［編］

■特集■ コミュニティーと障害文化
――障害と共生する地域文化創造への視点――

［座談会］障害文化の周辺／精神科・休日夜間相談センターおかやまの経験から／ワークショップ・精神科医療懇話会という集まりについて／開業日記／書評／他。　◉本体1700円＋税

精神医療と社会

●こころ病む人びとと共に　藤沢敏雄［著］

こころを癒す場であるべき精神病院は、いまだに深い闇の中に閉ざされたままである。本書はこころ病む人びとを支え合い、援け合い、共に生きようと精神医療改革に身を挺した精神科医の悪戦苦闘の記録である。　◉本体3000円＋税

精神医療レポート　◉本体2600円＋税

エルンスト・クレー［著］
山本巌夫＋山崎信之＋山田忠彰［共訳］
精神医療の現実を、精神病院史上初めて患者自身が語り、批判した。

批評社

〒113-0033東京都文京区本郷1-28-36
TEL.03-3813-6344 FAX.03-3813-8990
http://plaza13.mbn.or.jp/~hihyosha/

森田理論応用

ノイローゼ・心身症・そううつ症
青木薫久［著］　好評重版
◉本体1845円＋税

『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』への投稿のお願い

日本社会臨床学会編集委員会

(一)　日本社会臨床学会は、学会機関誌『社会臨床雑誌』を当分の間、年三回発行します。また、学会機関紙『社会臨床ニュース』を必要に応じて随時発行します。

(二)　学会機関誌・紙への投稿は、いつでも広く募っています。別に、特集等を予告して、それにそった投稿をお願いすることもあります。研究発表、実践報告、エッセイ、問題提起、討論、意見交換などの場として活用していきたいので、どしどしご投稿下さい。

(三)　原稿枚数は、四百字詰め原稿用紙三十枚程度としますが、それを越える場合には、編集委員会に御相談下さい。また、〈"ここの場所"から〉、〈「映画と本」で考える〉は、原稿用紙五～十枚程度とします。

(四)　投稿原稿の採否は編集委員会で決定し、その結果をお知らせします。

(五)　掲載させていただいた方には、掲載誌・紙五部を贈呈します。それを越える部数を希望される場合には、編集委員会に御相談下さい。

(六)　投稿原稿は原則として返却しませんので、コピー等をお手許に保存して下さい。

(七)　原稿を、ワープロ、コンピュータ等を使用して執筆されている方は、印字された原稿とともに電子化された原稿データも(フロッピーディスク、電子メール等で)お届け下さるようお願いします。御使用の機種、ソフトウエア等により調整が必要ですので、編集委員会にお問い合わせ下さい。

(八)　なお、編集委員会へのお問い合わせは、学会事務局を通してお願いします。

会費／購読会費について

日本社会臨床学会の運営は、会員／購読会員の会費／購読会費によって行われています。

会計年度は、四月より翌年三月までを一年とし、**年会費は、会員、購読会員とも六〇〇〇円**です。翌年度分を、現年度中に納入いただくことになっています。

会員／購読会員の皆様には、『社会臨床雑誌』・『社会臨床ニュース』を郵送でお送りしていますが、その際に、封筒に貼付してある送り先の住所ラベルの右下隅の数字が、現在納入いただいている会費の最終年度を示しています。

例えば、「1-[1998]」となっていた場合、一九九八年度分まで納入済、「1-[2000]」ならば二〇〇〇年度分まで納入済ということになります。もしも「1-[]」となっていた場合、「一度も会費を払っていない」ということになります。

ちなみに、年度の数字の前の「1」は「会員、または購読会員」を示しています。

会費は、何年度分の会費かを記入の上、「**郵便振替00170-9-707357　日本社会臨床学会**」に納入下さい。

Vol.7 No.2 November, 1999

THE SHAKAI RINSHO REVIEW

The Japan Shakai Rinsho Association

Editorial and Publication Office :

c/o N. Hayashi, Department of Info-Education, Faculty of Education, Ibaraki University,

2-1-1, Bunkyo, Mito-shi, Ibaraki-Ken, 310, JAPAN

CONTENTS

Prologue _____ The Editorial Committee, The Association ____ (1)

The Reports of the 7th Convention of the Association

The Annual Report of the Activities and Accounts of the Association(1998.4~1999.3)

_____ (2)

Symposium I: What are Today's Problems in School and Education? _____ (12)

Symposium II: Self-Decision Right and Counseling in Advanced Medicine _____ (41)

Strengthned Compulsory Education to Be Observed in the Policy for The Handicapped Education

_____ Takeshima, T. ___ (64)

Sophie's Choice(I)—The Organ Transplantation System That Decides Who Lives and Who Dies

_____ Akiba, S. ___ (71)

Our Opinion on the Decision of Yokohama District Court Justifying Ms. Kaneko's Dismissal for the Reason of "Inadequate" Personality _ Shinohara, M., Ozawa, M. & Hayashi, N. ___ (82)

Film & Book Reviews

Namikawa, S.(99) Takemura, Y.(102)

"Where We're At"

Matsushita, T.(106)

The Editors' Comment _____ (110)

The Japanese term *Shakai Rinsho* literally means clinical work on society. However, the meaning is still vaguely defined by our association and we refain from giving it a precise English equivalent at this time.